

史跡大船遺跡保存活用計画

令和 7 (2025)年 3 月

函館市教育委員会



史跡大船遺跡 遠景（東から：令和6（2024）年10月撮影）



「縄文のにわ」（南西から：令和6（2024）年10月撮影）



大型竪穴住居跡
(平成8(1996)年度調査)



出土土器



見学の様子

序 文

史跡大船遺跡は、函館市南茅部地域の太平洋を望む海岸段丘上に立地する、縄文時代中期の遺跡です。深さ2 mを超える大型住居をはじめとした100軒以上の竪穴建物跡や、多様な土器や石器、動植物遺存体などの発見により、長期間にわたり営まれた大規模な拠点集落であることが認められ、当時の生活や生業を知るうえで極めて重要な遺跡として、平成13(2001)年8月13日に国の史跡に指定されました。

史跡指定後は、公有化を経て、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度にかけて史跡の整備事業を実施したほか、平成24(2012)年12月に策定(平成28(2016)年3月改訂)した「史跡大船遺跡保存管理計画」に基づいて史跡の保存管理を行い、広く一般に公開しております。令和3(2021)年には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つとしてユネスコ世界文化遺産に登録され、国内外から高い注目を集めました。

保存管理計画の策定から12年が経過し、史跡を取り巻く環境も大きく変化していることから、本市では史跡の本質的価値を確実に保存し、後世に伝えていくために、このたび「史跡大船遺跡保存活用計画」を策定し、保存管理、活用、調査・研究、整備、運営・体制についての基本方針を定めました。本計画の策定により、史跡の適正な保存管理に努めるとともに、市民や関係団体との連携・協働を図りながら、南茅部地域におけるまちづくりの拠点としての積極的な活用を推進してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり御指導を賜りました文化庁、北海道教育委員会、史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会委員各位をはじめ、日頃より多大な御理解と御協力をいただいている南茅部地域の皆様ならびに本計画に携われた全ての方々に心より感謝申し上げます。

令和7(2025)年3月

函館市教育委員会

教育長 藤 井 壽 夫

例 言

1. 本書は、北海道函館市大船町に所在する史跡大船遺跡の保存活用計画である。
2. 本計画策定事業は、函館市が主体となり、令和6年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定事業）の交付を受けて実施した。
3. 本計画は、函館市が令和6（2024）年度に設置した「史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会」（國木田大委員長）における協議内容を踏まえ、函館市教育委員会が策定した。
4. 本事業に係る事務は、函館市教育委員会生涯学習部文化財課が担当した。
5. 本計画の策定にあたり、「史跡大船遺跡保存活用計画策定支援業務委託」として、株式会社空間文化開発機構が策定支援を行った。
6. 本計画は、史跡を取り巻く環境や社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。
7. 本計画の策定にあたり、次の団体、機関等から多大な御指導と御協力を賜った。御芳名を記し、謝意を表する（順不同）。

文化庁文化財第二課，文化庁文化資源活用課，北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課，北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室，千歳市教育委員会，つがる市教育委員会，鹿角市教育委員会，史跡周辺の土地所有者および地域住民の皆様

凡 例

1. 本計画中では、以下の略称を用いた。なお、初出には正式名称を記している。
 - ・北海道教育委員会 → 道教委
 - ・史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会 → 計画検討委員会
 - ・函館市教育委員会 → 市教委
 - ・函館市縄文文化交流センター → 縄文文化交流センター
2. 引用を明示すべき記載については、本文に註記号（註○）を付し、巻末の参考文献・関係図書において対応箇所を示した。
3. 既存の公開エリアについては、「史跡大船遺跡復元整備基本計画」（平成18（2006）年策定）にある名称に基づくとともに、一部現状を反映し、右図中の呼称を用いた。

- ・「縄文のにわ」
- ・「縄文の森」
- ・盛土遺構
- ・体験学習広場
- ・管理棟



(S=1/5,000)

目 次

口絵

序文

例言・凡例

目次

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

- (1) 計画策定の沿革 1
- (2) 計画の目的 3
- (3) 委員会の設置・経緯 3
- (4) 他の計画との関係 5
- (5) 計画の対象範囲 10
- (6) 計画期間 11

第2章 史跡を取り巻く状況

- (1) 概要 12
- (2) 自然的環境 13
- (3) 社会的環境 16
- (4) 歴史的環境 19
- (5) 文化財 22
- (6) 観光 24

第3章 史跡大船遺跡の概要

- (1) 指定に至る経緯 27
- (2) 指定に至るまでの調査 27
- (3) 指定の状況 37
- (4) 指定後の調査 42
- (5) その他の調査 43

第4章 史跡大船遺跡の本質的価値

- (1) 史跡の本質的価値 47
- (2) 史跡の構成要素の特定 48

第5章 大綱（基本方針） 61

第6章 保存管理

- (1) 保存管理の現状と課題 62
- (2) 保存管理の基本方針 64
- (3) 保存管理の方法 64
- (4) 現状変更等の取扱基準 69

第7章 活用	
(1) 活用の現状と課題	76
(2) 活用の基本方針	81
(3) 活用の方法	82
第8章 調査・研究	
(1) 調査・研究の現状と課題	83
(2) 調査・研究の基本方針	85
(3) 調査・研究の方法	85
第9章 整備	
(1) 整備の現状と課題	86
(2) 整備の基本方針	92
(3) 整備の方法	93
(4) 整備の構想	93
第10章 運営・体制	
(1) 運営・体制の現状と課題	96
(2) 運営・体制の基本方針	97
(3) 運営・体制の方法	98
第11章 実施計画	99
第12章 経過観察	
(1) 経過観察の方向性	101
(2) 経過観察の方法	101
附章 世界文化遺産に係る取扱い	
(1) 世界文化遺産としての大船遺跡の価値	103
(2) 資産および緩衝地帯の設定	105
(3) 保存管理体制	106
関係法令	108
参考文献・関係図書	138

<図目次>

第1章

図1-1	関連計画	9
図1-2	計画の対象範囲図 (S=1/6,000)	10
図1-3	計画の対象範囲図 (S=1/4,000)	11

第2章

図2-1	位置図 (市域・地域 S=1/30万)	12
図2-2	位置図 (史跡周辺 S=1/8万)	13
図2-3	史跡周辺の地形図	13
図2-4	史跡周辺の地質図 (S=1/8万)	14
図2-5	史跡周辺の土壌図 (S=1/8万)	14
図2-6	史跡周辺の植生図	15
図2-7	函館・川汲の月別平均気温・降水量 (令和5(2023)年)	16
図2-8	函館市・南茅部地域・大船町の人口と世帯数	16
図2-9	函館市・南茅部地域・大船町の人口年齢割合 (令和2(2020)年)	16
図2-10	主要な交通アクセスポイント (S=1/30万)	18
図2-11	南茅部地域の埋蔵文化財包蔵地 (S=1/14万)	19
図2-12	史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地 (S=1/4万)	20
図2-13	蝦夷嶋奇観	21
図2-14	先史時代に属する文化財位置図 (S=1/30万)	23
図2-15	観光入込客数・外国人宿泊客数 (令和5(2023)年)	24
図2-16	国別外国人宿泊客数 (令和5(2023)年)	25
図2-17	主な観光・レクリエーションスポット	25
図2-18	国内旅行者の訪問率 (令和4(2022)年)	26

第3章

図3-1	年度別調査地点図 (S=1/3,200)	29
図3-2	主要調査区拡大図 (S=1/1,000)	29
図3-3	竪穴住居の変遷と伴出土器	32
図3-4	住居変遷の模式図	32
図3-5	時期別遺構分布変遷図 (S=1/2,000)	33
図3-6	史跡指定範囲 (S=1/4,000)	38
図3-7	断面位置図 (S=1/4,000)	39
図3-8	A-A' 断面 (S=1/5,000)	39
図3-9	B-B' 断面 (S=1/5,000)	39
図3-10	土地利用状況 (S=1/4,000)	40
図3-11	公有化状況 (S=1/4,000)	41
図3-12	植生エリア (S=1/3,000)	44
図3-13	来訪者の割合 (地域別)	45
図3-14	来訪者の割合 (年代別)	45
図3-15	来訪者のグループ構成 (道県別)	46

第4章

図4-1	構成要素区分の考え方	49
図4-2	構成要素箇所図－史跡指定地内 (I地区 S=1/2,500)	51
図4-3	構成要素箇所図－史跡指定地外 (II地区 S=1/4,000)	57

第6章

図6-1	駐車場と管理棟の位置関係 (S=1/8,000)	64
図6-2	法規制図 (S=1/12,500)	68
図6-3	現状変更等の取扱いにおける地区区分図 (S=1/4,000)	69
図6-4	現状変更等に関するフローチャート	70
図6-5	植栽における模式図	72

第7章

図7-1	縄文関連施設の来訪者数 (令和元～6 (2019～2024)年)	76
図7-2	道内の縄文・世界遺産関係施設の位置 (S=1/140万)	79
図7-3	バス停からの徒歩ルート (S=1/4,000)	81

第9章

図9-1	整備平面図 (第一次整備事業)	91
図9-2	整備計画図 (ゾーニング図 S=1/3,000)	95

第10章

図10-1	令和7 (2025)年度以降の運営・体制	98
-------	----------------------------	----

附 章

図附-1	世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産および関連資産とその位置	103
図附-2	集落展開および精神文化に関する6つのステージ	104
図附-3	遺構概念図および視点場の設定箇所 (S=1/3,200)	104
図附-4	資産および緩衝地帯の範囲 (S=1/1万)	105

<表目次>

第1章

表1-1	「史跡大船遺跡保存活用計画」策定に至る経過	2
表1-2	計画検討委員会委員および関係者名簿	4
表1-3	計画検討委員会の協議内容	5

第2章

表2-1	函館市の文化財一覧	22
表2-2	先史時代に属する文化財一覧	23

第3章

表3-1	発掘調査一覧	28
表3-2	植生一覧	43

第4章

表4-1	構成要素一覧	50
------	--------	----

第6章

表6-1	業務の実施内容	65
表6-2	景観法に基づく規制（函館市景観計画に定める縄文遺跡群都市景観形成地域）	66
表6-3	現状変更等の取扱基準	71
表6-4	導入候補樹種等一覧	73
表6-5	現状変更等の許可を必要とする行為	74
表6-6	現状変更等の許可を必要としない行為	75

第7章

表7-1	道内の縄文・世界遺産関係施設間の距離	80
------	--------------------	----

第8章

表8-1	「縄文文化特別研究」の実績	84
------	---------------	----

第9章

表9-1	第一次整備事業の経過	86
表9-2	整備事業費（財源内訳）	87
表9-3	整備事業費（支出区分別）	88
表9-4	第一次整備事業での整備内容と整備後の経過および対応	89

第11章

表11-1	施策の実施計画総括表	99
-------	------------	----

第12章

表12-1	史跡大船遺跡 保存活用点検表	102
-------	----------------	-----

<写真目次>

第2章

写真2-1	大舟川	13
写真2-2	黒ボク土の調査（平成17(2005)年度）	14
写真2-3	大謀網漁の様子	17
写真2-4	主な出土遺物	20
写真2-5	史跡周辺の遺跡	21
写真2-6	北海道建網大謀網漁業発祥の地及び記念碑	22
写真2-7	先史時代に属する文化財	24
写真2-8	主な観光スポット	26

第3章

写真3-1	重複する住居跡（平成8(1996)年度）	27
写真3-2	住居跡の発掘調査①（平成8(1996)年度）	27
写真3-3	住居跡の発掘調査②（平成8(1996)年度）	30
写真3-4	中期末葉の住居跡（平成8(1996)年度）	30
写真3-5	貯蔵穴の発掘調査（平成8(1996)年度）	34
写真3-6	盛土遺構の発掘調査（平成8(1996)年度）	34
写真3-7	墓の発掘調査（平成8(1996)年度）	34
写真3-8	主な出土遺物	35
写真3-9	調査状況（平成18(2006)年度）	42

第6章

写真6-1	管理棟内の展示	63
写真6-2	露出展示（石皿）	63

第7章

写真7-1	老朽化した骨組	78
写真7-2	樹名プレート	78
写真7-3	スタッフによる解説	78
写真7-4	既設解説板（日・英併記）	78
写真7-5	旧大船小学校	81

第10章

写真10-1	縄文文化交流センター	96
写真10-2	史跡垣ノ島遺跡（管理棟）	96

附 章

写真附-1	視点場からの眺望	107
-------	----------	-----

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

史跡大船遺跡が所在する太平洋に面した南茅部地域は、噴火湾の入口に位置し、海と山、数多くの河川など自然資源に恵まれていることから、縄文時代早期から晩期にわたる90か所以上の縄文遺跡が確認されている。

その中でも本遺跡は、昭和59(1984)年の一般分布調査により大船C遺跡として登載された埋蔵文化財包蔵地で、平成8(1996)年度に旧南茅部町が計画した町営墓地造成に先立ち旧南茅部町教育委員会が実施した緊急発掘調査により、大規模な拠点集落であることが判明した。そのため調査途上において、町と文化庁や北海道教育委員会（以下「道教委」という）との協議を経て現状保存されることとなり、その後、町教育委員会が国庫補助を受けて平成9～11(1997～1999)年度に遺跡の範囲や性格を確認することを目的に詳細分布調査を、平成12・13(2000・2001)年度には遺跡主体部の内容確認調査を実施した。この間、平成10(1998)年度から設置した「大船C遺跡調査検討委員会」（吉崎昌一委員長）の指導・助言を得ながら調査・研究を進め、遺跡の範囲や調査データの精緻化により遺跡の性格や位置付けなどを把握するに至った。

これらの調査によって、縄文時代中期における竪穴住居跡をはじめ多数の遺構の検出や膨大な遺物が出土し、掘り込みが深く大型の住居が数多く存在すること、竪穴住居や土器が連続的に変遷していく過程が詳細に把握できたこと、貝塚や低湿地遺跡が確認されていない当該地域において、様々な動植物遺体の出土から多くの情報が得られたことなど、遺跡の特徴や地域における拠点集落として当時の人々の生活や生業を知るうえで極めて重要な遺跡であることが明らかとなり、平成13(2001)年8月13日に国の史跡に指定された。

その後、平成15(2003)年度には国庫補助事業による史跡地内の民有地の公有化を実施し、平成16(2004)年度に策定された合併建設計画において南茅部地域が縄文文化の発信拠点の役割を担う地域と位置付けられ、合併後の平成18(2006)年3月に策定した「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」に基づき関連事業に着手した。この間、本遺跡においては平成17・18(2005・2006)年度には史跡整備に資するための発掘調査を実施するとともに、平成17(2005)年度に設置した「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」（菊池徹夫委員長）の指導、助言を得ながら整備に向けた事業を本格化させ、平成18～21(2006～2009)年度に保存整備事業を実施し、平成22(2010)年3月に完了した。

一方、本遺跡の保存や整備・活用等に関する方針は、「史跡大船遺跡復元整備基本計画」や整備完了後に刊行した「史跡大船遺跡整備事業報告書」に示しているものの、史跡指定後直ちに公有化や整備に着手したため保存管理計画は未策定のままで、整備後における史跡の保存管理や活用に支障をきたすことが懸念された。さらに、北海道、北東北3県を中心にユネスコの世界文化遺産登録に取り組んでいる「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」が平成21(2009)年1月に世界遺産暫定一覧表に記載され、登録を目指すうえで構成資産の一つとして個別資産のマネジメントプランを作成する必要性が生じたこともあり、保存管理計画策定に向けた取組が急務となったため、平成24(2012)年12月に「史跡大船遺跡保存管理計画」を策定した。

その後、当該計画について文化庁から、専門家の合議による客観的立場からの検討が不足しているとの指導や、道教委から北海道内の世界遺産登録を目指す市町が共同して計画策定を進める

よう提案があったことを契機として、関係市町（千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町）と共同で、平成26(2014)年3月に北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会（以下「実行委員会」という）を設置し、道内の有識者を北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議（以下「検討会議」という）の委員に委嘱し、各史跡の現地視察および計4回の会議を開催し、様々な課題についての検討や議論を行い、多くの指導・助言を得た。

検討会議の総括として、平成27(2015)年3月19日付けで検討会議から実行委員会あてに保存管理計画策定の指針となる「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」の提出を受け、各自治体において検討会議における指導および提言を反映させ計画策定に取り組み、本市においては平成28(2016)年3月に「史跡大船遺跡保存管理計画」（平成27(2015)年度改訂版）を策定した。

これ以降、改訂した「史跡大船遺跡保存管理計画」に基づいて史跡の保存管理を行ってきたが、策定から12年、改訂からでも7年以上が経過しており、現在に至るまでには、主に以下のような情勢変化が生じている。

- 遺跡南（山）側を走る国道278号尾札部道路（バイパス）の部分開通
- 上記に伴う駐車場の整備および「縄文の森」内園路の設置など動線の変更
- 史跡垣ノ島遺跡と合わせた管理運営業務の委託化
- 自然環境の変化および対応（植生環境の向上および推進、獣害対策の実施など）
- 既存施設の経年劣化および対応（景観の改善、新たな整備計画など）
- 世界遺産登録に伴う来訪者の増加（インバウンド含む）
- 世界遺産の構成資産として必要な保存管理の実施
（経過観察、景観対策、遺産影響評価など周辺の緩衝地帯も対象に含む）

このように、史跡そのものおよび史跡を取り巻く様々な環境が大きく変化していることから、最新の情勢を踏まえ現状を確実に反映するとともに、令和7(2025)年度以降に実施予定の整備事業を見据えた内容とすることで、将来にわたって史跡を適正に保存管理し後世に伝え、さらには広く活用していくための基準や方針を定めるため、保存活用計画を策定するに至った。

表1-1 「史跡大船遺跡保存活用計画」策定に至る経過

年度・年月	内 容
昭和59(1984)	一般分布調査により縄文時代中・後期の遺跡として埋蔵文化財包蔵地周知資料を整備(名称：大船C遺跡)
平成8(1996)	町営墓地の造営に先立ち実施した発掘調査で大規模な集落跡を検出
平成9～11(1997～1999)	遺跡の範囲確認調査を実施
平成10(1998)～	「大船C遺跡調査検討委員会」を設置，開催
平成12・13(2000・2001)	遺跡主体部の範囲内容確認調査を実施
平成12(2000)	遺跡名称を「大船C遺跡」から「大船遺跡」に変更

年度・年月	内 容
平成13(2001) 8月	国の史跡に指定(8月13日付)
平成15(2003)	史跡指定地内の私有地を公有化
平成17・18(2005・2006)	史跡内容確認調査を実施
平成17(2005)	「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」を設置, 開催 「大船遺跡復元整備基本計画」を策定
平成18(2006) 3月	「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」を策定
平成18~21(2006~2009)	史跡の保存整備事業(4か年)を実施 最終年度に「史跡大船遺跡保存整備事業報告書」を刊行
平成24(2012) 12月	「史跡大船遺跡保存管理計画」を策定
平成26(2014) 3月	関係市町と共同で「北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会」を設置, 開催
平成27(2015) 3月	検討会議から実行委員会あてに「北海道縄文遺跡群保存活用計画に対する提言書」を提出
平成28(2016) 3月	「史跡大船遺跡保存管理計画」(改訂版)を策定
令和3(2021) 7月	大船遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」がユネスコ世界文化遺産に登録
令和5(2023) 3月	国道278号尾札部道路(バイパス)の一部開通 バイパス沿いに駐車場を設置し「縄文の森」内の園路を整備
令和7(2025) 3月	「史跡大船遺跡保存活用計画」を策定

(2) 計画の目的

このような背景のもとに、史跡大船遺跡を国民共有の財産として将来にわたり確実に保存していくため、史跡を取り巻く環境や歴史および現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備および整備後の維持管理、活用等の基本的な考え方について取りまとめることを目的に、保存活用計画を策定した。

(3) 委員会の設置・経緯

本計画を策定するうえで、必要な事項について多角的に協議検討し、計画に反映する目的で、令和6(2024)年4月に史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱を定め、考古学や植物学、文化遺産等の専門的知見を持った有識者に委員を委嘱し、史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会(以下「計画検討委員会」という)を設置した。

策定にあたっては、文化庁文化財第二課史跡部門担当官および北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係担当者に指導・助言を受けたほか、令和7年(2025)度以降に実施予定の整備事業を見据え、文化庁文化資源活用課整備部門担当官にも情報共有するなど、適正

な事業の推進に努めた。加えて、本遺跡は世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産となっていることから、文化庁文化資源活用課世界文化遺産部門担当官および北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室担当者にも指導・助言を得た。

さらには、本遺跡および同じく世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産となっている史跡垣ノ島遺跡の保存や活用を推進する役割を担う、保存活用や観光・地域振興、教育活動などの有識者からなる「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」に対しても、報告および意見照会を行い、共通認識を図りながら事業を実施した。

計画検討委員会は、7・10・1月の計3回開催し、その他、必要に応じて書面およびリモートにより協議を行った。

表1-2 計画検討委員会委員および関係者名簿

委員			
区分	氏名	所属・職名	分野
委員長	くにきた だい 國木田 大	北海道大学大学院文学研究院 准教授	考古学, 文化財科学
委員	すずき みつお 鈴木 三男	東北大学 名誉教授	植物学, 考古学
	たしろ あきこ 田代 亜紀子	北海道大学大学院 メディア・コミュニケーション研究院 准教授	文化遺産, 地域研究
	ひらの ちえ 平野 千枝	一般財団法人道南歴史文化振興財団 函館市縄文文化交流センター 学芸主任	保存科学, 普及活用
指導助言者			
氏名	所属・職名		
あきの けいすけ 浅野 啓介	文化庁文化財第二課 史跡部門 文化財調査官		
おの ゆきこ 小野 友記子	文化庁文化資源活用課 整備部門 文化財調査官		
すずき ちへい 鈴木 地平	文化庁文化資源活用課 文化遺産国際協力室 世界文化遺産部門 文化財調査官		
うちだ かずのり 内田 和典	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 文化財保護係 専門主任		
むらもと しゅうぞう 村本 周三	北海道環境生活部文化局文化振興課 縄文世界遺産推進室 主査		
事務局			
氏名	所属・職名		
ふじい ひさお 藤井 壽夫	函館市教育委員会 教育長		
はぶ あきひろ 土生 明弘	函館市教育委員会 生涯学習部長		
みやた いたる 宮田 至	函館市教育委員会 生涯学習部次長		
きむら もとこ 木村 元子	函館市教育委員会 生涯学習部文化財課長		
よしだ ちから 吉田 力	函館市教育委員会 生涯学習部文化財課 埋蔵文化財・世界遺産担当 主査		
ふじた まゆ 藤田 真由	函館市教育委員会 生涯学習部文化財課 埋蔵文化財・世界遺産担当 主事		

表1-3 計画検討委員会の協議内容

区分	開催日	内 容
第1回	令和6(2024)年7月9日 	○現地視察 ・史跡指定地および取り囲む範囲の現状と課題の共有 ○会議 ・委員長の選出 ・事業概要について ・「保存活用計画」(素案)の内容について (全体構成, 主に第1～5章の検討・協議)
現地指導 (鈴木委員)	令和6(2024)年7月10日 	・植生の現状(生育状況, 景観への影響等)について ・管理方法(除伐, 除草, 陽光の確保等)について ・活用(樹名プレートの表示等)について ・植栽(修景等)について
第2回	令和6(2024)年10月30日 	・第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について ・「保存活用計画」(素案)の内容について (第1～5章の更新内容の確認, 第6～附章の検討・協議)
現地指導 (浅野調査官)	令和6(2024)年10月31日 	・現状と課題について ・これまでの計画検討委員会での協議内容について ・「保存活用計画」(素案)の内容について ・今後の取り組み(スケジュール等)について
第3回	令和7(2025)年1月23日 	・第2回計画検討委員会等での意見・指摘事項について ・「保存活用計画」(案)の内容について (第6～附章の更新内容の確認, 全体の検討・協議) ・最終審議

(4) 他の計画との関係

ア 函館市総合計画 函館市基本構想 2017-2026 平成28(2016)年12月策定

本計画は、めざすべきまちの将来像と、その実現に向けた基本的な方向性や目標などを示し、長期的な視点で、市民、企業、団体および行政といったまちづくりのあらゆる主体が一体となっ

てまちづくりに取り組んでいくための指針となるもので、目標年次を令和8(2026)年度としている。

第3章2「まちづくりの基本的な考え方」の中で、本市の持つ優位性の一つとして、約1万年前に生まれた縄文文化などの文化的・歴史的資源を有していることに触れている。さらに、第5章「将来像実現に向けた取組の方向性」に掲げる5つの基本目標の一つである「日本一魅力的なまち函館を次世代に継承します」を実現するための取組内容として、魅力ある景観や町並み、市街地の形成や郷土の歴史を継承し文化の振興を図ることが挙げられている。

イ 函館市総合計画基本構想実施計画 第2期函館市活性化総合戦略 2020-2024

令和2(2020)年3月策定(最終：令和5(2023)年12月改訂)

本計画は、「函館市基本構想」で定めたまちづくりの基本的な方向性に基づき、優先的・重点的に進める取組を定めるものである。

基本目標3「快適で魅力あるまちづくりを進めます」に掲げる各施策のうち「⑤文化・スポーツの振興」において、本史跡および史跡垣ノ島遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」のユネスコ世界文化遺産の登録に向けた取組の推進を掲げ、縄文文化の価値や魅力を国内外に広くPRするとともに、登録後は、来訪者を円滑に受け入れる体制の構築に取り組むこととしている。

ウ 函館市地域防災計画

昭和38(1963)年策定

(最終：令和6(2024)年2月改訂)

本計画は、災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的に策定された。

第2章「災害予防計画」において文化財等の予防対策について示され、建物や史跡等の文化財等については、地震その他による災害から守るため、施設所有者は、平常時から文化財施設の点検や補修等に努めることとしている。

加えて、第3章「災害応急対策計画」においては、文化財等の応急対策として、地震などにより被害を受けたときは、市(教育対策部、建築対策部)と連携をとり、施設の補修・修理の実施を図ることとしている。

エ 函館市観光基本計画 2024-2028

令和6(2024)年3月策定

本計画は、観光振興に関する基本的な指針を示すものであり、次の時代に向けた函館観光のさらなるステップアップを図ることを目的に策定された。

本史跡を含む世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する南茅部地区の縄文遺跡は、函館山、五稜郭公園、金森赤レンガ倉庫、朝市といった定番の観光スポットとならび、本市の豊富な観光資源の一つとして挙げられている。

基本方針1に掲げる「質の高い観光により観光消費額を向上させる」コンテンツとしての有効活用が期待され、市中心部からは距離があり、公共交通機関でのアクセスに課題はあるが、「自然や歴史を五感で味わう体験」ができる観光資源として位置付けられている。

オ 函館市都市計画マスタープラン 2011-2030 **平成23(2011)年12月策定**

本マスタープランは、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導および都市施設の整備や市街地開発事業などを実施するうえでの基本的な方針および都市計画区域外を含めた総合的かつ具体的なまちづくりの指針として策定された。

第2章1「まちづくりにおける課題の整理」の「(8)地域の特性・個性の維持・創出」の中で、東部地区の縄文遺跡群は全国の人々を引き付ける数多くの魅力の一つとして挙げられている。

また第4章2「地区別まちづくりの方針」の中で、本史跡が所在する東部地区（南茅部地区）に係る土地利用の方針として、縄文遺跡群のある白尻地区においては、中空土偶をはじめとする出土品の展示や道の駅としての機能を持った函館市縄文文化交流センター（以下「縄文文化交流センター」という）の活用により、文化交流拠点の形成を図ることとしている。また、都市環境の方針として、景観形成にあたっては、太平洋に面した海岸線など、優れた自然景観を有していることから、景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図るものとされている。

カ 函館市景観計画 **平成20(2008)年10月策定**
(令和3(2021)年変更)

本計画は、市全域を景観計画区域とし、当該区域の良好な景観の形成に関する方針および行為の制限に関する事項等を定めている。令和3(2021)年3月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である史跡垣ノ島遺跡、史跡大船遺跡およびその周辺地域における縄文時代の佇まいを感じさせる遺跡景観の形成を推進するため、函館市景観計画を変更した。

この地域の景観形成にあたっては、市全域よりもさらにきめ細かな景観形成の方針および行為の制限を定め、今後とも遺跡を中心とした景観保全や縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくりをめざすこととしており、景観形成基準を示している。

キ 函館市教育振興基本計画 2018-2027 **平成30(2018)年3月策定**
(令和5(2023)年3月改訂)

本計画は、本市の教育施策を総合的・計画的に推進するため、郷土の歴史や文化を誇りに思い、地域の発展を支える人材の育成を目的として策定された。基本目標1「変化する社会を生きる力の育成」の施策2「豊かな心を育む教育の推進」を実現するための主な取組のうち「体験活動等の充実」の中の社会教育施設の活用例として、縄文文化交流センターでの体験学習の様子が紹介されている。

また、基本目標5「心の豊かさを育む文化芸術の振興」の施策2「文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承」に係る現状と課題の分析において、文化財は市民共有の財産であるとともに、まちの魅力を形成するものとして次世代に確実に引き継いでいくべき財産であるとして、保存・活用する取組を進める必要があるとしている。さらに、施策実現のための主な取組の一つとして「文化遺産の保存・活用」を掲げ、縄文文化交流センターを中核として、世界文化遺産に登録された史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡などの貴重な遺産を活用し、縄文文化の普及・啓発の取組を推進するものとしている。

ク 函館市南茅部縄文遺跡群整備構想

平成18(2006)年3月策定

本構想は、平成15(2003)年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、北海道と北東北地域の縄文遺跡を連携させた「北の縄文文化回廊づくり」が合意されたことを受け、貴重な文化財の保存と活用を軸とし、南茅部縄文遺跡群を活用して生涯学習の一層の推進を図るとともに、産業や観光の振興と連動した魅力ある地域づくりにつなげていくため策定された。

これまで本構想に基づき、史跡大船遺跡・史跡垣ノ島遺跡の整備や縄文文化交流センターの建設を実施しており、当該地域の縄文関係施設の整備・活用における基軸となっている。

ケ 本計画とSDGs

SDGsとは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、全ての国際連合加盟国が令和12(2030)年までに取り組む行動計画として、17の目標と169のターゲットが掲げられ、我が国では、平成28(2016)年に「持続可能な開発目標実施指針」を決定し、様々な分野で取組が進められている。

本計画に掲げる大綱 (基本方針) や課題解決のための方法は、SDGsがめざす目標とその方向性を同じくするものであり、施策の推進および実施にあたっては、SDGsの視点を踏まえて取り組むこととする。

特に、本史跡と関連性の高い目標として、以下の4点が挙げられる。

11 住み続けられるまちづくりを



本史跡は、約 1,500 年間にわたって営まれた拠点集落であり、竪穴建物跡が重複した状態で検出されていることから、持続的にこの地に定住していたことを示している。今後も地域住民と連携しながら史跡とその周辺の自然環境を保存管理・活用する。

13 気候変動に具体的な対策を



縄文時代は、温暖化や寒冷化による気候変動や火山活動など、自然環境の変化がたびたびあった。当時の人々が生態系や植生の変化に適応し、一つの場所に定住するために、どのような知恵や工夫を凝らしたのかを見出すことで、現代における温暖化や異常気象などの課題解決に取り組む。

14 海の豊かさを守ろう



太平洋に面した海岸段丘上に立地している本史跡からは、海獣骨や魚骨が多数出土しており、豊かな水産資源に恵まれていたことが窺える。史跡が所在する南茅部地域では現在でも漁業が盛んであることから、海と密接につながった生活を通して、縄文時代から引き継がれた海の大切さを再認識する。

15 陸の豊かさを守ろう



本史跡では、クリやクルミなどの堅果類やマタタビ、ヤマブドウなどが多数出土していることから、周辺には落葉広葉樹の森が広がり、安定した食料や木材の確保が可能な森林資源に恵まれた環境であったことがわかっている。縄文時代から続く豊かな森の保全を通じ、持続可能な資源の活用につなげる。

自然と共生し、豊かで、精神性に富み、1万年以上の長きにわたり続いた縄文文化を、研究・保存していくことで、現在の国際社会が抱える課題に対する解決策が見出されるものである。

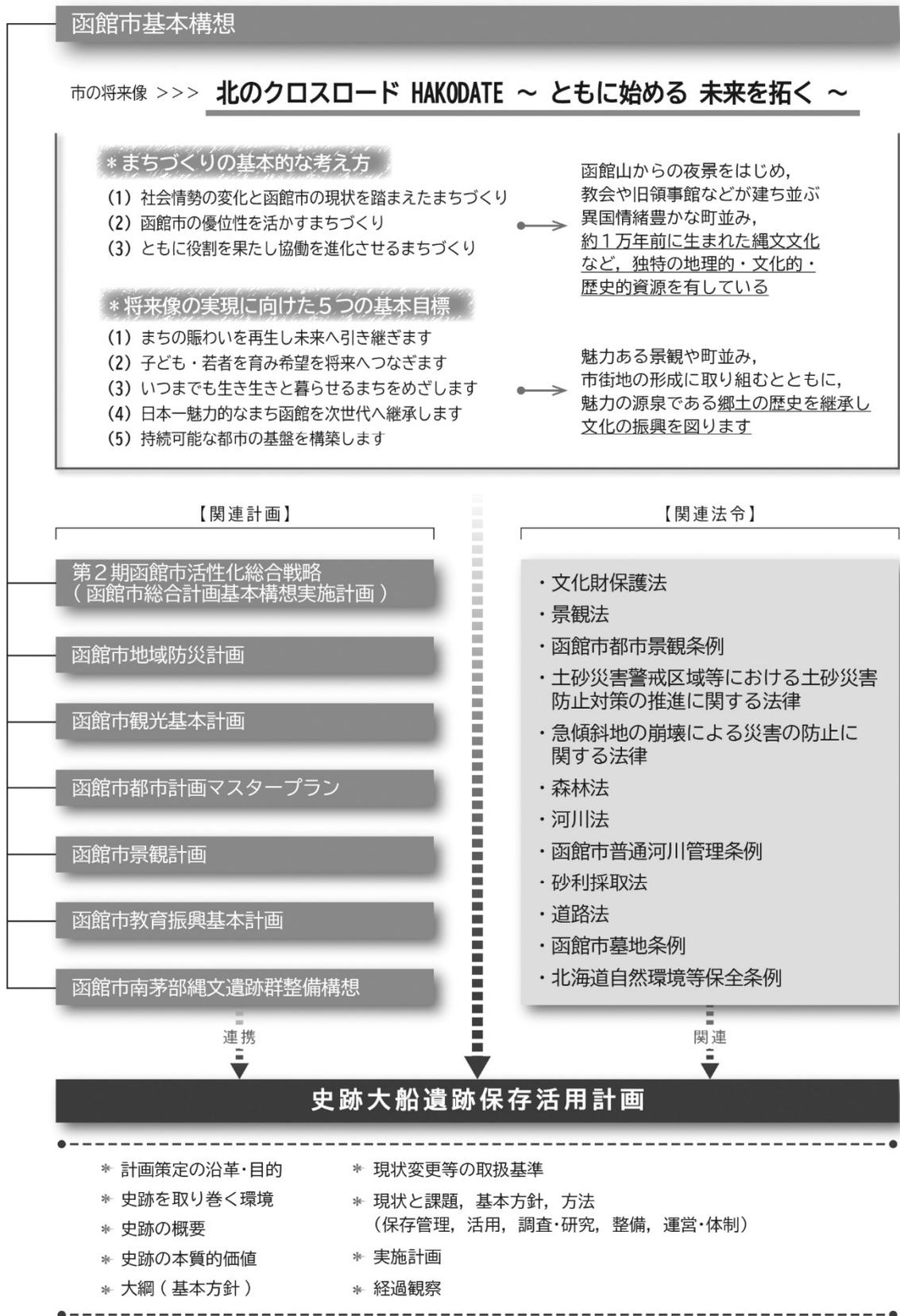


図1-1 関連計画

(5) 計画の対象範囲

史跡指定地の地形や周辺の土地利用の状況に基づき、本計画の対象とする範囲を次の2つに区分した。

- I 地区：史跡指定地を対象とした範囲
- II 地区：史跡指定地周辺の埋蔵文化財および景観等の保護を目的とした、史跡を取り囲む範囲

なお、この地区区分は「史跡大船遺跡保存管理計画」で定めた対象範囲を踏襲するものである。

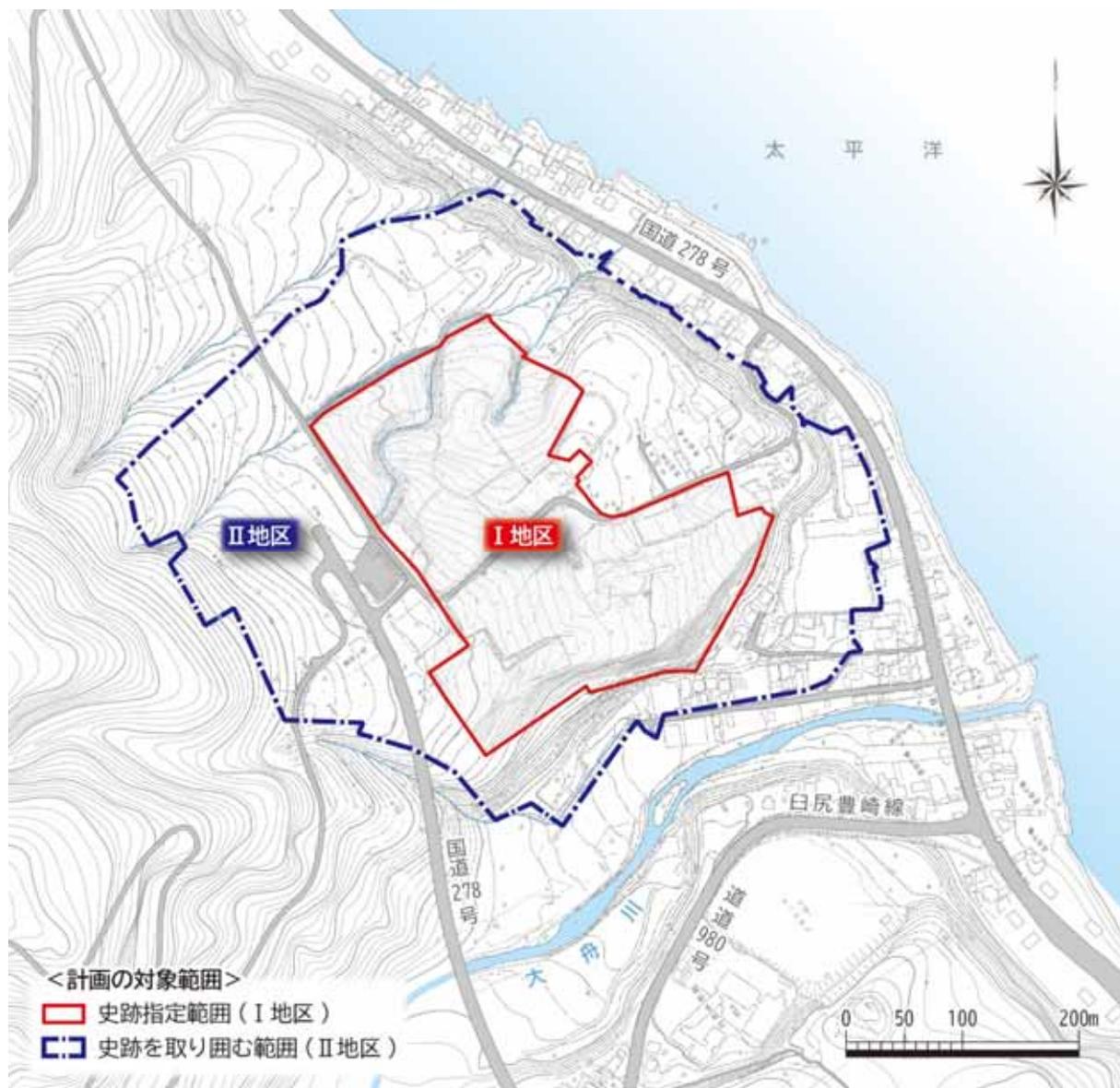


図1-2 計画の対象範囲図 (S=1/6,000)

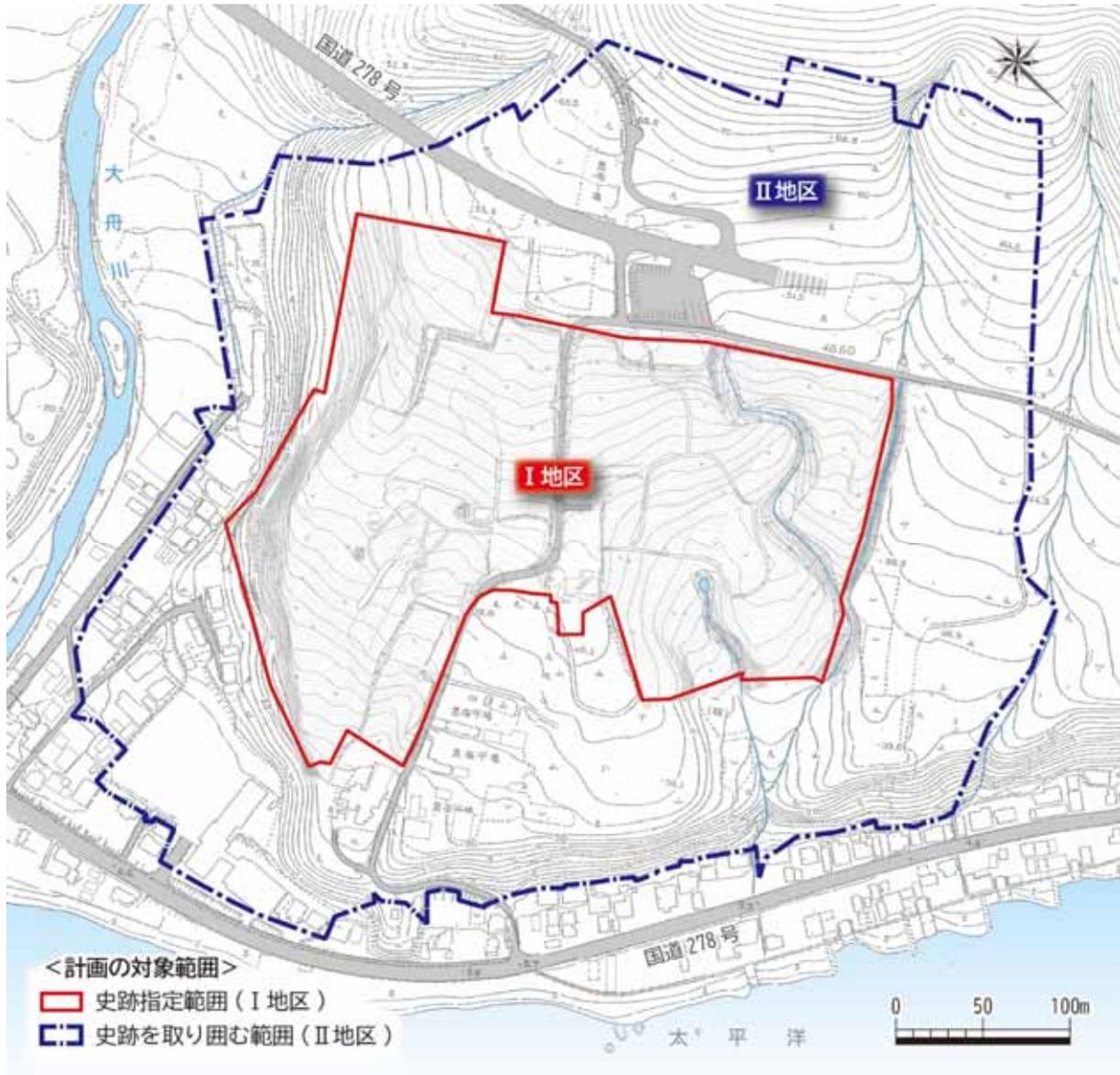


図1-3 計画の対象範囲図 (S=1/4,000)

(6) 計画期間

本計画期間は、令和7(2025)年4月1日から令和17(2035)年3月31日までの10か年とする。また、実施期間は、前期と後期に区分して、それぞれ5年の期間を設定し実施する。

また計画期間内においても、史跡そのものおよび史跡を取り巻く自然や社会情勢など様々な環境に変化が生じた際には、適宜既存計画と照合し検証することとし、都度現状に即した内容への改訂を検討する。

第2章 史跡を取り巻く状況

(1) 概要

函館市は、平成16(2004)年12月の市町村合併後、北海道南西部の渡島半島南東に位置する亀田半島の大部分が市域となっており、南は津軽海峡、北から東は太平洋に面している。市域の中央は亀田山地が占め、西側は函館平野が広がる。市の中心となる市街地は、津軽海峡に突出した函館山(標高334m)を軸とした扇形に広がり、市内には亀田川、松倉川、汐泊川などの二級河川をはじめ大小の河川が流れている。

史跡大船遺跡が所在する南茅部地域は、亀田半島北岸の太平洋に面しており、北海道の中では年間を通じ、気候は比較的温暖といえる。地理的には噴火湾の入り口に当たるため、暖流と寒流の接する前浜はマコンブやタラ、マグロなど水産資源の豊富な地域である。

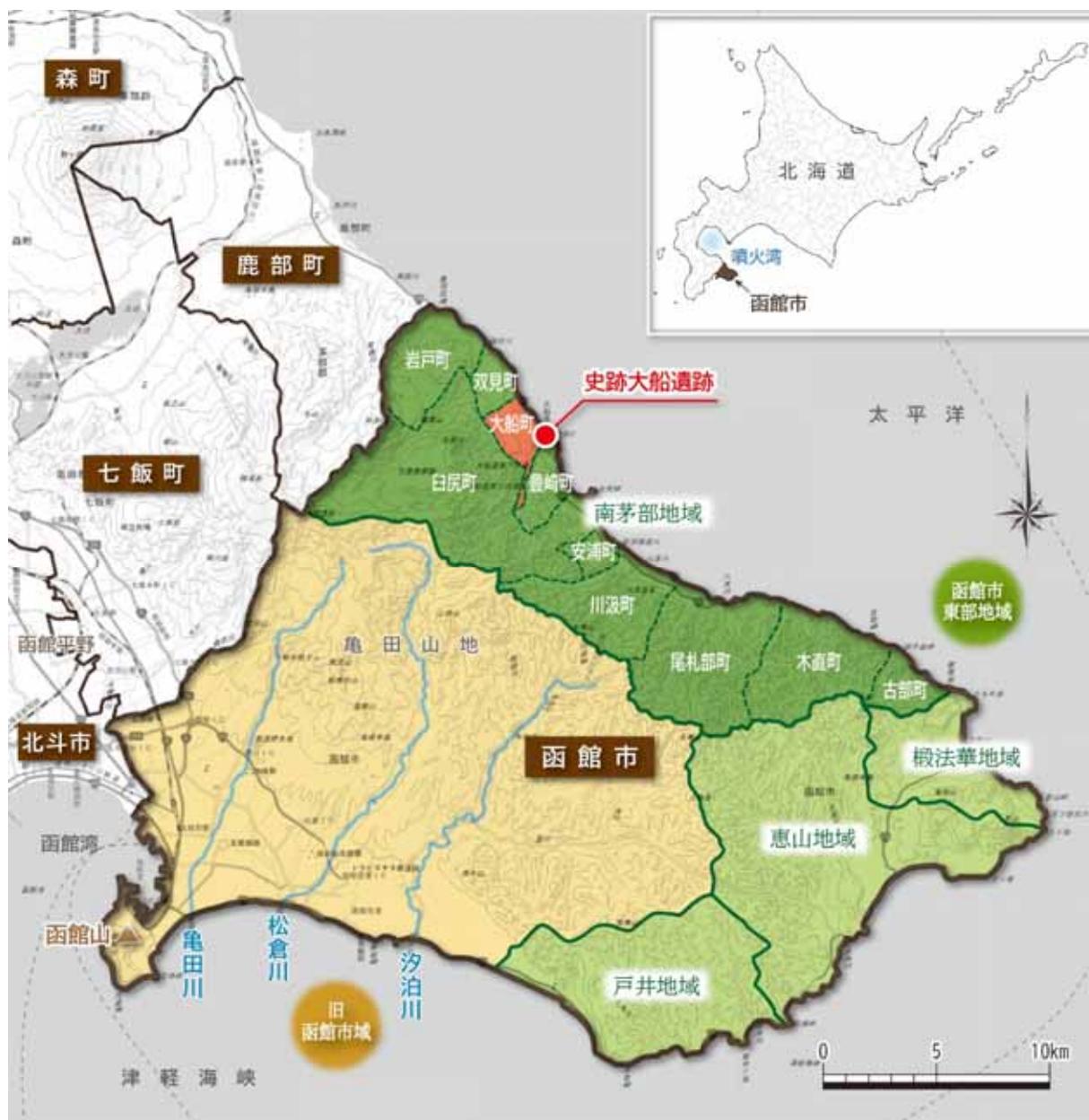


図2-1 位置図(市域・地域 S=1/30万)

道域…白地図(白地図専門店)をもとに作成
市域…地理院地図(国土地理院)をもとに作成

本史跡は、南茅部地域の北寄りを流れる大舟川左岸河口付近の標高約40～50mの海岸段丘上に位置し、南側の背後には亀田山塊の一部でかつてはクリ林だったと伝えられる泣面山（栗の木山）が迫る。大舟川は現在でもサケ・マス類が遡上する魚影の濃い河川である。



写真2-1 大舟川



図2-2 位置図（史跡周辺 S=1/8万）

地理院地図(国土地理院)をもとに作成

(2) 自然的環境

ア 地形

本史跡の所在する南茅部地域の地形は、山地地形、山麓緩斜面、海岸段丘、河岸段丘、平地、海底地形に大別できる。

そのうち本史跡は、標高約40～50mの海岸段丘上に位置している。



(史跡周辺 S=1/8万)

史跡周辺

…色別標高図(国土地理院)をもとに作成

南茅部地域

…地理院地図(国土地理院)をもとに作成

図2-3 史跡周辺の地形図

イ 地質

本史跡の所在する大船地区の段丘上は、泣面山からの崖錐堆積物あるいは扇状地堆積物に大部分が覆われ、形成されている。史跡直下、大舟川左岸の崖面および同右岸の山側には石器の素材となる硬質頁岩や頁岩が広範囲に分布している。大舟川に注ぐ上流、ガロウ川の両岸にも同様に硬質頁岩や頁岩が広範囲に分布している。こうした石材に恵まれた環境が、大規模な縄文集落が成立する要因の一つになったと考えられる。

ウ 土壌

本史跡の所在する大船地区は、山域に褐色森林土が広がり、大船遺跡の南東側は海岸から約1 kmに1～2 kmの幅で黒ボク土が帯状に分布する。史跡周辺から山裾にかけて黒ボク土地帯が帯状にみられることから、ススキやササなどの植生が広がっていたと推測されるが、これは里山など、ヒトの活動によって形成された可能性もある。



写真2-2 黒ボク土の調査（平成17(2005)年度）



図2-4 史跡周辺の地質図 (S=1/8万)

地質図(産総研究 地質調査総合センター)をもとに作成



図2-5 史跡周辺の土壌図 (S=1/8万)

地理院地図(国土地理院),

土壌図(日本土壌インベントリー)をもとに作成

エ 植生

南茅部地域の全般的植生と植物相は、本州の延長線上にあって、海岸に沿って街村状に発達している市街地と、これに伴う耕地、植林地を除いた全域のほとんどが夏緑広葉樹を主体とする自然林に覆われ、植生は豊かである。

史跡の植生は、現在は、人の手による開発が行われ、畑地と落葉針葉樹植林地（カラマツ）となっているが、縄文時代は、史跡の周辺に見られる自然植生のエゾイタヤ・シナノキ群集があったと思われる。エゾイタヤ・シナノキ群集はエゾイタヤ、シナノキ、ミズナラ、ハリギリ、ウダイカンバ、カシワが主な高木となる。

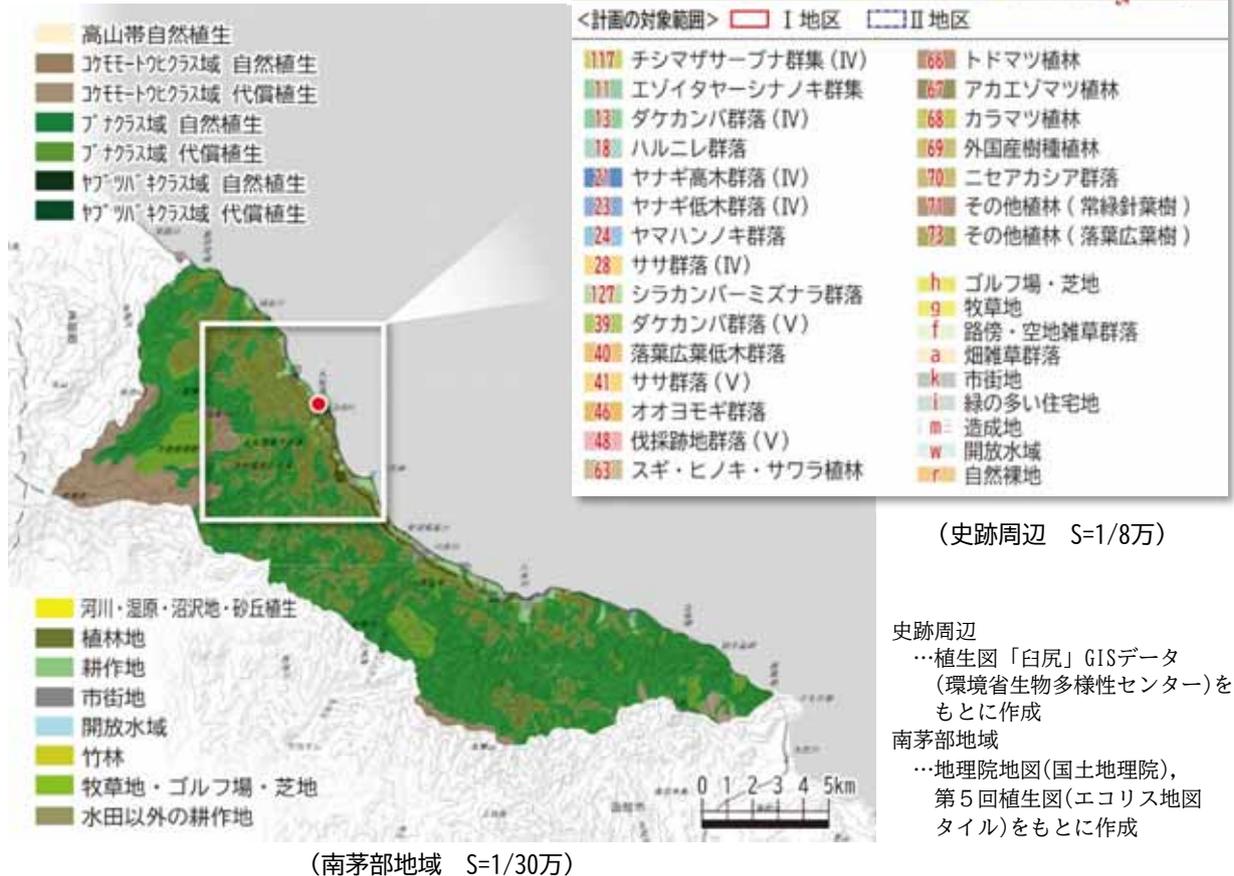


図2-6 史跡周辺の植生図

オ 気象

南茅部地域の気象に最も大きな影響を及ぼすのは海流と背後に迫る山塊である。この地域の気象は、対馬海流 (暖流) や千島海流 (寒流) の影響を受ける海洋性気候であり、夏季には海霧が発生しやすい。昭和51(1976)年以降のアメダス統計によれば、平均気温は、8月から9月にかけての盛夏でも26℃前後で、30℃を超える日はごくまれである。一方、1月から2月にかけては0.5℃

から-9℃前後で、厳冬期でも-10℃を下回することは珍しく、年間の気温較差は小さい。降水量は、0~1.4mm以下が多く、降水量の少ない本市の中でも特に少ない地域と言える。風は静穏な日も多いが、南西または南南西の風が年間を通じて多く吹き、冬は北西の風が多い。初雪は11月初旬で、降雪量は比較的少ないが、3月下旬には大雪となることがある。

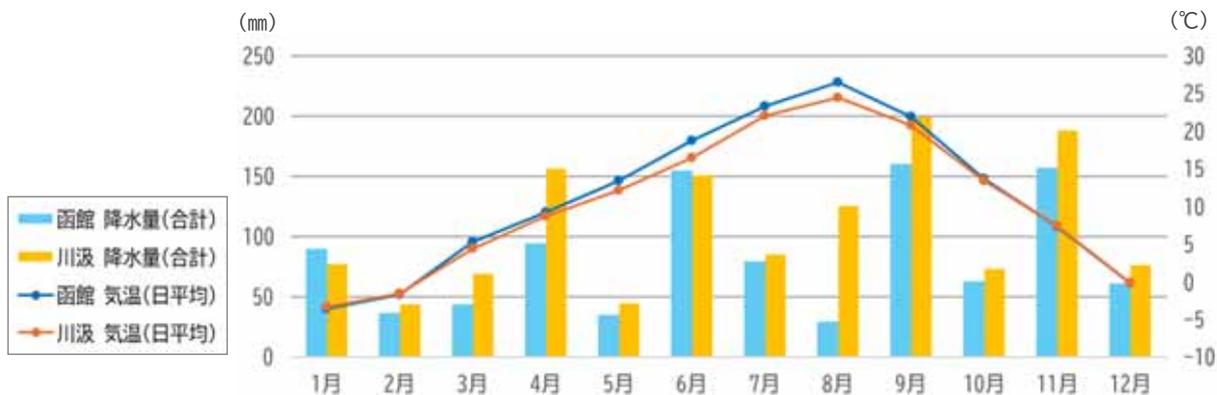


図2-7 函館・川汲の月別平均気温・降水量 (令和5(2023)年)

気象庁の「函館」「川汲」の観測データをもとに作成

(3) 社会的環境

ア 人口

現在の函館市は、平成16(2004)年12月1日に函館市、戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町の1市3町1村が合併して20年が経過している。

本市の人口は238,215人(男性108,457人、女性129,758人)で世帯数138,838世帯と、北海道内では札幌市、旭川市に次いで第3位の人口を有する。このうち、南茅部地域全体では4,207人、2,276世帯で、本史跡の所在する大船町は342人、175世帯となっている(令和6(2024)年5月31日現在)。



図2-8 函館市・南茅部地域・大船町の人口と世帯数

国勢調査・住民基本台帳をもとに作成

人口は年々減少傾向にあり、道内他市と比較して減少数が顕著であるとともに、65歳以上の高齢者が占める割合は37%を超え、少子高齢化を反映した人口構成となっている。



図2-9 函館市・南茅部地域・大船町の人口年齢割合 (令和2(2020)年)

国勢調査をもとに作成

イ 産業・運輸

函館市の主要な産業のうち、第一次産業では沿岸漁業を中心とした水産業が盛んで、令和4(2022)年の漁獲量は、スルメイカ、マグロ、ブリ、キタムラサキウニ、養殖を含むコンブが全道1位、ホッケ、ミズダコなども上位となっている(令和6(2024)年度 函館市農林水産概要)。

特にコンブは国内生産量の9割以上が北海道産だが、函館産はこのうちの約3割を占め、生産量・生産高ともに日本一である。

三方を海に囲まれ、海洋資源が豊富で天然の良港に恵まれている本地域は国内外から多くの人や物が集まり、海運や貿易の拠点として栄え、江戸時代後期の開港を契機に、北洋漁業の基地としての役割が加わって発展してきた。

平成28(2016)年3月には北海道新幹線が開業し、函館市の観光入込客数は560万人を超えたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2・3(2020・2021)年度には大きく減少、観光産業をはじめ取引がある関連産業が大きな影響を受けた。こうしたなか、令和4(2022)年度からは国内・訪日外国人観光客ともに徐々に回復し、令和5(2023)年には台湾との定期航空路線や海外からのクルーズ客船の寄港も再開するなど、観光客数の回復が期待されている。

陸路では北海道縦貫自動車道(道央自動車道)が、隣接する七飯町の大沼公園インターチェンジまで延伸している。また、函館市桔梗町の函館インターチェンジを起点として、函館市上湯川町の函館空港インターチェンジへ至る高規格道路(函館新外環状道路)が令和3(2021)年3月に開通し、渋滞緩和や道南一円のアクセス向上に寄与している。



写真2-3 大謀網漁の様子

ウ 交通アクセス

本史跡は、市内中心部から直線で北東へ約27kmの距離にあり市街地から山間を抜ける道道83号線を通り、南茅部地域の川汲町で国道278号に接続した後、鹿部町方向へ延びる尾札部道路（バイパス）沿いに位置する。令和5（2023）年3月にはバイパスの部分供用が開始され、史跡の北側まで延伸したため、アクセスが向上した。なお、本地域には鉄道が通っていないため、二次交通の手段はバスを含む自動車による移動となる。史跡までの主要なアクセスは次のとおりである。

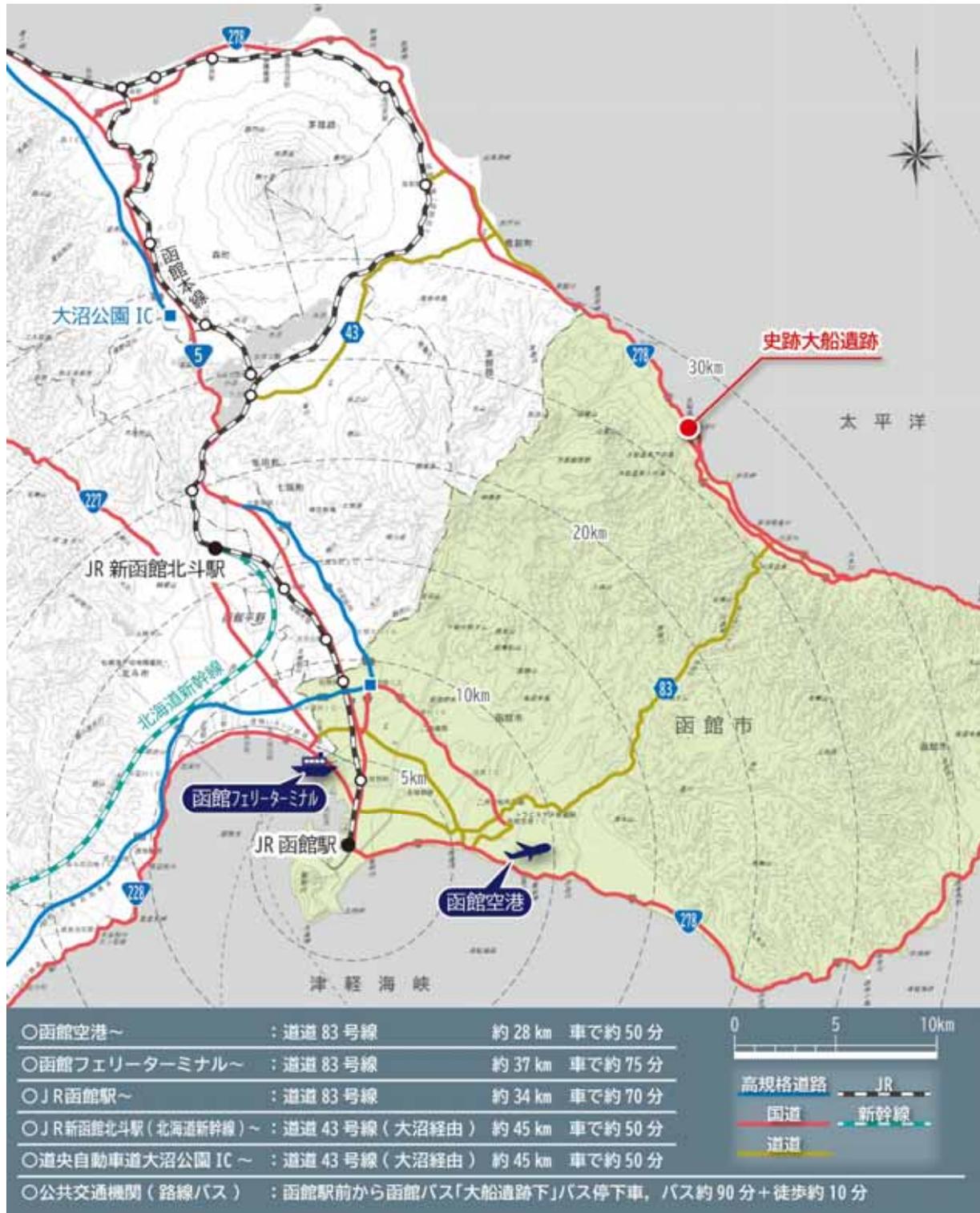


図2-10 主要な交通アクセスポイント（S=1/30万）

地理院地図(国土地理院)をもとに作成

(4) 歴史的環境

ア 函館市の歴史

本市は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、いにしえより海と共に繁栄してきた。中世には道南十二館の一つとして知られる志苔館が築かれ、江戸時代には北前船による交易で賑わった。また、安政6(1859)年には、幕府が長崎、横浜と並び箱館（現在の函館）を日本初の国際貿易港として開港したため、西洋文化の影響をいち早く受け、さらに明治維新の戊辰戦争の際には新政府軍と旧幕府脱走軍との最後の戦い（箱館戦争）の舞台となった。

明治以降は北海道の玄関口として発展し、青函連絡船の運航や函館空港の開港、青函トンネルの開通、北海道新幹線の開業など、津軽海峡を挟んだ本州との交流の拠点としてさらに重要性を増している。

こうした恵まれた自然や地勢によって栄えた本市の歴史は、先史時代にも遡ることができる。現在、函館市域では325か所の埋蔵文化財包蔵地が登録されており、旧石器時代から今日に至るまで人々が連綿と生活を営んでおり、特に本州との交流は様々に変化しながらも繋がってきたことが遺跡や歴史資料から窺える。

イ 南茅部地域の歴史

(ア) 先史時代

南茅部地域においては、水産資源が豊富な太平洋をはじめ、緑豊かな山々や多くの河川など多様な自然環境に恵まれていることから狩猟、漁労、採集を基盤とした縄文文化が栄えていた。縄文時代早期から晩期にわたる90か所以上の縄文遺跡が所在しており、本史跡をはじめ大規模な集落跡が数多く確認されている。

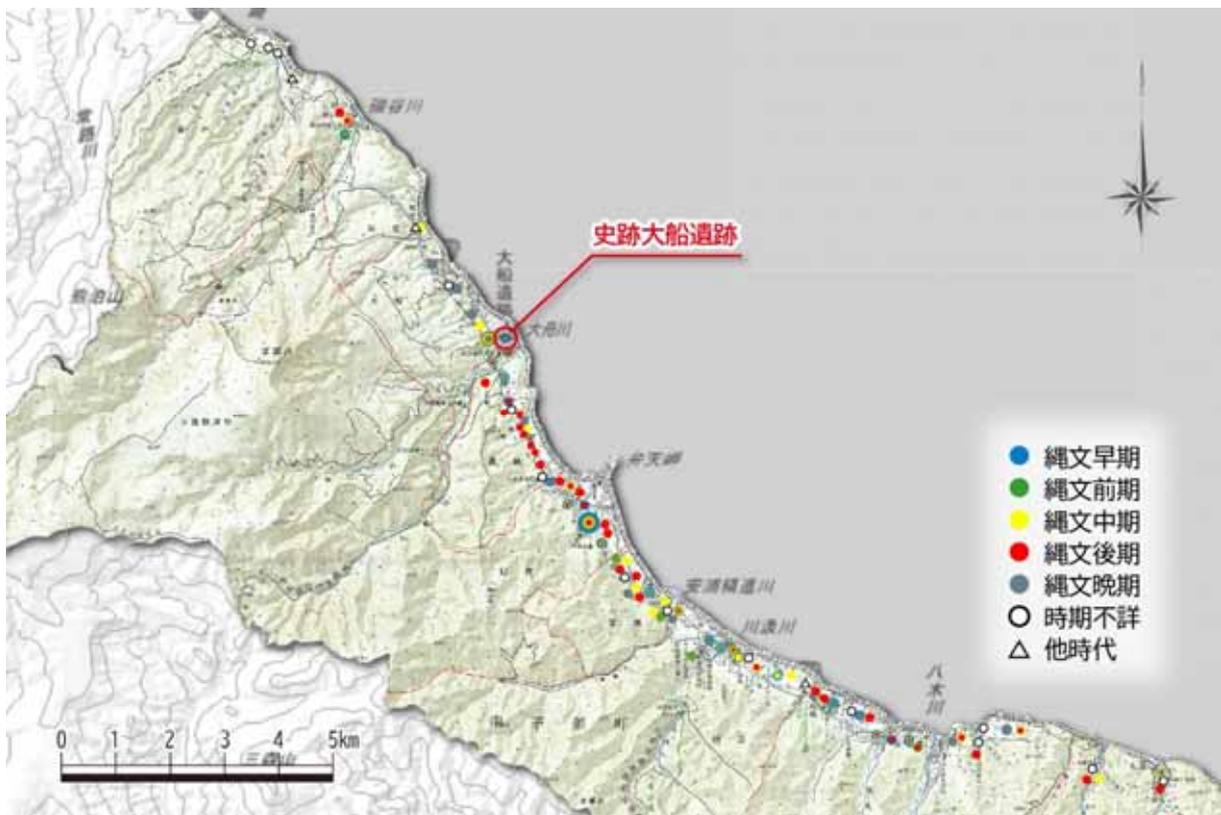


図2-11 南茅部地域の埋蔵文化財包蔵地 (S=1/14万)

地理院地図(国土地理院)をもとに作成

昭和38(1963)年の黒鷲遺跡の発掘調査を嚆矢として、50年以上にわたり実施してきた発掘調査による出土品は400万点を優に超えている。その中には、著保内野遺跡出土の国宝「土偶」(中空土偶)や垣ノ島B遺跡出土の土坑墓(縄文早期前半)に副葬された漆製品、垣ノ島遺跡出土の足形付土版(縄文早期後半)や臼尻B遺跡出土の函館市指定文化財「シカ絵画土器」(縄文中期後半)、本州との交易を示すヒスイやアスファルト塊など、我が国の歴史と文化を語るうえで貴重な考古資料も数多く発見されている。このように限られた範囲ながらも特徴的な地域を形成していることから、本市ではこれらの南茅部地域に集積する遺跡群の活用に向けて、平成18(2006)年3月に「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」を策定している(第1章(4)参照)。



写真2-4 主な出土遺物

本史跡周辺には大舟川流域を中心に縄文遺跡が数多く分布している。本史跡に隣接する段丘直下の大舟川河口の平地(低地)には、大船A遺跡が所在する。縄文時代晩期を主体とし、二重の石囲炉が検出されたほか、当該期の土器とともに土偶が出土している。そのほか早期、中期、後期の遺物が少量確認されている。

大舟川左岸の海岸段丘上においては、本史跡の南東側に、前期および中期を主体とする大船H遺跡、中期後半を主体とする大船I遺跡がある。また、本史跡西側の小沢を挟んだ対岸には、中期後葉から後期初頭の竪穴建物跡や土坑、早期、中期から晩期、続縄文時代の遺物が確認された大船G遺跡が所在する。



図2-12 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地
(S=1/4万)
地理院地図(国土地理院)をもとに作成

一方、大舟川右岸においては、縄文早期から晩期の遺物が確認された豊崎M遺跡が所在し、主体となる中期には本史跡と同時期の小規模な住居群が形成されている。そのほか河岸段丘上の標高60～80mの緩斜面には豊崎N遺跡、標高30～32mの緩斜面には豊崎Q遺跡が所在する。いずれも縄文早期や後期を主体とし、豊崎N遺跡からは後期中葉の土器に入ったアスファルト塊が出土している。

このように、縄文時代の大舟川流域は、時期ごとに異なる立地環境を生活の場としていたことが窺えるが、縄文中期には本史跡が地域の拠点的な集落であったと位置付けられる。

なお、前出の大船A遺跡を除くと、縄文晩期を主体とする遺跡は確認されておらず、遺物が散見される程度である。後続の続縄文文化期においても遺構はほぼ検出されず、遺物の出土も少ない。さらに擦文文化期になるとその傾向はより顕著となり、縄文晩期以降において当該地域の利用は極めて少ない状況にある。



大船G遺跡, 大船H遺跡



豊崎Q遺跡



アスファルト塊（豊崎N遺跡出土）

写真2-5 史跡周辺の遺跡

(イ) 歴史時代

史料にみえる南茅部地域の歴史は、延宝5(1677)年、能登の飯田屋与五右衛門が八木浜(現尾札部町)へ漁業のために来住したことに始まるとされる。近世には商場知行制に基づく松前藩の箱館六箇場所(持場)中で最大の場所である尾札部場所に含まれる。尾札部場所は南茅部地域の中央東寄りを流れる八木川と尾札部川の間を拠点に、東は亀田半島東端、西は松屋崎(現森町砂原地域)で、約62kmの海岸線に設定されていた。近世には松前藩主直轄領、松前藩の重臣新井田家の知行地や幕府直轄地などになっており、また和人とアイヌの人々との交易場所である運上屋が尾札部と白尻にあった。産物はコンブ、ノリ、ニシン、イリコ、干鰯、魚油、オットセイなどで、恵山岬から木直までの約12kmの険しい断崖の続く前沖はブリ、マグロ、タラの有数の漁場で、尾札部川から西方の鹿部川下での磯浜は良質なコンブの産地であった。特に当地域の昆布は北前船の時代から白口浜真昆布と呼ばれ「天下昆布」、「昆布の絶品」(『蝦夷嶋奇観』)とされ、江戸時代には将軍家への献上品とされた。



図2-13 蝦夷嶋奇観

寛政12(1800)年、和人の集落化が進んだことから、幕府は白尻を含む箱館六箇場所を和人地と定め村並とした。安政5(1858)年に白尻は正式に村となり、現在の南茅部地域の西半部にあたる板木・熊泊・磯谷を持場として含んだ。

文政期(1818~1830年)に南部三陸地方で発達したニシン建網(大謀網)が天保10(1839)年に白尻・尾札部に伝わったことから、当地域は北海道大謀網(定置網)漁業発祥の地となった。尾札部町黒鷲岬にはこれを記念する石碑が建立され市指定史跡となっている。



写真2-6 北海道建網大謀網漁業発祥の地及び記念碑

明治2(1869)年の国郡画定では渡島国茅部郡に所属、明治6(1873)年に白尻村から熊泊村が独立し、明治39(1906)年に白尻村は熊泊村と合併し白尻村として尾札部村とともに二級町村制を施行した。なお、明治9(1876)年に尾札部村から楸法華村を分村している。

昭和34(1959)年5月に白尻村・尾札部村の両村が合併し、南茅部村を経て、同年9月に町制を施行し南茅部町となった。平成16(2004)年12月1日には戸井町・恵山町・楸法華村とともに函館市と合併した。

なお、江戸時代以降かつての大船地区の地名には、「クマオ」「クマトリ」「大舟川」「二艘トマリ」「大船川」「ヲタハマ」「クマトマリ」「熊泊り」などの表記がみられる。明治16(1883)年以降には大字熊泊村「字稻荷野」「字小田浜」「字太田浜」など多くの小字名が記されていたが、昭和16(1941)年の旧白尻村字名改正において「字大船」となり、平成16(2004)年の合併後は「大船町」となった。

(5) 文化財

本市には、令和7(2025)年3月現在、国指定文化財18件、国選定文化財1件、国登録文化財21件、北海道指定文化財19件、函館市指定文化財90件、計149件の文化財がある。

国・道指定の文化財は建造物や古文書など幕末から明治期にかけてのものが多く、函館の歴史的特色がよくあらわれている。加えて、北海道を特徴付けるアイヌ文化に関する資料も見られる。

このうち国の特別史跡に指定されているのは五稜郭跡の1件、史跡に指定されているのは、本史跡を含め四稜郭、志苔館跡、垣ノ島遺跡の4件である。また、先史時代(旧石器時代、縄文時代、続縄文時代)に属する文化財(史跡および考古資料)は、道指定史跡の恵山貝塚など19件である。

表2-1 函館市の文化財一覧

区 分	国			道	市	計
	指 定	選 定	登 録	指 定	指 定	
国宝	1					1
重要文化財	建造物	6				6
	美術工芸品	3				3
特別史跡	1					1
史跡	4			3	4	11
名勝	1				3	4
天然記念物					5	5
重要有形民俗文化財	1					1
重要無形民俗文化財	1					1
登録有形文化財			20			20
登録記念物			1			1
有形文化財	建造物			5	1	6
	美術工芸品等			11	70	81
重要伝統的建造物群保存地区		1				1
民俗文化財	有形民俗文化財				5	5
	無形民俗文化財				2	2
計	18	1	21	19	90	149

表2-2 先史時代に属する文化財一覧

<国指定>

No.	区分	名称	時代	所在地	指定年月日
1	国宝	土偶	縄文	函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2007/6/8
2	重要文化財	北海道豊原4遺跡土坑出土品		函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2016/8/17
3	史跡	大船遺跡		函館市大船町	2001/8/13
4		垣ノ島遺跡		函館市白尻町	2011/2/7

<道指定>

No.	区分	名称	時代	所在地	指定年月日
1	有形文化財	樽岸出土の石器	旧石器	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1957/12/20
2		榎法華出土の尖底土器	縄文	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1968/3/29
3		日ノ浜遺跡出土の動物土偶		函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1970/2/12
4		サイベ沢遺跡出土の遺物		函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1971/3/5
5		住吉町遺跡出土の遺物		函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1971/3/5
6	史跡	恵山貝塚	続縄文	函館市柏野町	1967/3/17

<市指定>

No.	区分	名称	時代	所在地	指定年月日
1	有形文化財	恵山貝塚出土品を中心とする恵山文化期骨角器製品一括資料506点並びに恵山貝塚出土遺物を中心とする恵山式土器一括資料62点(いずれも旧能登川コレクション)	続縄文	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1962/11/3
2		日ノ浜遺跡出土硬玉製玉(縄文晩期)	縄文	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1962/11/3
3		有舌尖頭器類73点	旧石器	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	1964/11/3
4		白尻B遺跡出土『シカ絵画土器』	縄文	函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2000/8/10
5		八木B遺跡出土『注口土器及び下部有孔土器』		函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2000/8/10
6		ブラキストンの大形磨製石斧		函館市青柳町17-1 市立函館博物館	2006/4/12
7		白尻C遺跡出土の赤彩土器		函館市白尻町551-1 縄文文化交流センター	2017/5/10
8		戸井貝塚出土品	函館市青柳町17-1 市立函館博物館	2019/12/25	
9	史跡	日ノ浜遺跡		函館市高岱町	1959/8/1

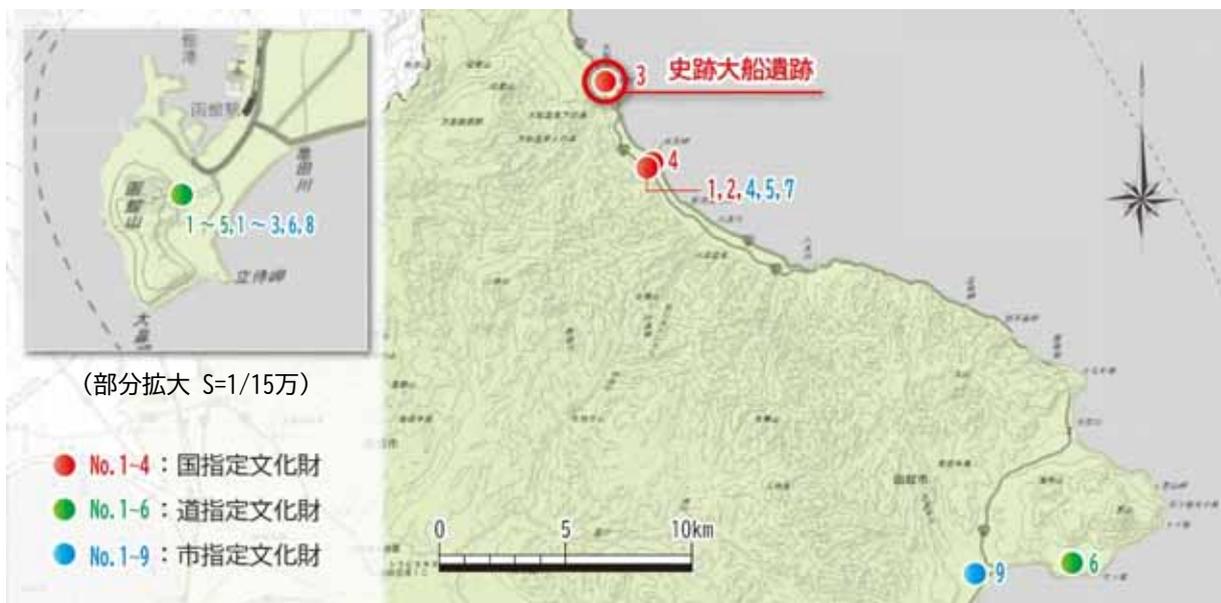


図2-14 先史時代に属する文化財位置図 (S=1/30万)

地理院地図(国土地理院)をもとに作成

文化財に指定されている考古資料は、いずれも市立函館博物館または縄文文化交流センターで所蔵しており、学芸員資格を持つ専門職員のもとで保存・管理している。また、史跡についても現況調査のほか状況確認を都度行うなどして、適正な保存管理に努めている。



垣ノ島遺跡



北海道豊原4遺跡土坑出土品



椴法華出土の尖底土器

写真2-7 先史時代に属する文化財

(6) 観光

国内屈指の観光都市として人気が高い本市は、観光業が基幹産業の一つとなっている。令和5(2023)年の観光入込客数は約528万人で、コロナ禍における一時期の減少傾向から増加傾向に転じている。夜景で人気の高い函館山の眺望など良好な景観や温泉施設などに恵まれ、伝統的建造物群や特別史跡五稜郭跡など歴史的な建造物や史跡が数多く存在し、新鮮な魚介類など食の魅力も来訪の目的となっている。近年は北海道新幹線の開業による道外からの観光客や、国内外からのクルーズ船の寄港による観光客が増加している。また、アジア各地を中心に海外からの観光客数が年々伸びており、滞在型、通年観光型の国際観光都市を目指している。

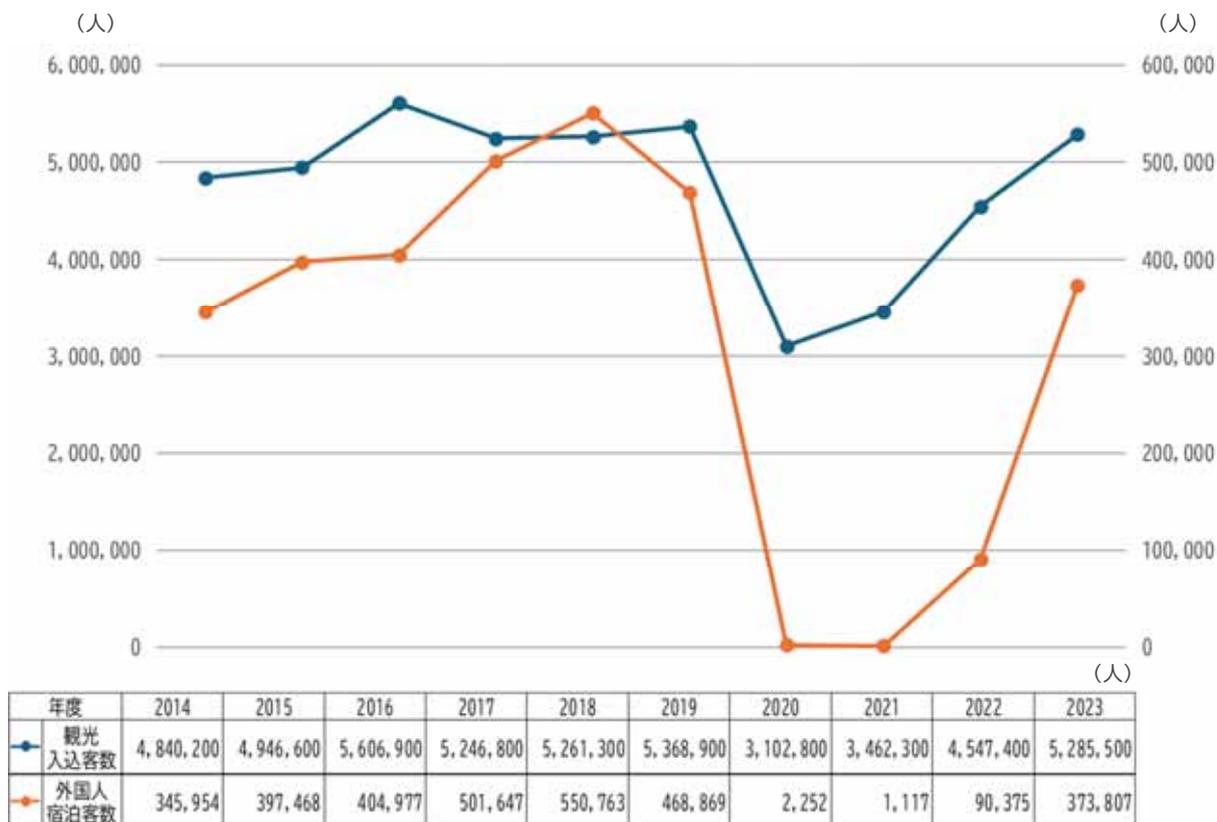


図2-15 観光入込客数・外国人宿泊客数（令和5(2023)年）

函館市ホームページ「来函観光入込客数推計」をもとに作成

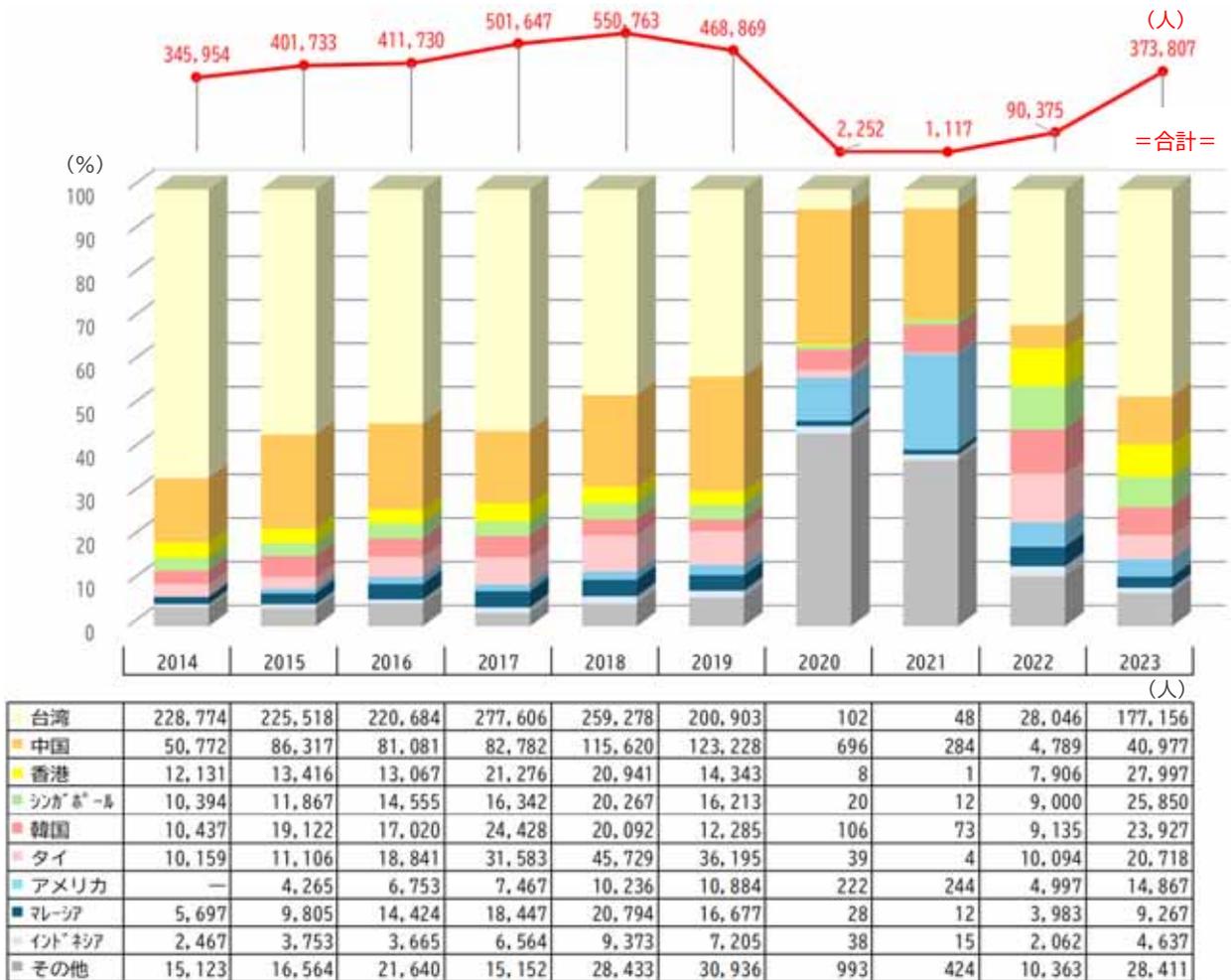


図2-16 国別外国人宿泊客数（令和5（2023）年）

函館市ホームページ「来函観光入込客数推計」をもとに作成



図2-17 主な観光・レクリエーションスポット

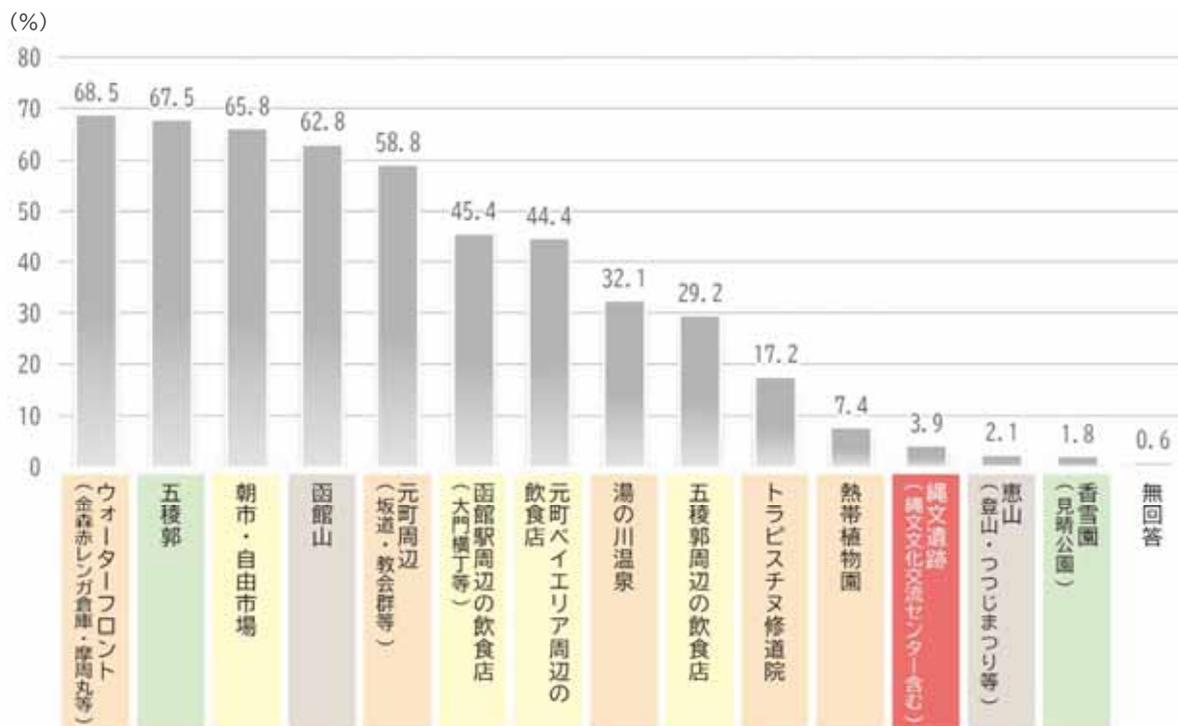


図2-18 国内旅行者の訪問率（令和4（2022）年）

函館市ホームページ「令和4年度(2022年度)函館市観光動向調査」をもとに作成



函館山からの眺望



特別史跡 五稜郭跡



朝市



旧函館区公会堂



金森赤レンガ倉庫



ハリストス正教会

写真2-8 主な観光スポット

第3章 史跡大船遺跡の概要

(1) 指定に至る経緯

大船遺跡は、平成8(1996)年度に町営墓地(大船霊園)の造成事業に先立つ緊急発掘調査を実施した際に、多数の重なり合う竪穴住居跡を検出するとともに膨大な遺物が出土した。12月に入り、当該年度内での調査完了が困難であると見通されたため、当時の南茅部町が文化庁や道教委との協議を進め、遺跡の現状保存を前提に、平成9～13(1997～2001)年度に国庫補助事業による遺跡の範囲内容確認調査を実施し、遺跡の範囲を確定した。

さらに、平成10(1998)年度から各分野の専門家で組織した「大船C遺跡調査検討委員会」や文化庁、道教委の指導を受けながら、遺跡の価値付けと調査成果の検討を重ねた結果、縄文時代における重要な拠点集落であることが認識され、当時の町長の英断のもとに遺跡の保存を決定し、平成12(2000)年度に史跡指定の申請を文化庁に提出し、平成13(2001)年8月13日付けで史跡に指定された。



写真 3-1 重複する住居跡 (平成8(1996)年度)



写真 3-2 住居跡の発掘調査① (平成8(1996)年度)

(2) 指定に至るまでの調査

ア 発掘調査の経過と内容

本史跡は、前述のとおり、平成8(1996)年度に実施した緊急発掘調査の成果により、現状保存されることとなった。その後、史跡指定に向け、遺跡の範囲や性格を確認するために国庫補助事業として、平成9～11(1997～1999)年度に範囲確認調査を実施した。また、平成12・13(2000・2001)年度には範囲内容確認のため平成8(1996)年度調査区の西側の調査を実施した。平成13(2001)年8月の史跡指定後においては、平成17・18(2005・2006)年度に史跡整備に向けた調査を実施した。

これまでの発掘調査の年次別事業内容は、次のとおりである。

表3-1 発掘調査一覧

年度	区分	面積 (m ²)	調査成果概要	遺構・遺物	
昭和59(1984)	一般分布調査	—	・縄文時代中期，後期の遺跡であることを確認	—	
平成6(1994)	範囲確認調査	—	・試掘坑を29か所設定	竪穴住居跡	13軒
				土坑	2基
				遺物	1,792点
平成8(1996)	発掘調査	4,500	・集落の造営時期は前期末葉から中期末葉であることが判明	竪穴住居跡	92軒
				土坑	66基
				盛土遺構	1基
				土器・石器	180,960点
				動植物遺体	多数
平成9(1997)	範囲確認調査	400	・遺跡の主体となる縄文時代中期の集落が大舟川左岸に沿った舌状台地の約2,500m ² に集中していることが判明 ・竪穴住居跡等を一部公開	竪穴住居跡	24軒
				土坑	22基
				遺物	8,314点
平成10(1998)	範囲確認調査	900	・南東側斜面土坑群を検出 ・調査区内の竪穴住居跡が南西側に広がることを確認	竪穴住居跡	11軒
				土坑	8基
				遺物	16,912点
平成11(1999)	範囲確認調査	650	・平成8(1996)年度調査区の西側と盛土遺構中央部を調査	竪穴住居跡	2軒
				遺物	18,440点
			・集落の主体部が南側の台地まで広がっていることを確認 ・炭化したクリや，粒径1cm程度の珪藻土を多量に検出	竪穴住居跡	11軒
				土坑	5基
				遺物	3,770点
				遺物	3,770点
平成12(2000)	範囲内容確認調査	400	・平成8(1996)年度調査区の南西側を調査 ・集落の主体部がさらに南側に広がっていることを確認 ・竪穴住居内の埋甕炉から灰状になったプラント・オパールを多量に検出	竪穴住居跡	11軒
				土坑	2基
平成13(2001)	範囲内容確認調査	200	・炭化したクリやクルミを検出	遺物	42,388点
				※いずれも2か年の合計→	
史跡指定		平成13(2001)年8月13日付け官報告示により史跡に指定			
平成17(2005)	史跡内容確認調査	160	・史跡北東側を調査 ・縄文時代中期の竪穴住居群の分布状況を把握	竪穴住居跡	2軒
				遺物	1,575点
平成18(2006)	史跡内容確認調査	20	・盛土遺構の規模を確認 ・現況地形図，復元地形図，遺構図の作成 ・遺物の実測 ・炭化種子を同定	—	

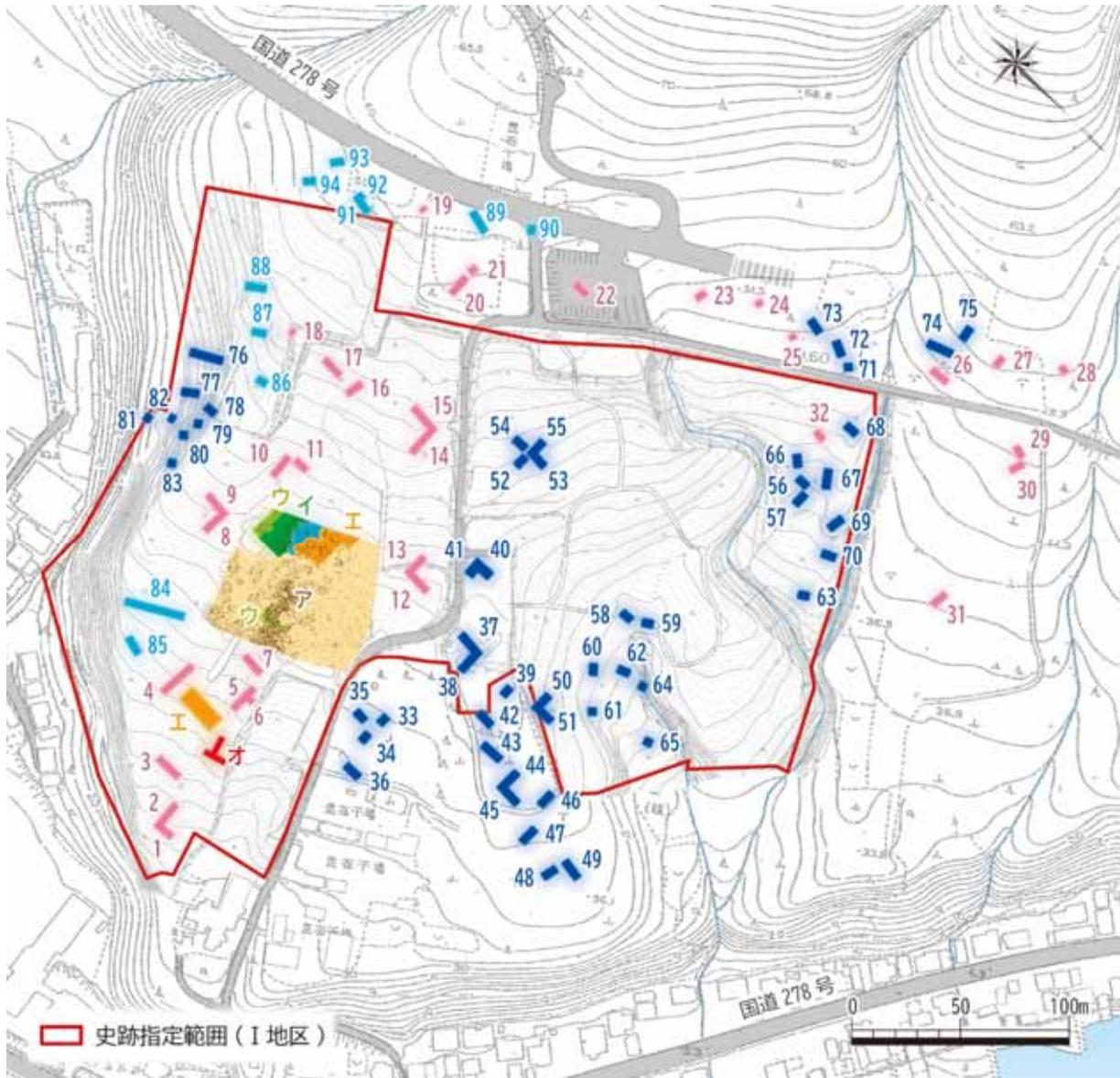


図3-1 年度別調査地点図 (S=1/3, 200)

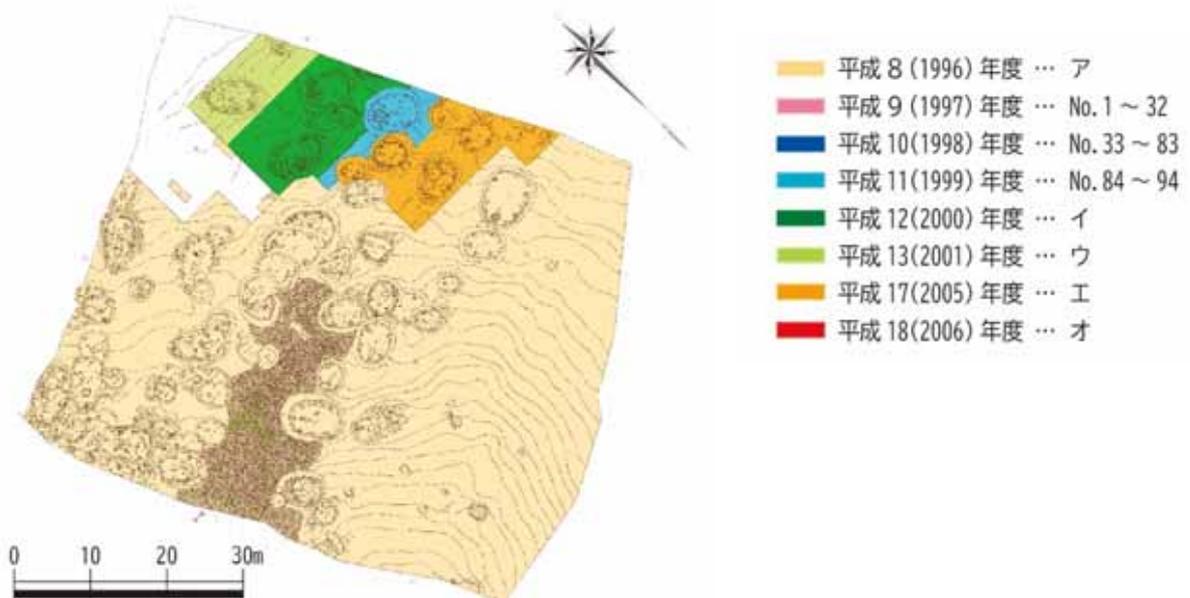


図3-2 主要調査区拡大図 (S=1/1,000)

イ 発掘調査の成果

本史跡は、縄文時代前期末葉から中期末葉（約5,500～4,000年前）の約1,500年間にわたり人々が定住した集落跡である。これまでの発掘調査により、竪穴住居跡114軒、墓や貯蔵穴などの土坑104基、屋外炉2基、盛土遺構を検出し、遺物は土器・石器など合わせて約27万点が出土した。

検出した遺構の分布から、各時期ともに台地の東側、大舟川に沿って帯状に集落を形成しているため、全体像を捉えることが困難なほど遺構の重複が激しく、繰り返し同じ台地を利用していることを示している。特に中期後半以降の竪穴住居跡については、大型の住居跡が多いこと、住居の形態や構造と共伴する土器型式が連続的に変化する様子が詳細に把握できたことから、本集落の集団が文化変容をみせながら長期間にわたり安定的に定住したことが窺える。

(ア) 竪穴住居跡（竪穴建物跡）

概して大型のものが多く、深さ2.4m、長さ10mを超えるものも多数確認されている。加えてほとんどの住居跡が著しく重複しており、限られたエリアに高密度に分布し居住域が形成されていることも大きな特徴である。

形態的には、縄文中期初頭（円筒上層 a 式）の住居は床面に五角形のベンチ状段構造を持ち（日ノ浜型住居）、中期後半（榎林式）の住居は全体形状が楕円形や隅丸方形を呈し、埋甕炉または小型の石囲炉を持つものがみられる。時期が新しくなるに従い支柱穴の構成は4本から6本に変わるとともに、住居内祭祀施設と考えられる先端ピットが炉の前方から壁際に移動し、その形状は柱穴状の小土坑であることが多い。中期末葉（大安在 B 式～ノダップⅡ式）の住居は全体形状が卵形や舟形を呈し、石囲炉は大型化しウイング付きの二重石組を持つものも認められるほか、先端ピットは皿状の浅い土坑の内に複数の柱穴を持つものがほとんどになる。また先端ピットとは別に、石囲炉の後方に中央ピットと呼ばれる特異な土坑が出現する例もみられ、これも住居内祭祀を示唆するものである（図3-4参照）。

このように、縄文時代前期末葉から中期末葉という集落の造営期間の中で、住居形態の変遷および床面出土土器との共伴関係や、住居内祭祀施設、各期の台地上における遷地について多くの知見が得られている。



写真 3-3 住居跡の発掘調査②（平成8（1996）年度）



写真 3-4 中期末葉の住居跡（平成8（1996）年度）

a 住居形態の変遷

本史跡の縄文中期後半から末葉に相当する住居形態をみると、時間軸に沿ってA～Eの5段階に大きく分けることができる。

- A：平面形が楕円形を呈し、主柱が4本で埋甕炉を持つ住居
- B：長円の平面形となり、主柱が6本あるいは4本で、小型の石囲炉を持つ住居
- C：長軸に対して前後の幅がやや変化して卵形となり、主柱が4本で縦型の石囲炉を持つ住居
- D：先端部が発達し平面形は舟形となり、主柱が6～8本で、大型の石囲炉やウイング付きの二重炉を持つ住居
- E：さらに先端部が突出し、主柱が8～10本で石囲炉がやや簡素化する住居

こうした変化は、円筒土器文化以降の大木式土器文化圏の影響を受けた東北北部との繋がりのほか、次第に道央部など北からの影響も受けながら、道南地域において固有の文化が形成されてきたことを顕著に示すものである。

b 住居内の祭祀施設

A～Eの住居は、出入口に相對する方向に設置された祭祀施設の有無あるいは形態によって、Ⅰ～Ⅲに区分することができる。

- Ⅰ：祭祀施設が認められないもの
- Ⅱ：柱穴状の小土坑があり、柱が立てられていたと考えられるもの
- Ⅲ：皿状の小土坑に複数の柱穴があり、木竈が立てられていたと考えられるもの

ⅡとⅢはともにドーナツ形の小さなマウンドで区画され、他の空間と明確に区分されている。このマウンドは、祭祀施設となる小土坑を掘った土を盛って造られたものである。ⅡとⅢにみられる施設形態の差は、時間的な経過で一方から一方に変化したものではなく、当初から2形態が存在し、徐々にⅡが減少しⅢが発達したものである。

c 胞衣の埋納が推察される中央ピット

本史跡の縄文中期末葉の住居においては、祭祀施設（先端ピット）と石囲炉を挟んで相對する位置に中央ピットと呼ばれる小土坑がある。中央ピットは直径が30～40cmで、50～60cmほどの深さがあり、1軒に1基確認されることが多い。竪穴住居を拡張する際に改めて構築される例もある。このピットの特徴は、掘り上げられてからすぐに埋め戻し、ピットの上部が床面と同じ堅さに踏み固められていることである。ピットの坑底には黒色化した土層が堆積しており、脂肪酸分析の結果、ヒト由来の脂質が検出され、胎盤の可能性が示唆されている。^{（註1）}

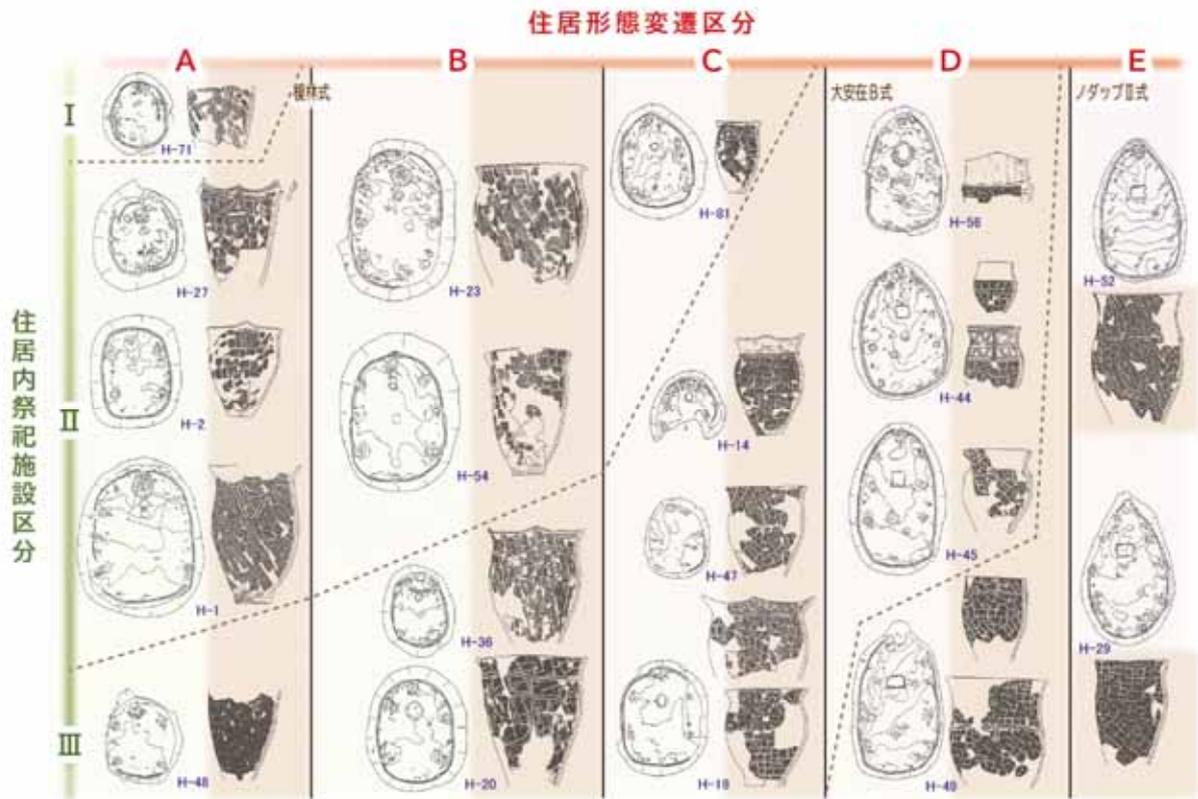


図3-3 竪穴住居の変遷と伴出土器

『大船C遺跡 -平成8年度 発掘調査報告書- 1996』
南茅部町教育委員会 1998をもとに作成

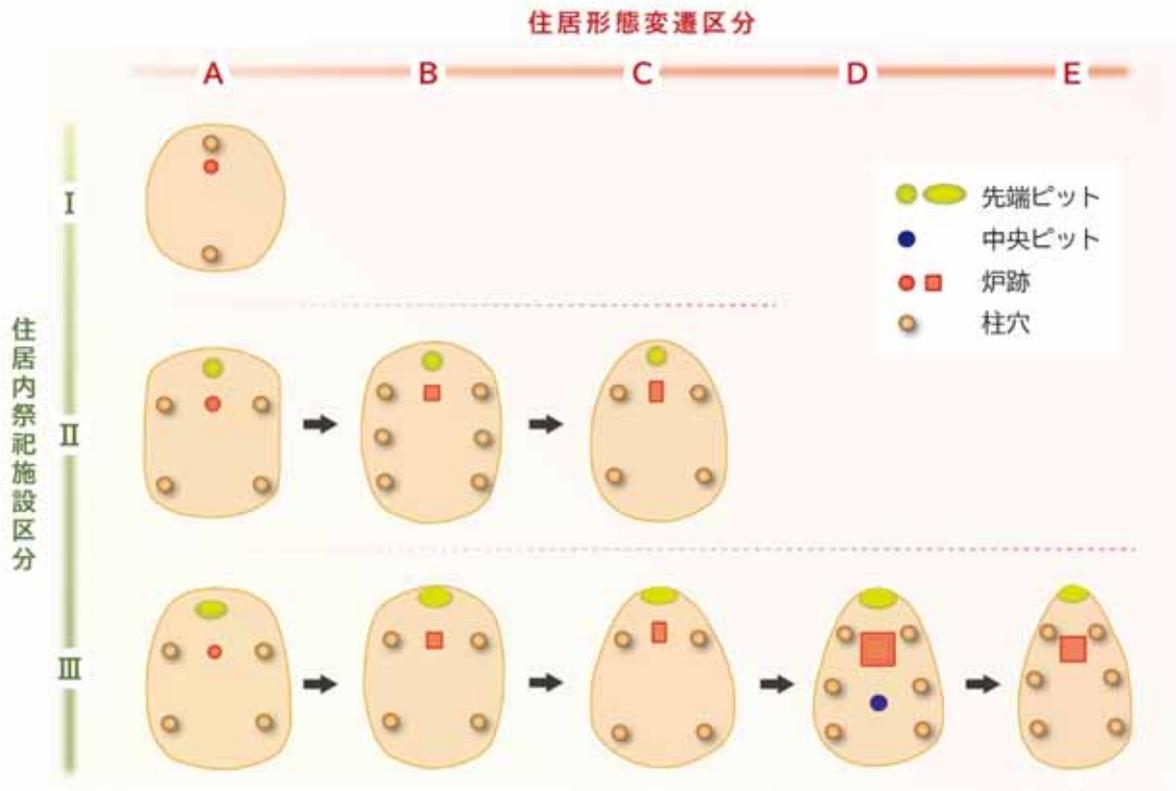


図3-4 住居変遷の模式図

『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』
南茅部町教育委員会 2000をもとに作成

d 時期別の遺構分布変遷

伴出土器によって4時期に区分される住居群の分布には、次のような傾向が認められる。

円筒上層式期：盛土遺構よりも大舟川寄りの標高32～43mの細長い範囲に分布する

榎林式期：盛土遺構付近から大舟川に向かって広く分布し、4期の中での範囲は最大であり、標高36～44mの段丘の最も高位に至っている

大安在B式期：東西方向に延びて広がる傾向は榎林式期と同様であるが、分布範囲は盛土遺構まで及ばず、標高は39～42mでやや大舟川に寄っている

ノダツプⅡ式期：標高38～42mの最も大舟川寄りに分布し、台地縁辺部まで及んでいる

集落は大舟川寄りの段丘の低位から高位へと拡大し、榎林式期に範囲が最大となり、その後、縮小して分布の範囲が限定される。

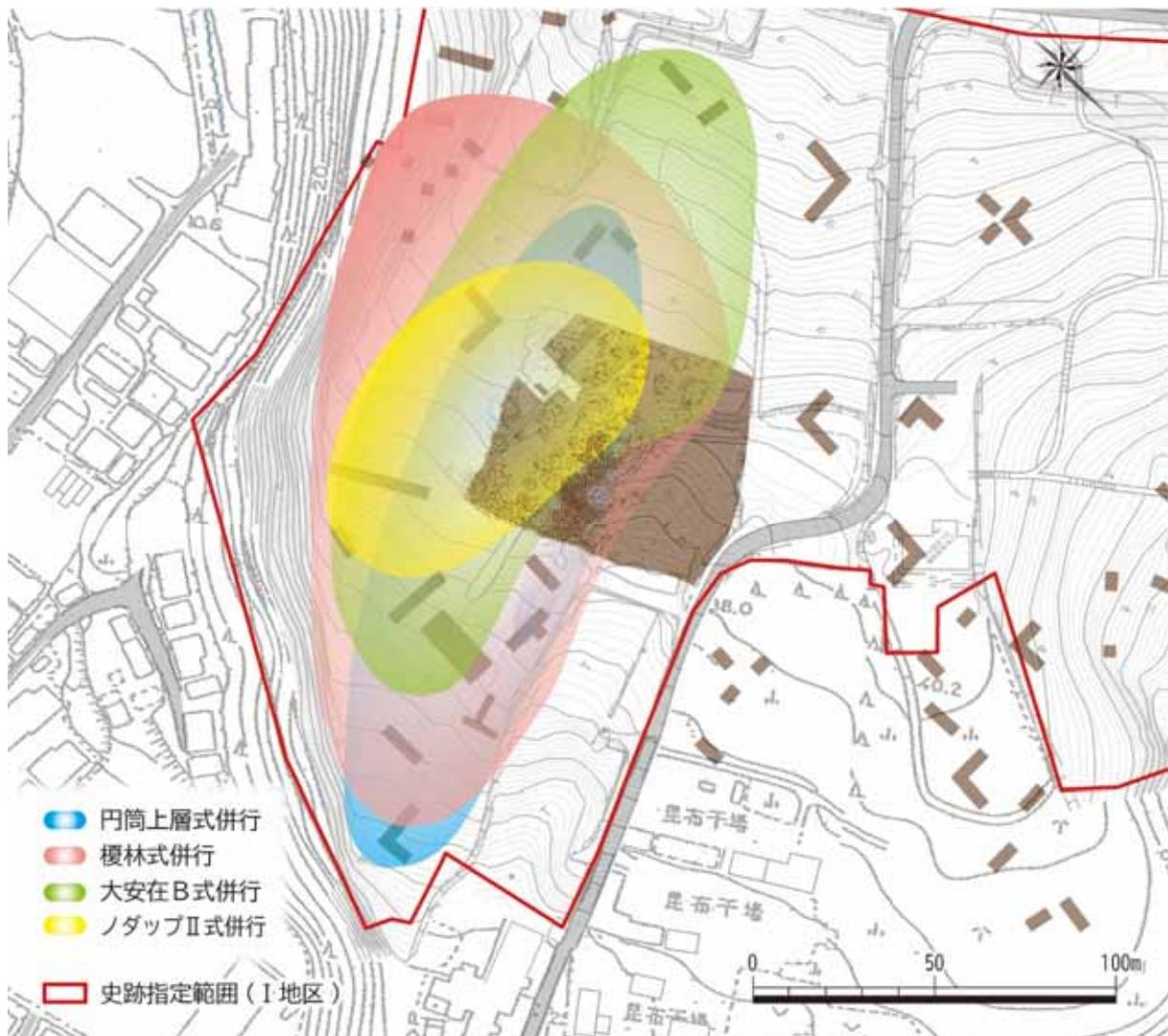


図3-5 時期別遺構分布変遷図 (S=1/2,000)

(イ) 貯蔵穴

食料を蓄えるための貯蔵穴と考えられる土坑が20基ほど確認されている。平面は不整円形、断面はフラスコ状を呈する形状のものがほとんどであり、深さは概ね70～160cmの規模である。竪穴住居跡と重複して検出される例が多く、住居が廃棄される過程でその埋め土中から掘り込まれたものが大半であるが、竪穴住居より古い時期に造られたものも一部確認されている。



写真 3-5 貯蔵穴の発掘調査（平成8（1996）年度）

(ウ) 盛土遺構

縄文中期初頭（円筒上層 a 式期）から中期後半（榎林式期）にかけて造られ、全体形状は直線状で、規模は長さ80m、幅15mを測る。主に「捨て場」として利用されたと考えられるが、焼土を伴うことから単なる廃棄の場ではなく、「送り場」としての機能があったと考えられる。盛土中に含まれる遺物は復元可能な土器は少なく、剥片石器や礫石器の破損品・未製品が多い。なお復元可能な土器は、役目を終え放棄された竪穴住居の埋没過程の窪みに多く見られる。



写真 3-6 盛土遺構の発掘調査（平成8（1996）年度）

(エ) 墓

発掘調査により墓と確認された土坑は10基程度と少なく、全て廃屋墓である。これは竪穴住居を放棄した後の窪地を掘り下げて埋葬したもので、そのうち大型の深鉢6個が副葬された墓からは、10歳前後の男子の乳歯が確認されている。なお墓が造られた窪地は、捨て場や送り場としても利用されているため、炭化物に焼骨片や土器片などが多量に混入した層が何層にも形成されている。



写真 3-7 墓の発掘調査（平成8（1996）年度）

(オ) 出土遺物

出土遺物としては、土器片が総点数27万点の約半数を占め、復元された土器は約240点にのぼる。土器型式としては、縄文前期末葉の円筒下層 d 2 式から中期末葉のノダツプⅡ式に相当する。石器では、主に狩猟や漁労に関係する石鏃や石槍、石銛、ナイフ類などの剥片石器や、主に道具や食料の加工具である石斧、擦石、石皿、台石などの礫石器、祭祀・儀礼に使用されたと考えられる青竜刀形石器や石棒、石刀、石剣などが出土している。器種ごとの出現率では、剥片石

器ではナイフ類が，礫石器では擦石が圧倒的に多く，それぞれ全体の6割強を占める。

また，動物遺体では，シカ，クジラ，オットセイ，マグロ，サケ，タラ，タマキビガイなどが，植物遺体では，クリ，オニグルミ，ヤマブドウ，マタタビ，キハダなどが検出されている。

出土した土器の器形や文様，石器の形状は，縄文時代前期中葉から中期中葉にかけて津軽海峡を挟んだ北東北から北海道南部を中心に道央部まで広がりを見せる「円筒土器文化圏」の遺跡に共通する特徴を備えている。さらに，竪穴住居の形態や構造が示す生活のあり方や，土偶や岩偶にみられる精神文化においても強い類似性があり，広く交流・交易が行われていたことが窺える。発見された多量の遺物は長期間にわたり継続した集落の豊かさを示す結果であり，同文化圏において当該期を代表する縄文集落と位置付けることができる。



土器



小型土器



埋葬炉



石皿



石棒



クジラ椎骨



オットセイ牙



マグロ椎骨



タマキビガイなど



クリ



小児の歯



珩藻土

写真3-8 主な出土遺物

ウ 理化学的分析の成果

(ア) 縄文人骨の同定（平成8（1996）年度調査）

廃屋墓の1基から出土した縄文時代中期に属する人骨について、保存状態は極めて不良であったが、比較的残存していた歯冠を対象に歯種および歯冠計測を行った。

→検出した乳歯と永久歯が、第二乳臼歯の摩耗がかなり進行していること、永久歯は全く摩耗していないことから、年齢は10歳前後と推定されている。加えて、伊達市北黄金貝塚出土の人骨資料との比較検討により、性別は男性である可能性が高いとされている。^(註2)

(イ) 炭化木質遺物の樹種同定（平成8（1996）年度調査）

縄文中期後半から末葉の竪穴住居跡で、焼失家屋と考えられる18棟の住居跡から検出された多量の炭化木材のうち、主に住居の構造材と考えられる90点について木材組織を観察し、樹種の同定を行った。

→住居の構造材としてはクリが大部分を占め、その他わずかにカバノキ属とクルミ属が確認されている。また、薪炭材の残滓と判断される炉内より得られた炭化木材もクリ材であった。クリ材の利用が顕著である理由は、樹幹が真直ぐに伸び、材の割裂きなど加工が容易であること、さらに耐朽性に由来すると考えられる。また本遺跡の主要時期である縄文中期後半から末葉における住居のクリ材の占める割合は、中期後半で約90%、中期末で約70%と、時代が下るに従いクリ以外の樹木の使用比率が幾分大きくなる傾向がみられる。^(註3)

(ウ) 炭化種子の同定（平成8（1996）年度調査）

縄文中期後半の竪穴住居跡床面に関係する層から採取した土壌から得られた炭化植物遺体の同定を行った。

→草本種子ではヒエ属、タデ属、マメ科が、木本種子ではマタタビ属、ニワトコ属、クマシデ属、アサダ属、キハダ属、ミズキ属、ウルシ属、ブドウ属、クリ属、クルミ属が検出され、そのうちクリ属の残片が最も多く見ついている。^(註4)

(エ) 有孔垂玉の同定（平成8（1996）年度調査）

出土した有孔垂玉について、蛍光X線を用いた元素分析による鉱物種の同定および遺跡周辺での採集の可能性について検討した。

→ネフライト（軟玉）と同定された。また供給源については、遺跡周辺ではネフライトが含まれる変成岩地域は存在しないことから、他地域から運ばれたものと推測される。^(註5)

(オ) 灰化物の同定（平成11（1999）年度および平成13（2001）年度調査）

縄文中期後半の竪穴住居の炉跡およびその周辺から得られた灰化物の給源植物の同定を行った。

→すべての試料からイネ科植物の茎部に由来する組織片が多量に検出された。そのほとんどが葉鞘に由来する組織片や植物珪酸体で、大部分はクマザサ属の茎（幹）と推定された。また葉部がみられないことから、刈り取った植物をそのまま焼いたのではなく、葉を落とすか、枯れて葉が落ちたものを利用したと考えられ、住居の屋根材や敷物などに使用されていたものを焼いたと推測される。^(註6) ^(註7)

(カ) 大型植物化石の分析（平成 11(1999)年度調査）

縄文中期後半の竪穴住居跡および盛土遺構から採取した土壌中の植物遺体の分析を行った。

→オニグルミ、クリ、トチノキ、サンショウ属、ヒエ近似種など直接ヒトが利用していたと考えられるものと、イヌコウジュ属や子のう菌といった偶発的に住居内に運ばれて炭化したと推測されるものが確認されている。(註8)

(キ) 珪藻土の分析（平成 11(1999)年度調査）

盛土遺構から出土した珪藻土の観察および分析を行った。

→大量の珪藻殻を含む純度の高い珪藻土であることが確認された。また産地については、八雲層に相当する産地のうち、遺跡から数 km 北西に位置する磯谷もしくは熊泊である可能性が非常に高いとされている。(註9)

(3) 指定の状況**ア 指定告示**

指定年月日	平成13年8月13日
種別	史跡
告示内容	平成13年8月13日付文部科学省告示第138号 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定します。 平成13年8月13日 文部科学大臣 遠山 敦子
名称	史跡大船遺跡
所在地	北海道函館市大船町
地域	60番, 547番, 548番, 549番, 551番ノ1, 552番ノ1, 564番ノ1, 564番ノ2, 564番ノ3, 575番ノ1, 575番ノ2, 576番ノ1, 576番ノ2, 576番ノ3, 577番ノ3, 585番ノ1, 585番ノ2, 585番ノ3, 585番ノ4, 585番ノ5, 585番ノ6, 585番ノ7, 585番ノ8, 585番ノ9, 585番ノ10, 585番ノ11, 585番ノ12, 586番ノ1, 586番ノ2, 587番ノ1, 587番ノ5, 587番ノ6, 587番ノ7, 588番, 589番, 592番, 593番, 594番, 595番, 596番ノ1, 596番ノ2, 597番ノ1, 597番ノ2, 601番のうち実測5,036.91平方メートル 右の地域に介在する水路敷を含む。
指定面積	71,832.03㎡

イ 指定説明文とその範囲

北海道南西部に延びる渡島半島の東岸に位置する南茅部町には、海産資源豊かな内浦湾沿いに低位海岸段丘が発達し、背後に迫った亀田山塊からはサケが遡上する多くの短い河川が湾に流れ込んでいる。これら河川の河口付近の海岸段丘上には、多くの縄文時代遺跡が点在し、特に縄文時代中期には5カ所の大規模な遺跡が海岸に沿って並んでいる。大船遺跡は、これら中期の遺跡群の最も北に位置し、大船川左岸の標高45メートル前後の広い段丘上に形成された集落跡である。

平成8年に南茅部町教育委員会が町営の墓地造成に伴って事前の発掘調査を実施し、大規模な集落跡として重要性が認識されたため現状保存されることとなった。その後、町教育委員会が遺跡の範囲・性格を確認するために、平成9年度から12年度まで継続調査を実施してきた。

本遺跡は、南西から北東側の海に向かって延びる台地上に位置し、縄文時代中期の初頭から終末まで営まれた。遺跡の南東側には百棟以上の竪穴住居跡からなる住居域と多量の遺物や土などの捨て場である「盛り土遺構」があり、その南西に隣接した山側には土坑群が確認されている。また、遺跡の北西側には落とし穴と遺物が分布している。竪穴住居跡は平面が楕円形で床を深く掘り込んだ大型のものが多く、炉の付近や住居跡の長軸方向の壁際に祭祀に係わると考えられている特殊な小土坑を持つ。

出土遺物には、多量の石皿・スリ石や土器などの日用品、石棒やネフライト製のペンダントなどのほか、クジラ・オットセイ・マグロ・タラ類などの動物遺体やヒエ・マタタビ・キハダ・ウルシ・ブドウ・クリ・クルミなどの植物遺体も出土している。

本遺跡は北海道南部に営まれた縄文時代中期の大規模集落跡であり、この地域における当時の生活や生業などを知るうえできわめて重要である。よって史跡に指定して保護を図ろうとするものである。(文化庁文化財部監修『月刊文化財454号』(平成13(2001)年7月号)の史跡解説より)



図3-6 史跡指定範囲 (S=1/4,000)

ウ 史跡指定地の現状

(ア) 立地と概況

本史跡は大舟川左岸の海岸段丘上に位置し、史跡指定地はこの標高約30~50mほどの段丘緩斜面を中心に、約7.2haの面積を有している。大舟川に面する史跡の東側は河川の開削による段丘斜面を含む比高差30mほどの急傾斜地となっている。海岸部の平地は沿岸に沿って幅約80mの狭い平坦面を形成し、これより急激な崖面となり、その上部になだらかに傾斜する段丘面が広がっている。なお、史跡の西側には小規模な沢がある。

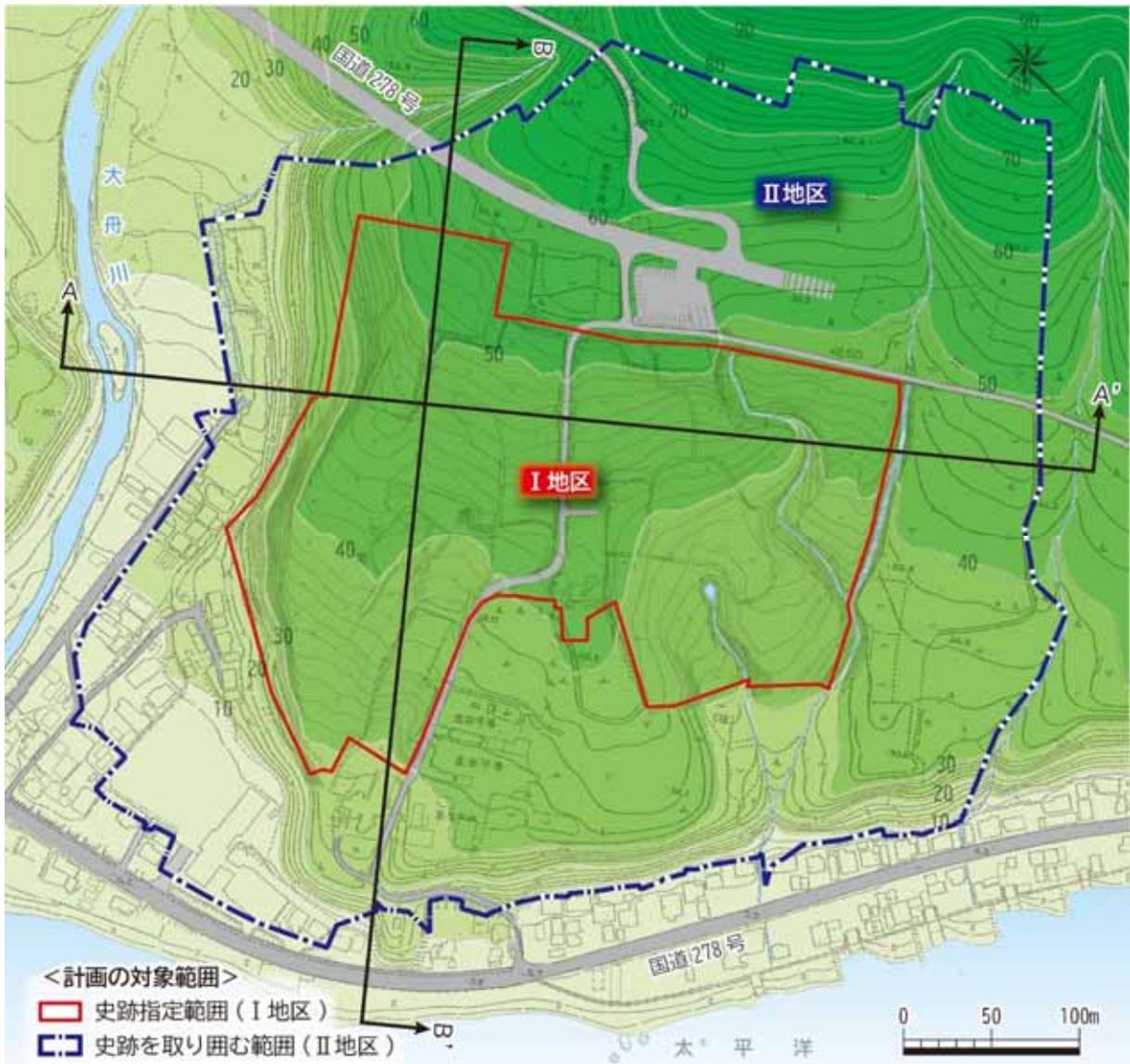
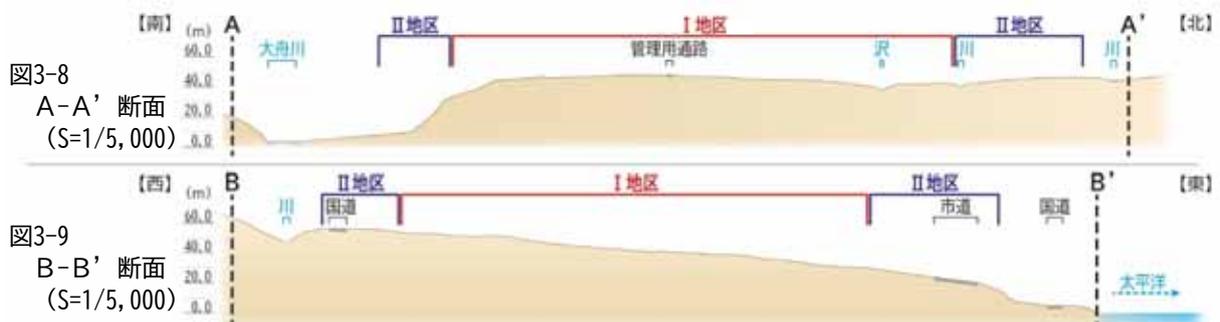


図3-7 断面位置図 (S=1/4,000)



史跡指定地の大部分は、かつて畑地や植林地、コンブ干場などとして利用されていたが、史跡指定後に公有化を実施し、現在は竪穴住居の立体・平面表示を主とした第一次整備事業が完了し、一般に公開している。

(イ) 土地利用状況

史跡指定以前の土地利用は、畑地、植林地などであり、未利用地は二次林や草地となっていたが、史跡指定後に公有化を実施し、現在は主要部分において整備を行い公開している。また、これまで、海岸部の国道278号から分岐する未舗装の市道大船高台1号線が指定地の中央を南北に貫いていたが、史跡南側の国道278号尾札部道路（バイパス）が部分開通したことに伴い、史跡地内の市道部分を令和5（2023）年12月に廃道し、史跡管理用の通路とした。史跡指定地の南端から西方向にかけては、南方の山間部へ続く林道が続いている。北東の一角には市営の大船共同墓地があり、史跡指定地東側の大舟川に面した急傾斜地には針葉樹の保安林が残されている。



図3-10 土地利用状況 (S=1/4,000)

Google earthをもとに作成

(ウ) 公有化の状況

史跡指定地の所有区分は、史跡指定以前から旧白尻村および旧南茅部町時代に取得した墓地用地と一部旧町（市）道部分が旧町有地となっていた。史跡指定前の平成7（1995）年度には、墓地整備予定地として取得した土地および町道改良に伴い取得した用地等が旧町有地となり、この時点で18筆、1万1千㎡余りを公有化した。一方、国有地となっていた史跡西側の水路敷1筆は、平成15（2003）年3月25日付けで函館財務事務所より譲与され旧町有地となった。

これ以外の用地の大部分は民有地であったが、史跡指定後の平成15（2003）年度に国庫補助事業による史跡大船遺跡用地購入事業として26筆、約6万㎡を購入して史跡地内の公有化を完了した。指定後、直ちに全筆を公有化しており、現在は45筆、71,832.03㎡を函館市が所有・管理している。

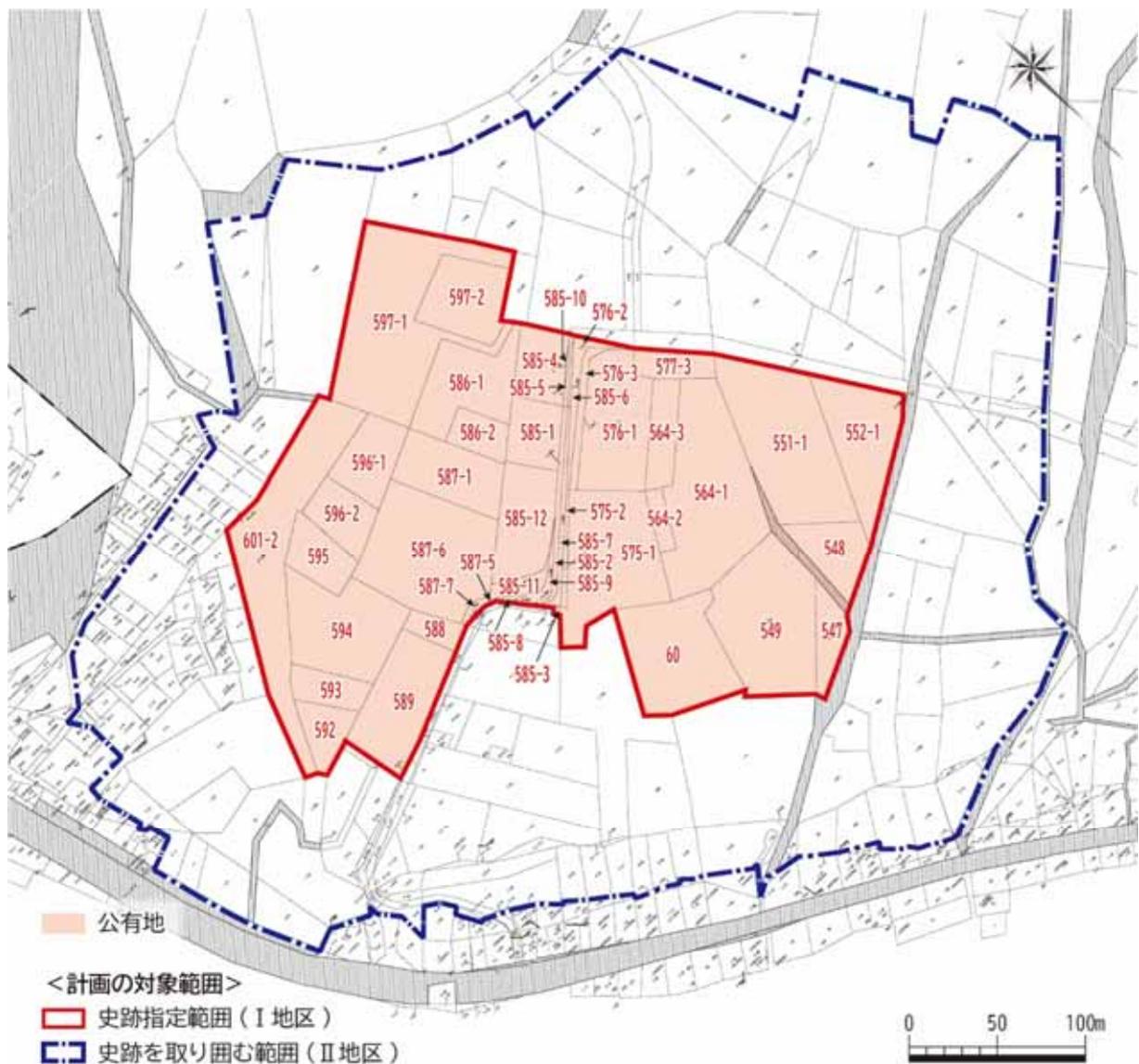


図3-11 公有化状況 (S=1/4,000)

エ 史跡を取り囲む範囲の現状

史跡周辺の土地利用については、海岸段丘により高台となっている南側では、主にクリ林をはじめとした二次林や植林地などの緑地となっているほか、国道278号尾札部道路（バイパス）改良工事が進捗しており、令和4（2022）年3月には史跡隣接地まで部分供用を開始しているとともに、直結する駐車場が史跡外に整備されている。北側の史跡隣接地には寺や民家、コンブ干場などの漁業関連施設が点在しており、さらに段丘下の低地では海岸沿いの国道278号と大舟川河口左岸に小規模な集落が形成されており、令和4（2022）年3月に廃校となった旧大船小学校も存在する。

景観上は、南側は「栗の木山」と呼ばれる豊かなクリ林に加えてスギやトドマツの植林地によって、深い森をイメージする景観となっている。また、川に向かう急峻な地形と緑辺部の樹林帯が背景となることで段丘下の小学校や集落などの現代的な景観は遮蔽されており、史跡全体が里山のような景観を作り出している。東側には現在でもサケ・マス類が遡上する大舟川が流れるなど、縄文時代の生活を支えた自然環境が残されている。

（4）指定後の調査

ア 発掘調査成果

平成13（2001）年8月の史跡指定後においては、平成17・18（2005・2006）年度にかけて史跡整備に向けた発掘調査を実施している。

（ア）平成17（2005）年度

縄文時代中期前半の住居群の分布状況を把握する目的で、平成9（1997）年度に竪穴住居跡が検出された史跡南東側にあたる海岸段丘の先端側の約160㎡を調査した。

調査の結果、2軒の竪穴住居跡（H-113・H-114）が検出された。新旧関係はH-113が古く、壁際にベンチ状段構造が巡ることから、縄文時代中期前半と推測される。また、H-114は覆土の人為堆積層から出土した土器から、時期は榎林式期と推測される。

集落は大舟川寄りの段丘の低位から高位へと拡大し、榎林式期に範囲は最大となり、その後、縮小するという傾向が確認できた。また、遺物の出土状況から盛土遺構の範囲が段丘の先端部に向かって延伸することが推測できた。

（イ）平成18（2006）年度

盛土遺構の範囲確認を目的に、台地先端近くにT字形に配した2か所のトレンチを設定し、約20㎡を調査した。

東西方向に設定したトレンチにおいて盛土遺構の縁辺部を確認し、盛土遺構の規模は全体で長さ約80m、幅約15mの北東から南西方向に細長く延びる形状であることが明らかとなった。



写真3-9 調査状況（平成18（2006）年度）

イ 理化学的分析の成果

(7) 炭化種子の同定(平成18(2006)年度調査)

盛土遺構から採取した土壌から得られた炭化植物遺体の同定を行った。

その結果、オニグルミの炭化内果皮片、イワオウギ属の炭化種子各1個と、核菌綱の菌核が検出された。オニグルミ以外は直接利用する種類ではないため、周辺に生育あるいは燃料材に付着していた種類が盛土遺構での火入れにより炭化し、残存したと考えられる。オニグルミは微小な破片のため、盛土遺構で燃焼した残存物のほか、ヒトの履物などに付着もしくは盛土を構築する際に土とともに運ばれたと考えられる。(註10)

(5) その他の調査

ア 植生調査(令和3(2021)年度実施)

史跡指定範囲の植生を調査し、植生分布状況を把握することを目的とした。また標準木を調査し、木本類の代表的な生育状況を把握した。植生分布は、林況や草地状況に応じてエリア分けし、エリアごとに植生状況を取りまとめた。

植生状況マップの一覧表は、植生の多い順で降順とした。標準木は、樹高、幹径(胸高直径)、樹齡、木の状態を調査した。

表3-2 植生一覧

No.	種類	名称		
①	木本類	在	バッコヤナギ	
		キタコブシ		
		ハリギリ		
		クリ		
		エゾイタヤ		
		ヤマグワ		
		ヤマブドウ		
		ミズキ		
		ノイバラ		
		マタタビ		
		トドマツ		
		シラカンバ		
		ノリウツギ		
		外	キリ	
	ニセアカシア			
	草本類	帰	スモモ	
		在	チシマザサ	
			オオイタドリ	
			ヨモギ	
			オシダ	
			ヨシ	
			ウド	
			エゾニュウ	
			オオウバユリ	
			サイハイラン	
			ヨブスマソウ	
帰			エゾノギシギシ	
木本類	在	トドマツ		
	スギ			
	オオヤマザクラ			
	草本類	在	オシダ	
		ミツバ		
		ウマノミツバ		
③	木本類	在	バッコヤナギ	
		ヤマグワ		
		オニグルミ		
		ミズナラ		
		ヤマハンノキ		
		ヌルデ		
		ハリギリ		
		ミズキ		
		シラカンバ		
		サルナシ		
		タラノキ		
		ノイバラ		
		ガマズミ		
		マタタビ		
	ヤマモミジ			
	外	カラマツ		
	草本類	在	チシマザサ	
		クマイザサ		
		オオイタドリ		
		ヨモギ		
		オシダ		
		オオウバユリ		
		オドリコソウ		
		エゾニュウ		
		ギシギシ		
		④	木本類	在
バッコヤナギ				
イチイ				
オニグルミ				
サワグルミ				
ヌルデ				
クワ				
ナナカマド				
エゾイタヤ				
⑤	草本類	在	ミズキ	
		ノイバラ		
		外	ブドウ	
		在	クマイザサ	
			オオイタドリ	
			チガヤ	
			ヨモギ	
			ミツバ	
			オドリコソウ	
			オシダ	
			ワラビ	
			ヤマゴボウ	
			アザミ	
	オオウバユリ			
帰	エゾノギシギシ			
アカジソ				
ヒメジョオン				
⑥	木本類	在	ハマナス	
⑦	草本類	在	ノシバ	
外	セイヨウタンポポ			
⑧	木本類	在	クリ	
草本類	在	ノシバ		
外	セイヨウタンポポ			
⑨	木本類	在	オニグルミ	
クリ				
草本類	在	ノシバ		
帰	シロツメクサ			
⑩	木本類	在	クリ	
バッコヤナギ				
草本類	在	ノシバ		
チガヤ				
帰	シロツメクサ			
ナガバギシギシ				

(在:在来種 / 外:外来種 / 帰:帰化種)

※表中No.は図3-12と対応
「令和3年度植生調査成果」をもとに作成

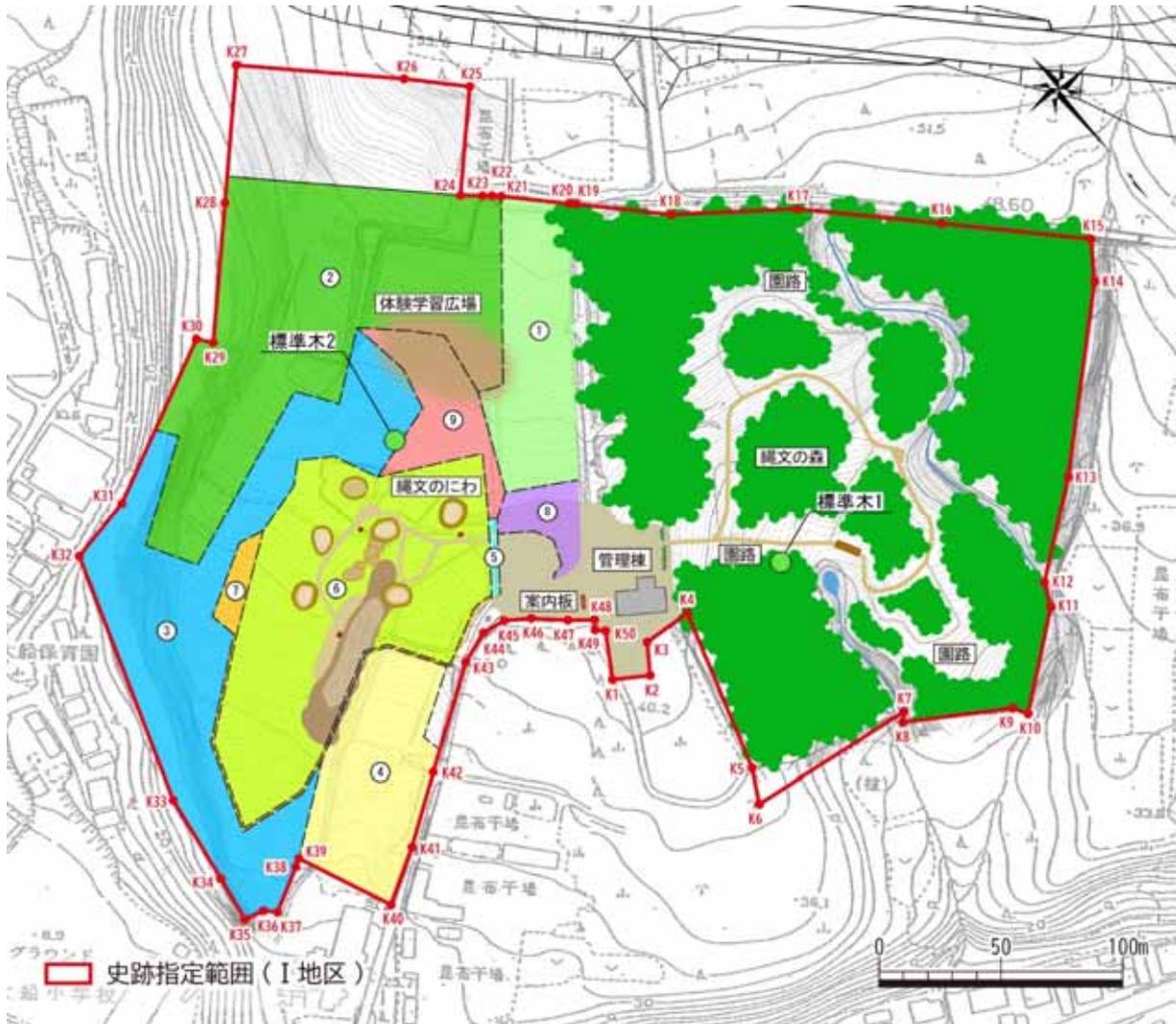


図3-12 植生エリア (S=1/3,000) 「令和3年度植生調査成果」をもとに作成

イ 社会的調査

(7) 観光地域動向調査 (令和4 (2022) 年度実施)

函館市の縄文遺跡群に來訪する観光客の属性やニーズ等の基礎的な情報，各遺跡間の周遊の状況等の把握を目的に，「函館市の縄文遺跡群と三内丸山遺跡に関する調査・分析事業」として，国土交通省北海道運輸局が実施した。

本市においては，令和4 (2022) 年8月に本史跡内に加え，史跡垣ノ島遺跡および縄文文化交流センター (道の駅「縄文ロマン南かやべ」入り口付近) で，さらに同年9月には主要観光地である五稜郭公園 (特別史跡五稜郭跡) および函館朝市において，アンケート調査を実施した。

(サンプル数：8月…404件，9月…215件)

a 調査結果

○函館市の縄文遺跡群に來訪している方々は…

- ・市内，道内の方が多く (三内丸山遺跡では本州の方が多く)。
- ・40～50代の方が多く，家族連れも多い。
- ・三内丸山遺跡と比較し，滞在時間が短い。

- ・ 交通アクセスの改善や周辺観光地との連携を希望する声が多い。
- ・ 函館市の主要観光地に来訪している方々と比較し、所得水準が高い傾向にある。

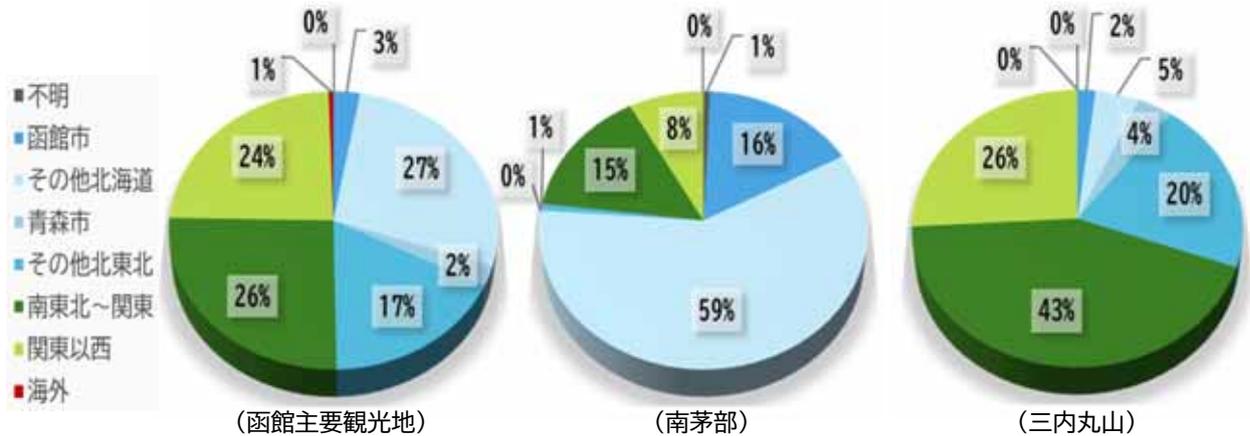


図3-13 来訪者の割合（地域別）

○函館市の主要観光地に来訪している方々は…

- ・ 若い世代（20～30代）が多い。
- ・ 函館に縄文遺跡があることを知らない方が多い（75%）。知っているも、アクセスや興味の問題で、実際に来訪する方は少ない（10%）。
- ・ グルメ観光や温泉に興味がある。
- ・ 東北～関東圏の方々は歴史・文化観光にも興味がある（50%）。

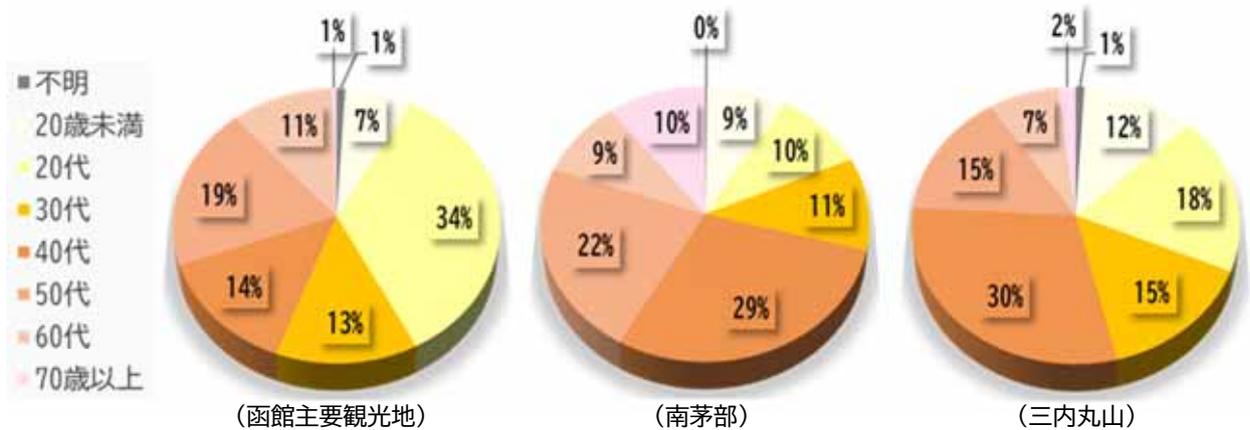


図3-14 来訪者の割合（年代別）

b 方向性の提案

テーマ：「観光活用と縄文遺跡の保護・保全の二人三脚 ～持続可能な南茅部地域に～」

そのために旅行したいと思ってもらえる観光地を目指す（豊かな自然を背景に縄文を核とした地域のブランディング）。

- ・ マーケティングの視点+プロモーション手法の検討
- ・ 来訪意欲を高めるような南茅部特有のストーリー作り
それに対応するガイドの育成，多様な人材の参画
- ・ 地域全体を巻き込み，人で遺跡を守っていくような仕組みづくり
地域の方々の理解と協力のためには，縄文が地域のためになるという意識改革も必要
- ・ 高付加価値なプログラム造成（特別な体験の提供）
- ・ 文化観光拠点施設の活用方法の検討

(イ) 来訪者動向調査（令和5（2023）年度実施）

本史跡は、4道県にまたがる世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つとなっており、各構成資産の保存管理に活用することを目的に、縄文遺跡群世界遺産本部が主体となり、縄文遺跡群の各構成資産への来訪者の行動や満足度に関する調査を、17の構成資産で一体的に実施した。

本市においては、令和5（2023）年8月に本史跡内および縄文文化交流センター（本史跡および史跡垣ノ島遺跡のガイダンス施設）において、アンケート調査を実施した。（サンプル数：204件）

a 調査結果 ※構成資産全体の集計に基づく

- 各構成資産への来訪者は、4道県域内・域外に居住する方がそれぞれ半数ずつとなっているが、三内丸山遺跡では域外の方が全体の8割を占めている。
- 各構成資産への来訪回数は、初めて訪れる方が8割以上を占めている。
- 来訪者のグループ構成は、家族連れが6割以上となっている。
- 来訪者の交通手段は、自家用車が6割以上となっている。
- 来訪者の構成資産についての認知経路は、公式ホームページが2割程度であり、パンフレット、その他Webサイトが続く。
- 来訪者の構成資産での滞在時間は、30分～1時間程度が5割である一方、三内丸山遺跡では1～2時間が4割、2時間以上が4割弱となり、他の遺跡に比べて滞在時間が長くなっている。
- 来訪者の構成資産への理解度は、「深まった」「まあまあ深まった」が9割以上となっている。
- 理解度が深まった主な理由（自由回答）としては、ガイドや学芸員による解説や展示内容の分かりやすさが挙げられている。
- 来訪者の構成資産への満足度は、「満足」「まあまあ満足」が9割以上を占める。
- 満足度が高い理由（自由回答）としては、解説のほか、実際に遺物に触れたり遺構を見学したりできることや、構成資産によっては体験プログラムを開催していることなど、展示内容が充実していることが挙げられている。
- 来訪者の再訪意向は、「機会があれば訪問したい」が6割強と最も高くなっている。



図3-15 来訪者のグループ構成（道県別）

第4章 史跡大船遺跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値

本史跡が持つ本質的価値を明確に認識し、共通理解とすることが、史跡の保存・活用の基本的な理念となる。なお、史跡における本質的価値とは「土地と一体となって有する、わが国の歴史上又は学術上の価値」であり「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定説明文に立脚しつつ、総括的に整理・確認し明示することとされている。

本史跡においては、平成13(2001)年の史跡指定時の指定説明文(第3章(3)参照)や、これまでの発掘調査で得られた成果を踏まえ、本史跡の本質的価値を次の3点に整理する。

縄文中期における大型竪穴建物による安定した定住を示す大規模な拠点集落

- ・100軒を超える竪穴建物跡が著しく重複した状態で検出されていることは、繰り返し同じ台地を利用しており、かつ集落の密度が極めて高いことを示す。
- ・個々の竪穴建物跡の規模が大きく、中には長さ8～11m、深さが2mを超える大型住居も多数確認されている。
- ・縄文時代前期末葉から中期末葉の集落の造営期間の中で、集落構造や住居形態の連続的な変遷を、共伴する土器型式と合わせて、詳細に捉えることができる。
- ・竪穴建物からなる「居住域」、貯蔵穴が分布する「貯蔵域」、盛土遺構のある「祭祀場」、墓が造られた「墓域」など、多様な施設が分離して配置される、大規模な拠点集落のあり方を示す。



盛土遺構や住居内の小土坑など集落に伴う祭祀・儀礼に関わる特殊遺構

- ・大規模な盛土遺構は、長期間にわたり営まれた集落内における廃棄(祭祀・儀礼)の場所として維持されてきたことを示す。
- ・竪穴建物内の炉の周辺(中央ピット)や長軸方向の壁際の小土坑(先端ピット)などの存在から、屋内祭祀の要素がみられる。
- ・屋内祭祀施設からは、十数点の青竜刀形石器(未製品、破損品を含む)や鯨骨製の骨刀、小型の石棒などが出土しており、一過性ではなく安定的な祭祀・儀礼が行われていた可能性が窺える。



太平洋をはじめ豊かな自然と共生した当時の生活や生業を示す多様な出土遺物と地形

- ・これまでの発掘調査により出土した日用品や儀礼具に加え、動植物遺体などの27万点を超える膨大な遺物から、狩猟、漁労、採集による安定的な集落の持続を可能にした往時の豊かな食料資源や生態系を窺い知ることができる。

- ・中でも食料の加工具である擦石（北海道式石冠含む）や石皿、台石の出土量は突出しており、その対象となる食料資源に恵まれた環境であったことを示唆している。
- ・クジラ、オットセイなどの海獣類や、マグロ、サケ、タラなどの魚類、タマキビガイ、ムラサキインコなどの貝類に加え、ウニなどの水産資源が多く見つかり、漁労が主な生業であったことを示す。
- ・クリ、オニグルミ、ヤマブドウ、マタタビ、キハダ、ウルシなどの炭化種子や炭化材、花粉が検出されており、森林資源も活発に利用していたことを示す。
- ・貝塚が発見されていない当該地域において、海洋環境への適応による生態の把握や生業の確立など、ヒトと自然との関わりを顕著に示す。
- ・海、山、川といった往時の生活を支えた豊かな自然環境が凝縮した地形に立地しており、さらにそれが良好な状態で残され現在に受け継がれている。



以上を踏まえ、史跡大船遺跡の本質的価値について、次のように総括的に明示する。

北海道南部の太平洋沿岸に面した、縄文時代中期の深さ2 mを超える大型竪穴建物、貯蔵穴、盛土遺構、墓からなる拠点集落の様相や、当時の生活や精神文化を良好かつ顕著に示す多様な出土遺物を有する大規模な集落跡

（2）史跡の構成要素の特定

史跡の本質的価値を明確化するため、「史跡の構成要素」、「指定地の周辺地域を構成する要素」に大別した。

そのうち「史跡の構成要素」は、「史跡の本質的な価値を構成する要素」、「史跡の本質的な価値に準ずる要素」、「その他の要素」に区分し、さらに「その他の要素」については、「史跡の価値に寄与する（理解に資する）要素」、「史跡の保存活用に寄与する要素」、「史跡の価値および保存活用に寄与しない要素」に細分した。

一方、「指定地の周辺地域を構成する要素」は、「史跡の価値および保存活用に関連する要素」と「史跡の価値および保存活用に関連しない要素」に区分した。

構成要素の区分の考え方は次のとおりであり、この区分に基づきそれぞれに該当する要素を示す。

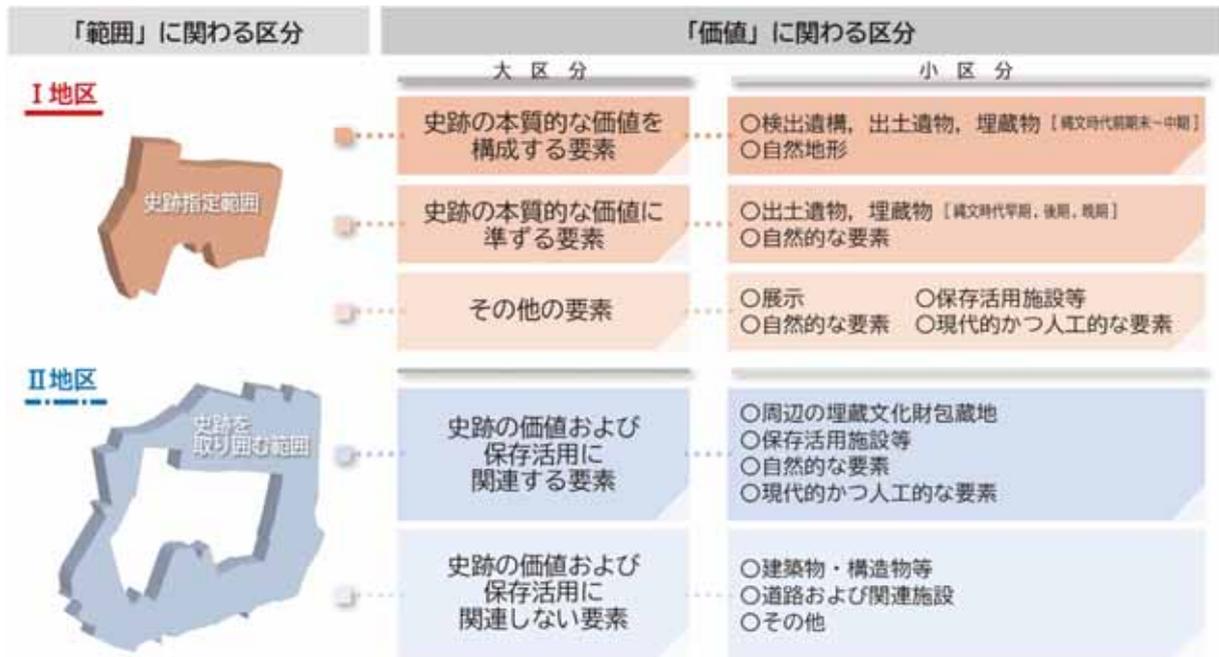


図4-1 構成要素区分の考え方

ア 史跡の構成要素（地区：史跡指定地）

(ア) 史跡の本質的な価値を構成する要素

縄文時代前期末から中期の遺構・遺物が挙げられる。竪穴建物跡や土器・石器といった拠点集落を構成する多様な遺構や遺物が出土しており、現在でも多数の埋蔵物が地下に存在する。さらに、こうした大規模な拠点集落を形成する自然地形として、海岸段丘や段丘斜面などが挙げられる。遺跡の立地や生業に密接に関わる要素である。

(イ) 史跡の本質的な価値に準ずる要素

本史跡からは、縄文時代早期、後期、晩期に属する遺物も出土している。また、火山堆積物や腐植土が史跡の本質的な価値を構成する要素である埋蔵物を被覆していることで、それらが地上に露出することなく保護されている。

(ウ) その他の要素

a 史跡の価値に寄与する（理解に資する）要素

竪穴建物跡をはじめ様々な展示物等を整備しているほか、縄文時代の植生復元のため在来樹種を保護・植樹しており、往時の大規模な拠点集落および自然環境の理解促進に寄与している。

b 史跡の保存活用に寄与する要素

休養便益施設としての機能を持つ管理棟、史跡の見学における説明板や園路、獣害対策として設置した電気柵など、史跡を適切に管理・活用するための保存活用施設等を整備している。

c 史跡の価値および保存活用に寄与しない要素

史跡の本質的な価値を維持するために将来的に更新、改修が必要なものに加え、供用廃止されている史跡内の旧市道部分に付随するガードレールや、現在は機能していない外灯や蛇口など、今後、撤去することが望ましい人工物などが挙げられる。

イ 指定地の周辺地域を構成する要素（ 地区：史跡を取り囲む範囲）

(ア) 史跡の価値および保存活用に関連する要素

本史跡の周辺に所在する縄文時代の遺跡や、受入体制の充実やアクセス向上の役割を果たす駐車場とその関連施設などが挙げられる。

(イ) 史跡の価値および保存活用に関連しない要素

各種建築物や道路およびその関連施設が挙げられる。海岸段丘下の低地には、国道や大舟川に沿って集落が形成され、地域住民にとって基幹産業と密接に結びついた居住空間となっている。

このほか、周辺には地域住民が利用する小規模な畑（家庭菜園）がわずかに残されている。

表4-1 構成要素一覧

史跡の構成要素(地区：史跡指定地)			
区 分		要 素	
史跡の本質的な価値を構成する要素	縄文時代 (前期末～中期)	検出遺構	・ 竪穴建物跡(集落), 土坑(貯蔵穴, 墓, 落とし穴等), 盛土遺構
		出土遺物	・ 土器, 石器, 土製品, 石製品, 自然遺物(動植物遺存体)
		埋蔵物	・ 地下に埋蔵している遺構, 遺物
自然地形		・ 海岸段丘, 段丘斜面, 自然水路(沢)	
史跡の本質的な価値に準ずる要素	縄文時代 (早期, 後期, 晩期)	出土遺物	・ 土器, 石器
		埋蔵物	・ 地下に埋蔵している遺構, 遺物
	自然的な要素		・ 被覆土(腐植土, 火山堆積物(駒ヶ岳, 白頭山由来))
その他の要素	史跡の価値に寄与する(理解に資する)要素	展示	・ 竪穴建物跡展示(複製, 立体表示(骨組), 完全復元, 平面表示) ・ 盛土遺構復元展示 ・ 露出展示(石皿)
		自然的な要素	・ 植樹木(クリ, オニグルミ, ミズナラ, イタヤカエデ, オオヤマザクラ等)
	史跡の保存活用に寄与する要素	保存活用施設等	・ 総合案内板, 世界遺産共通サイン, 説明板, 案内板, 注意看板, 誘導サイン, 樹名プレート ・ 管理棟, 体験学習広場, 園路, 階段, 手摺, 木橋 ・ 境界杭, 管理用通路(旧市道) ・ ベンチ, スツール, 安全柵, ガードレール(擬木), 電気柵, ロープ柵, 立入禁止線, 物置 ・ 生垣(ハマナス), 百葉箱(温湿度計), 急傾斜地区標柱, 法枠
			史跡の価値および保存活用に寄与しない要素
指定地の周辺地域を構成する要素(地区：史跡指定地外)			
区 分		要 素	
史跡の価値および保存活用に関連する要素	周辺の埋蔵文化財包蔵地	・ 大船A遺跡, 大船G遺跡, 大船H遺跡, 大船I遺跡	
	保存活用施設等	・ 駐車場, 駐車場標識, 階段, 手摺, スロープ, チェーンポール, ソーラーポール街路灯, アクセシブルサイン, 擁壁, 柵	
	自然的な要素	・ 栗の木山, 海岸段丘, 段丘斜面, 落葉広葉樹林, 針葉樹林, 草地, 植栽プランター(サルナシ)	
	現代적かつ人工的な要素	・ 案内板, 擁壁(斜面)	
史跡の価値および保存活用に関連しない要素	建築物・構造物等	・ 寺, 地蔵, 旧小学校, 家屋, 漁業関連施設(コンブ種苗施設, コンブ加工施設, 干場, 資材置場), 落石防護柵 ・ 電柱, 携帯電話通信施設, 防災行政無線屋外拡声子局, 水路, 仕切り弁	
	道路および関連施設	・ 市道大船高台1号線, 栗の木山林道 ・ ガードレール(白), 視線誘導標, カーブミラー, 標識, ロードヒーティング ・ 工事看板, 鉄板, 側溝, 境界杭(国土交通省)	
	その他	・ 3級基準点 ・ 畑(家庭菜園)	

地区：その他の要素 — 史跡の価値に寄与する(理解に資する)要素



1：豎穴建物跡展示(複製) H-21



1：豎穴建物跡展示(複製) H-32



1：豎穴建物跡展示(複製) H-54



2：豎穴建物跡展示(立体表示) H-1



2：豎穴建物跡展示(立体表示) H-53



3：豎穴建物跡展示(完全復元) H-16



4：豎穴建物跡展示(平面表示)



5：盛土遺構復元展示



6：露出展示(石皿)



7：植樹木(クリ, オニグルミ, ミズナラ, イタヤカエデ, オオヤマザクラ等)

地区：その他の要素 — 史跡の保存活用に寄与する要素



8：総合案内板



9：世界遺産共通サイン



10：説明板 「史跡全体」



10：説明板 「縄文の森」



10：説明板 「竪穴住居」



10：説明板 「重なり合う住居」



10：説明板 「盛土遺構」



10：説明板 「石皿」



11：案内板 「車両制限」



11：案内板 「管理棟利用時間」



11：案内板 「定時解説」



12：注意看板 「火焚き実施告知」



12：注意看板
「史跡利用案内」



13：誘導サイン



13：誘導サイン



14：樹名プレート



15：管理棟 / 29：物置



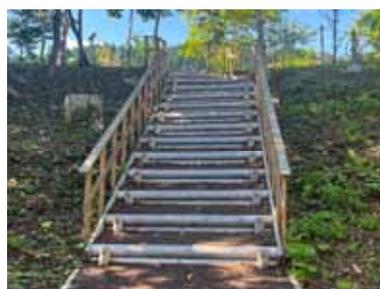
16：体験学習広場



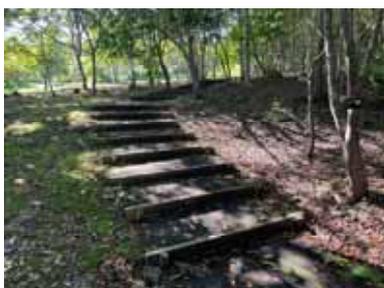
17：園路 「縄文のにわ」



17：園路 「縄文の森」



18：階段, 手摺



18：階段



18：階段



18：階段



19：木橋



20：境界杭



21：管理用通路(旧市道)



22：ベンチ
「縄文のにわ」



22：ベンチ
「縄文の森」



23：スツール
「縄文のにわ」



23：スツール
「縄文の森」



24：安全柵



25：ガードレール(擬木)



26：電気柵



27：ロープ柵



28：立入禁止線「標識ロープ」



28：立入禁止線「有刺鉄線」



30：生垣(ハマナス)



31：百葉箱(温湿度計)



32：急傾斜地区標柱



33：法枠

地区：その他の要素 — 史跡の価値および保存活用に寄与しない要素



34：植林木(スギ, トドマツ等)



34：植林木(スギ, トドマツ等)



34：植林木(スギ, トドマツ等)



35：墓地



36：フェンス



37：ガードレール(白)



37：ガードレール(赤白ポール)



38：視線誘導標



39：カーブミラー



40：外灯



41：電柱 「管理棟東側」



41：電柱 「管理棟北側」



42：旧外灯



43：旧蛇口



44：旧地下水位観測孔

< 史跡指定地外の構成要素 >

史跡の価値および保存活用に関連する要素			史跡の価値および保存活用に関連しない要素		
No.	記号	要素	No.	記号	要素
1	■	大船A・G・H・I遺跡	15	■	針葉樹林
2	■	駐車場	16	■	草地
3	●	駐車場標識	17	■	植栽プランター(サルナシ)
4	■	階段, 手摺	18	●	案内板
5	■	スロープ	19	■	擁壁(斜面)
6	チェーンボール	20	■	寺
7	●	ソーラーポール街路灯	21	■	地藏
8	●	アクセシブルサイン	22	■	旧小学校
9	■	擁壁	23	■	家屋
10	柵	24	■	漁業関連施設(コンブ種苗施設, コンブ加工施設, 干場)
11	■	栗の木山	24	■	漁業関連施設(資材置場)
12	■	海岸段丘	25	■	落石防護柵
13	■	段丘斜面	26	○	電柱
14	■	落葉広葉樹林	27	○	携帯電話通信施設
			28	●	防災行政無線屋外拡声子局
			29	—	水路
			30	●	仕切り弁
			31	—	市道大船高台1号線
			32	—	栗の木山林道
			33	ガードレール(白)
			34	○	視線誘導標
			35	●	カーブミラー
			36	●	標識
			37	■	ロードヒーティング
			38	●	工事看板
			39	■	鉄板
			40	—	側溝
			41	●	境界杭(国土交通省)
			42	▲	3級基準点
			—	■	畑(家庭菜園)

※位置および範囲を把握した構成要素を示す。
 なお、次頁以降に掲載した写真の位置については、図中の番号にて示す。



図4-3 構成要素箇所図-史跡指定地外 (II地区 S=1/4,000)

地区：史跡の価値および保存活用に関連する要素



2：駐車場



3：駐車場標識



4：階段, 手摺



5：スロープ



6：チェーンポール



7：ソーラーポール街路灯



8：アクセシブルサイン



9：擁壁



10：柵



11：栗の木山



12：海岸段丘 / 13：段丘斜面



14：落葉広葉樹林



15：針葉樹林



16：草地



17：植栽プランター(サルナシ)



18：案内板「車両制限」



18：案内板「車両制限」



18：案内板「駐車場誘導」



18：案内板「史跡誘導」



19：擁壁(斜面)

地区：史跡の価値および保存活用に関連しない要素



20：寺



21：地蔵



22：旧小学校



23：家屋



24：漁業関連施設(コンブ加工施設)



24：漁業関連施設(資材置場)



25：落石防護柵



26：電柱



27：携帯電話通信施設



28：防災行政無線屋外拡声子局



29：水路 「開渠」



29：水路 「暗渠」



30：仕切り弁



31：市道大船高台1号線



32：栗の木山林道



33：ガードレール



34：視線誘導標



35：カーブミラー



36：標識



37：ロードヒーティング



38：工事看板



38：工事看板



38：工事看板



39：鉄板



40：側溝



40：側溝



41：境界杭(国土交通省)



42：3級基準点

第5章 大綱（基本方針）

本史跡の価値については「第4章 史跡大船遺跡の本質的価値」で明示しており、その価値や特色を確実に未来に継承するとともに、現状と課題を踏まえながら、計画的かつ実効性のある保存・活用および整備を進めていく必要がある。

また、具体的な取組を展開するためには、土地所有者をはじめとした関係者や関係団体、市民・地域活動団体との連携を図りながら、史跡の保存・活用を支える恒久的な仕組みや体制を構築することが求められる。

そのうえで、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査・研究や整備に加え、教育文化、観光、まちづくり、地域活性化の観点から、史跡を活用する取組も重要となる。

このため、史跡大船遺跡に関わる様々な団体や市民が共有する、史跡の保存活用における基本方針を、次のように定める。

史跡の本質的価値の確実な保存と価値の顕在化

～縄文人が残した証を保存するとともに、その価値を正しくわかりやすく伝え、さらに高める～

安定した定住を支えた環境の保全と保存活用体制の充実

～縄文の背景にある環境を守り、周辺景観との調和を図りながら、未来へ継承し維持し続ける～

地域資源の再発見や価値の向上のための拠点の形成

～縄文から続く豊かな自然環境や生業を体験できるよう、地域との連携を強化し推進する～



縄文から現代へ受け継がれる「地域の宝」を、「国の宝」として、
地域一体となって、守り、活かし、未来へつなぐ。

第6章 保存管理

(1) 保存管理の現状と課題

ア 地区（史跡指定地）

(ア) 現状

- I 地区は平成15(2003)年度までに公有化が完了しており、現在は函館市が所有・管理している。
- I 地区北東側の一部は墓地となっており、別の場所に霊園が整備された現在も複数の墓石が残されている。
- I 地区中央を未舗装の市道大船高台1号線が南北に縦断していたが、令和5(2023)年12月をもってI地区内は廃道となり、現在は管理用通路として利用している。
- 地下遺構については、発掘調査終了後に埋め戻しており、かつ整備事業においても十分な保護層を設けたうえで施工しているため、確実に保存されている。
- 発掘調査で出土した遺物は、当初は現在の管理棟（旧名称：埋蔵文化財展示館）において一部を展示していたが、平成23(2011)年10月の縄文文化交流センターの開館に伴い、主たる遺物の展示・保管機能を同館に集約している。それ以外の遺物および図面や写真等の記録類は、近隣の埋蔵文化財保管庫に保管している。
- 出土遺物のうち石皿については、管理棟の東側から北側にかけて建物に沿って積み上げ、マス展示（露出展示）することで、その物量を際立たせて示している。
- 史跡の管理は、現在函館市教育委員会（以下「市教委」という）から管理運営業務委託を受け、一般財団法人道南歴史文化振興財団が実施している。令和7(2025)年度以降は指定管理者制度に移行する。
- 竪穴建物跡（完全復元）については、茅葺き屋根および建材等の維持・保護のため、定期的（主に5～10月は毎日、それ以外の期間は2～3日に1回程度）に建物内で燻蒸を行っている。火を焚いている間はスタッフが常駐するとともに、近くに水や消火器を備え付け、防火管理を行っている。
- I 地区東側は、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の資産範囲（面積約3.5ha）となっており、周辺の緩衝地帯（面積約18.3ha）を含めて、経過観察や遺産影響評価（HIA）など、世界遺産の構成資産として必要な保存管理を行っている。

(イ) 課題

- I 地区は現在も北側および南側で市道に接し、また東側および西側は大舟川や沢に向かう斜面地となっており、公開時間外においても完全に閉鎖することは難しいことから、史跡内への立入を制限することができず、安全管理上の課題となっている。
- 墓地および付属するフェンスや旧外灯については、史跡の価値および保存活用に寄与しない要素であることから、移転・撤去が望ましい。
- 管理用通路が砂利敷きとなっているため、大雨や雪融け時には流路となり洗掘される場合がある。

- 「縄文の森」における発掘調査は、トレンチによる範囲確認が主であることから、遺構の状況の把握が限定的である。
- 史跡の本質的価値である遺物を現地で展示していないため、遺物への理解を助けるため管理棟内のパネル展示やスタッフによる解説等で補うとともに、現在の展示施設である縄文文化交流センターへの誘導を積極的に行う必要がある。
- 石皿の露出展示の実施に至る経緯が不明であるほか、正確な数量が未把握であることや表面にカビが発生していることなど、必ずしも適正な管理状況とはいえず、今後の整備事業を計画するタイミングで再検討する必要がある。



写真6-1 管理棟内の展示



写真6-2 露出展示（石皿）

イ 地区（史跡指定地外）

(ア) 現状

- Ⅱ地区の南側から西側にかけては、主に自然の樹林地や植林による二次林となっており、南東側は大舟川に面した急傾斜地となっている。北側には寺や民家、コンブ干場や乾燥場など漁業関連施設が所在し、段丘下の低地では海岸線に沿って国道278号が走り、その沿線に民家が点在するなど小規模な集落が形成されている。なお、周辺には農地のように大きく改変された土地はない。
- Ⅱ地区の南側には国道278号尾札部道路（バイパス）の建設が進捗しており、令和5（2023）年3月には史跡の南側まで部分開通している。それに伴いバイパスから直接アクセスできる史跡外駐車場を整備し供用している。

○かつては野生化したウマやシカによる食害や土地の荒廃があったが、現在は確認されなくなっている。一方、近年クマの足跡やフンなどの痕跡および目撃情報があり、一時史跡を閉場した経緯がある。令和5(2023)年8月からは史跡外からの害獣の侵入を防ぐため、一部の園路沿いに電気柵を常設し、来訪者の安全確保に努めている。

(1) 課題

- 史跡外駐車場とスタッフが常駐する管理棟とは150mほど離れており、来訪者動向や混雑状況などの現状を即座に把握できない場合が多い。
- クマの出没など突発的に発生する獣害事案に対し、速やかに対応できるようフローチャートを作成し常に確認するなど、日常的に備えておく必要がある。



図6-1 駐車場と管理棟の位置関係 (S=1/8,000)

(2) 保存管理の基本方針

史跡の本質的価値を損なうことなく、将来にわたり史跡の保存管理を図るための基本的方針を次のとおり定める。

- 史跡の管理にあたっては、史跡の本質的価値を踏まえ、構成する諸要素を明確化したうえで、文化財保護法や景観法等の関係法令に基づき、各要素の適切な保存管理を図る。
- 地下に埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図り、調査研究、保存、整備に資するために必要に応じて実施する発掘調査については、最小限にとどめるなど配慮する。
- 「縄文のにわ」および「縄文の森」においては、立体表示等の復元物、園路や説明板等の管理施設について、見学者の安全に留意して保全や日常の維持管理を行う。
- I地区およびII地区において、行政機関による既存の法令による保護はもとより、土地所有者や土地利用者、関係団体等へ理解と協力を求めながら、適切な埋蔵文化財の保護および良好な景観形成に努める。

(3) 保存管理の方法

- 日常的な巡回・監視により、保存状態の現状確認を行う。
- 竪穴建物(完全復元)の燻蒸や除草・剪定等の通常の管理運営業務を確実に継続して実施することで、常に史跡の保存管理を図る(具体的な実施内容については、表6-1参照)。
- 修繕等の対応が必要な場合には、本章(4)現状変更等の取扱基準に則り、速やかに対応する。
- 墓地については、将来的な撤去に向け、現在は新規供用を停止しており、引き続き利用者の理解と協力を得ながら、市所管課(南茅部支所産業建設課)と連携し移転を進める。

表6-1 業務の実施内容

大項目	中項目	実施内容
遺跡管理業務	遺跡清掃	・見学動線，解説板等の工作物の清掃
	監視・保安	・敷地内の巡回，目視点検 ・害虫・害獣対応 ・電気柵の稼働 ・施錠および開錠(管理棟)
	復元展示等保全	・雑草・蘚苔類の除去(竪穴建物跡壁・床面) ・燻蒸・屋根の雪下ろし(完全復元)
	除草・除雪等環境整備	・除草，樹木剪定 ・除雪(主園路，管理棟周辺，駐車場等)
	冬季保全	・冬囲い設置，撤去(竪穴建物跡壁・床面)
建物管理業務	建物管理	・管理棟清掃(休憩スペース，トイレ含む) ・害虫(防虫)対応 ・消耗品補充(トイレトーパー等)
	設備維持管理	・目視点検(照明器具等設備) ・消耗品交換(電球等)
	管理棟冬季保全	・凍結防止措置(水抜，不凍液投入等)
運営業務	案内	・情報提供(施設，遺跡，地域等)
	解説	・遺跡解説(定時：4～10月 毎日1日2回) (随時：可能な限り対応)
	来訪者対応	・誘導，安全確保 ・必要物品の設置(看板，カラーコーン等)
	掲示物管理	・ポスターやサインの掲示，撤去
その他の業務	温湿度，来訪者等の記録	・測定，記録
	災害後の被害状況確認	・巡回，目視点検，記録，報告
	日報の作成	・業務内容の記録，報告
	その他	・取材やイベント等への対応

ア 法規制

史跡大船遺跡の計画対象範囲であるⅠ地区およびⅡ地区においては，以下のとおり法規制が定められている。

(ア) 文化財保護法

Ⅰ地区において史跡の現状を変更する場合は，事前に申請することが定められており，申請に対する審査・許可決定は文化庁または市教委が行う（現状変更等の取扱基準は本章(4)参照）。

また，Ⅱ地区において開発行為等を実施する場合は，周知の埋蔵文化財包蔵地および隣接地または埋蔵文化財が存在する可能性地にあたることから，道教委では埋蔵文化財保護のための事前

協議をすることを求めており（参考：道教委ホームページ「埋蔵文化財保護のための事前協議のページ」<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/jizenkyougi.html>），開発行為に先立ち市教委との協議を行うことで，史跡周辺の埋蔵文化財の厳格な保護を図っている。

・法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

・法第94条(国の機関等が行う発掘に関する特例)

・法第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

(イ) 景観法・函館市都市景観条例

景観法に基づく函館市都市景観条例のもと，「函館市景観計画」を定め，良好な景観形成を目指した規制を実施している。市全域が景観計画区域であるほか，Ⅰ地区およびⅡ地区は，同条例第10条第1項により縄文遺跡群都市景観形成地域として定められており，地域内における都市景観の形成に配慮すべき事項や届出の対象となる行為，行為の制限に関する基準を示した景観形成基準が策定されている（第1章(4)参照）。

・法第16条(届出及び勧告等)

・条例第16条の2(事前協議)

表6-2 景観法に基づく規制（函館市景観計画に定める縄文遺跡群都市景観形成地域）

種別(一部抜粋)	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ10mまたは床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物 (垣，柵等)	高さ1.5mを超えるもの
(煙突，排気塔等)	高さ6mを超えるもの
(装飾塔，電波塔等)	高さ4mを超えるもの
(電気供給電線路等)	高さ13mを超えるもの
(自動販売機，風力・太陽光発電設備等)	全て
開発行為	面積10㎡を超えるもので，高さ1.5mを超える法を生ずる切土，盛土を伴うもの
木竹の伐採	森林病虫害防除以外の木竹の伐採で，樹高10m以上または地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの

(ウ) 都市計画法

都市計画法第18条の2の規定に基づく函館市都市計画マスタープランを策定しており，本史跡が所在する南茅部地区における土地利用の方針を示している（第1章(4)参照）。

なお，Ⅰ地区およびⅡ地区は，都市計画法第5条に基づく都市計画区域には該当しない。

(I) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域に指定された土地は，地すべりや地形の崩壊に伴う土石流などの災害を防止するため，土地の現状変更や建築行為などの開発を規制している。

また、函館市防災会議が定める函館市地域防災計画に基づき、土砂災害の防止、復旧を行うための対策をしており、適切に維持・管理している（第1章(4)参照）。

…法第10条(特定開発行為の制限)

(オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊を防止し、国土を保全するための土地の現状を変更する行為を規制している。本史跡においては、Ⅰ地区およびⅡ地区の一部を含む北東側の海岸段丘上崖が急傾斜地に指定されており、崩落による災害を誘発するおそれのある有害な行為が規制されている。

…法第7条(行為の制限)

(カ) 森林法

森林の保続培養と森林生産力の増進のため、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

…法第10条の2(開発行為の許可)

…法第10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)

(キ) 河川法・函館市普通河川管理条例

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、木竹の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

Ⅱ地区の東側を流れる大舟川は北海道が管理する二級河川に指定されており、治水に関する制限がある。それ以外の準用河川および普通河川は函館市が管理しており、管理上支障を及ぼすおそれのある行為を規制している。

…法第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)

…法第24条(土地の占用の許可)

…法第25条(土石等の採取の許可)

…法第26条第1項(工作物の新築等の許可)

…法第27条第1項(土地の掘削等の許可)

…条例第10条(許可を要する行為)

(ク) 砂利採取法

砂利の採取に伴う災害の防止を目的としている。

…法第16条(採取計画の認可)

(ケ) 道路法

交通網の整備や発展を目的としたもので、本史跡においては、Ⅱ地区の国道278号尾札部道路(バイパス) および住宅地内の市道に適用される。

…法第24条(道路管理者以外の者の行う工事)

…法第32条(道路の占用の許可)

(コ) 函館市墓地条例

火葬場の管理，埋葬等が支障なく行われるよう，地形の変更，墓標，石垣の設置などの行為を規制するものであり，本史跡においては，I地区内の大船共同墓地が対象となる。

…条例第8条

(カ) 北海道自然環境等保全条例

北海道全域における自然環境の適切な保全，生物の多様性の確保のために，特定の開発行為や施設の建設を規制している。

…条例第30条(特定の開発行為の許可)

なお，これらの法規制は世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として必要な保存管理と合致している。

本史跡における法規制図は，次のとおりである。

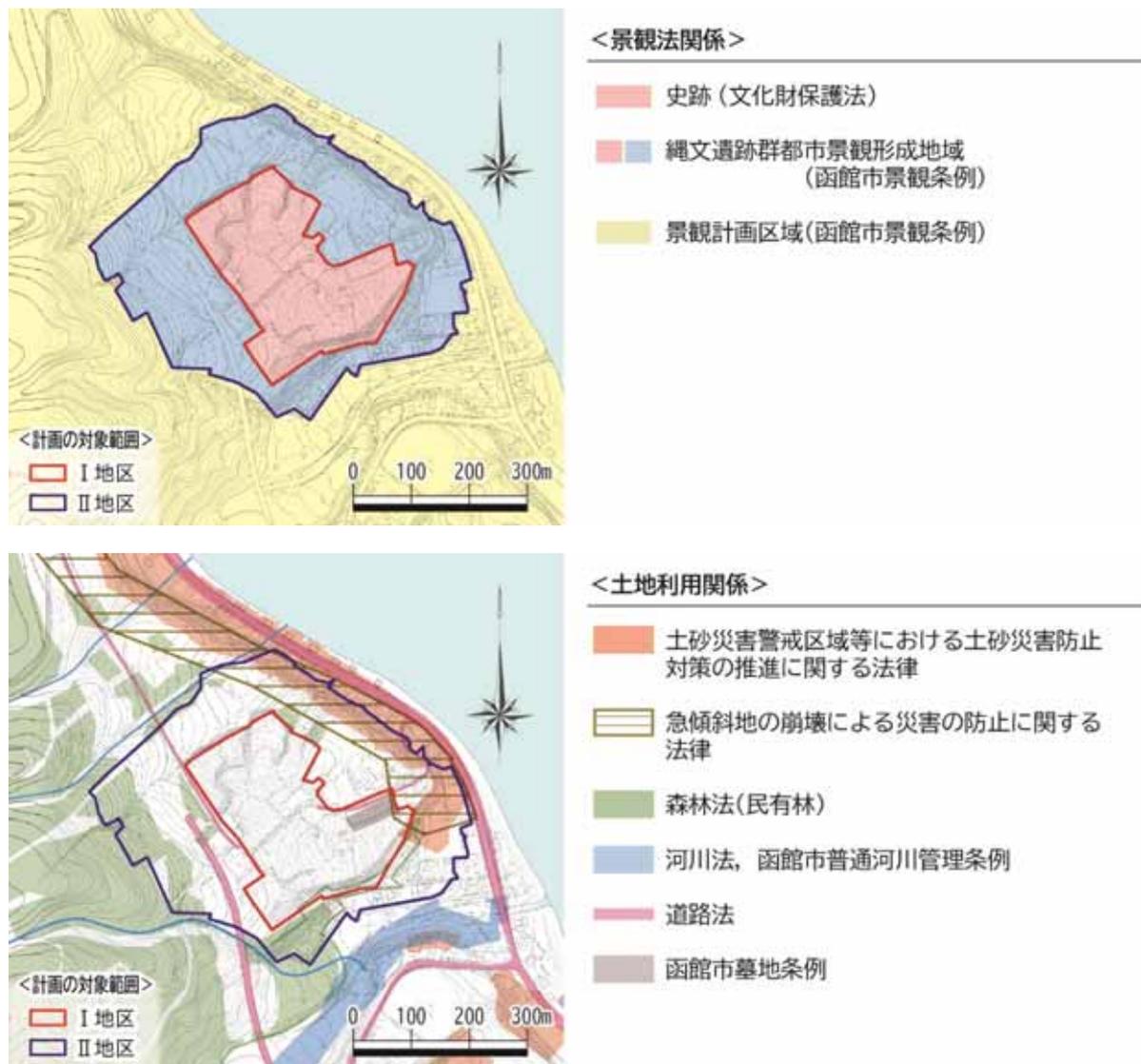


図6-2 法規制図 (S=1/12, 500)

「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」令和4年5月をもとに作成

(4) 現状変更等の取扱基準

ア 地区区分

現状変更等の対象範囲については、主にI地区が対象となる。その取扱基準を定めるにあたっては、遺構の保存に特に留意することが求められることから、遺構の集中度に応じて地区を細分した。

細分の考え方については、これまでの発掘調査において特に遺構が集中して確認されたことから「縄文のにわ」として整備した既存の整備計画（「史跡大船遺跡復元整備基本計画」平成18(2006)年10月）のゾーニングを踏襲し、I地区の範囲において特に遺構が集中して分布するエリアをIa地区、それ以外をIb地区とした。

現状変更等の取扱いに関しては、これらの地区区分に基づき、行うものである。

- Ia地区：遺構集中分布エリア
- Ib地区：その他のエリア

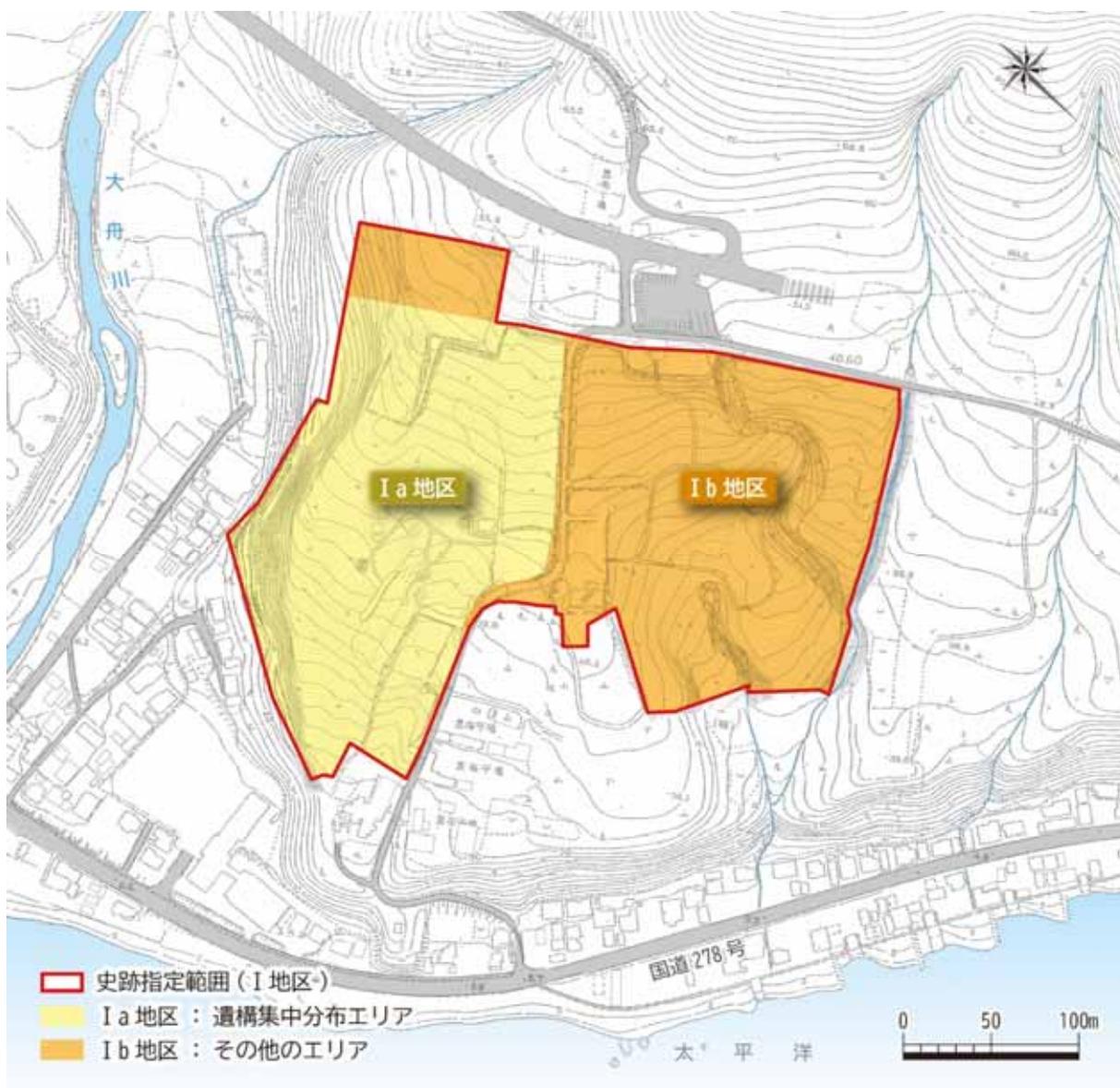


図6-3 現状変更等の取扱いにおける地区区分図 (S=1/4,000)

イ 現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針と取扱い基準

(ア) 現状変更等の取扱い方針と取扱い基準

史跡指定地内における現状変更等の取扱い方針および取扱い基準について、計画対象範囲の地区区分ごとに、次のとおり定める。

取扱い基準の運用にあたっては、必要に応じ文化庁や道教委の指導・助言を受け、適正に対応する。なお、文化庁長官の許可を必要とする行為については、市教委が窓口となり申請を受け、関係法令および現状変更等の取扱い基準をもとに内容を確認したうえで、受理したものは道教委へ進達し、道教委が文化庁へ進達（副申）することとなる。

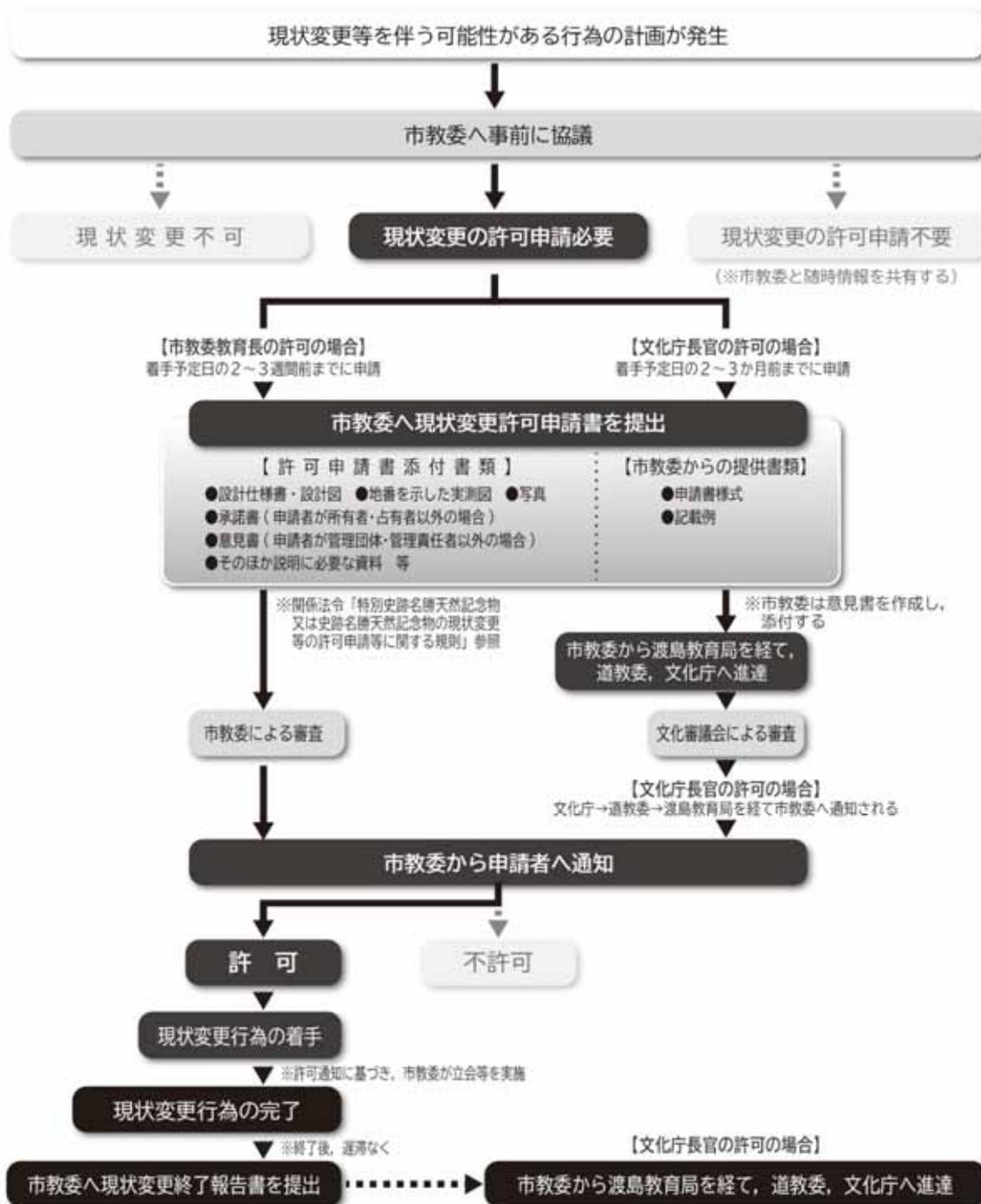


図6-4 現状変更等に関するフローチャート

表6-3 現状変更等の取扱基準

		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
地区の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・「史跡の本質的な価値を構成する要素」が集積している。 ・ 竪穴建物跡，貯蔵穴，盛土遺構，墓など，拠点集落の要素が確認されている。 ・「縄文のにわ」として，大部分を公開している。 ・ 竪穴建物や盛土遺構の復元など史跡の本質的な価値の理解に資する展示物を整備しており，史跡見学の中心となっている。 ・ 南側の一部は未整備である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「史跡の本質的な価値に準ずる要素」における「自然的な要素」が集積している。 ・ 落とし穴が確認され，また落葉広葉樹林や小さな沢など豊かな自然が残されている。 ・「縄文の森」として，一部を公開している。 ・ 植生管理に加え，園路やベンチ等の活用施設を整備しており，縄文の植生や景観を想起させる地区となっている。 ・ 北側，南西側，南東側は未整備である。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 未整備地区は，樹林地であり，現状のまま保存されている。 ・ 全筆公有化している。 	
取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ “史跡の保存管理や整備，<u>公開活用</u>や<u>防災</u>等に資すると認められる行為”以外の現状変更は，原則として認めない。 		
		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
現状変更等の取扱基準	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備に伴う小規模建築物(案内施設，四阿等)の新築，増築，改築以外は，認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に加え，小規模な仮設建築物の新築および既存管理棟の増築，改築は，地下埋蔵物および景観に影響を与えない範囲においてのみ認める。
	園路・広場の新設・修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備に伴う新設および既存施設の改修，補修以外は，認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に加え，現地形を改変せず表層の軽微な変更にとどまるものにおいてのみ認める。
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備に伴う新設および既存工作物の改修，補修以外は，認めない。 ・ 竪穴建物跡や盛土遺構などの復元展示物は，史跡の本質的な価値の理解を損なわないよう，適宜改修，補修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に加え，現地形を改変せずかつ期間が限定された仮設物は，地下埋蔵物および景観に影響を与えない範囲においてのみ認める。
	土地の形状の変更(自然地形含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備に伴う変更以外は，認めない。その場合においても，保護層が十分に確保され，確実な保護が担保されている場合においてのみ認める。 	
	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備や地下遺構の保護に係る伐採以外は，認めない。その場合においても，抜根は原則認めない。 ・ ただし，史跡の利用上支障となる危険木の処理，日常の植生管理や景観の向上，視点場からの眺望確保のための枝葉の剪定，枝打ち，除草等については，この限りではない。 	

		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
現状変更等の取扱基準	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観向上のための補植および現代物の遮蔽のための修景以外は認めない。 ・ その場合においても、導入候補樹種等一覧にある種に限る。加えて発掘調査により遺構が検出されている直上での植栽は認めない。 ・ これまでの事例から、掘削深度は概ね60cm以下とする。 (図6-5参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に加え、縄文を想起させる景観形成のため緑化を図るもので、かつ生育後の剪定や伐採など管理が可能な範囲においてのみ認める。
	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備や学術調査など、地下埋蔵物の保護や状況把握、内容確認といった史跡の保存活用に直接的に関わる調査以外は、認めない。 ・ 調査を実施する場合においても、史跡保存の観点から、必要最小限の規模とする。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の状況以外で現状変更等の必要性が生じた場合には、その内容を勘案して判断する。 ・ 市教委において判断が難しい場合には、文化庁や道教委と協議・検討したうえで、その対応について決定する。 	



図6-5 植栽における模式図

本史跡の植生については、平成8(1996)年度の発掘調査およびその後の調査において、遺跡および遺跡周辺の往時の植生環境を明らかにするため花粉分析等を実施している。さらに、遺跡から出土した炭化種子等の分析結果に加え、垣ノ島遺跡における同時期の花粉分析等の結果^(註11)や、本史跡から西方約6.7kmに位置する万畳敷湿原(白尻町:標高約660m)における詳細な花粉分析結果^(註12)を考慮し、縄文時代の大船遺跡周辺には、クリを主体とした温帯性落葉広葉樹が広がる植生があったものと推定された。

本史跡ではこれらの調査結果に基づき、推定された植生に近づけるため、縄文時代にふさわしい樹木の保護および補植を行っている。本計画においても、史跡周辺の景観や自然環境との調和を考慮した植生景観の醸成のため、次に掲げる樹木および草本の保護・補植を図り、管理するものとする。

表6-4 導入候補樹種等一覧

区 分	科	種
高木・亜高木樹種	ウコギ科	ハリギリ
	カエデ科	イタヤカエデ, ハウチワカエデ, ヤマモミジ
	カバノキ科	ウダイカンバ, シラカンバ
	クルミ科	オニグルミ
	シナノキ科	シナノキ
	ニレ科	オヒョウ, ハルニレ
	バラ科	エゾノウワミズザクラ, オオヤマザクラ
	ブナ科	クリ, ミズナラ
	ミカン科	キハダ
	ミズキ科	ミズキ
	モクセイ科	ヤチダモ
	モクレン科	キタコブシ, ホオノキ
	ヤナギ科	オノエヤナギ, バッコヤナギ, ヤマナラシ
	マツ科	トドマツ
小高木・低木樹種	アジサイ科	ノリウツギ
	ウコギ科	タラノキ
	ウルシ科	ヌルデ, ヤマウルシ
	クスノキ科	オオバクロモジ
	クワ科	ヤマグワ
	シソ科	ムラサキシキブ
	スイカズラ科	エゾニワトコ, タニウツギ
	ニシキギ科	マユミ
	バラ科	カマツカ
籐本類 (つる性植物)	ニシキギ科	ツルウメモドキ
	ブドウ科	ヤマブドウ
	マタタビ科	サルナシ, マタタビ
草本類	イネ科	ヒエ
	イラクサ科	エゾイラクサ
	キキョウ科	キキョウ, ツリガネニンジン
	マメ科	ヤブマメ
	ユリ科	ウバユリ, カタクリ, ギョウジャニンニク

(イ) 現状変更等の許可を必要とする行為

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、原則として国に対し現状変更許可申請書を提出して文化庁長官の許可を得る必要がある（文化財保護法第125条第1項）。なお、同項には“ただし書き”があり、許可が必要ない行為が規定されている。

また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、「当該都道府県または当該市の教育委員会がその事務を行う」とあり、権限委譲された市教委が取り扱うこととなっている。

こうした法制度に基づく諸手続を整理するとともに、本史跡で想定されるもしくは可能性のある各種の現状変更等の行為の例について、次のとおり定める。

なお、この取扱基準は、あくまで文化財保護法の規定に基づくものであり、最終的な判断については、具体的な行為内容の詳細を鑑みたくえで行う必要がある。よって、事前に調整や協議が必要となることが想定されるため、行為の検討または計画段階で市教委（生涯学習部文化財課）へ事前に協議するよう求めることとする。

表6-5 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの (申請先)	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	具体的な行為内容の例
文化庁長官	<p>●文化財保護法</p> <p>○第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の景観に影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・発掘調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡整備に伴う小規模建築物(案内施設、四阿等)および工作物(遺構展示、園路・広場等)の設置、樹木の伐採、既存施設(管理棟)の増築、改築、除去など ○樹木の植栽(導入樹種が適当で、かつ成長後の樹根が保護層内に収まるもの) ○発掘調査(史跡の保存活用を目的としたもの) ○そのほか、土地形状の変更を伴う行為全般(土地の掘削、盛土、切土等)
函館市教育委員会教育長	<p>●文化財保護法施行令</p> <p>○第5条第4項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会内において行われる場合、当該市の教育委員会が行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ・工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(設置の日から50年を経過していないもの)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないもの) ・史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等) ・木竹の伐採 ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事に関わる仮設建築物の設置(プレハブ事務所、仮設トイレ等) ○史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準Ⅱ3に規定されるもの(既設の道路に設置される電柱、ガードレール等、小規模な観測・測定機器、木道) ○イベント等に利用される仮設物の設置(テント、タープ、プレハブ等) ○既存施設の改修(園路、階段等) ○文化財保護法第115条第1項に規定されるもの(標識、説明板、境界標、囲い、その他の施設) ○インフラ整備に伴う行為(電柱、電線、上下水道管、通信線、暗渠等) ○既存管理棟の除去 ○樹木の伐採(外来種の除去、眺望や陽光の確保など史跡の保存活用に正の影響を与えるもので、かつ抜根を伴わないもの) ○土壌、植物、鉱物等のサンプル採取(史跡の保存や現状把握を目的としたもの)

表6-6 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	具体的な行為内容の例
維持の措置	<p>●文化財保護法 ○第125条第1項ただし書き 現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○第2項 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。</p> <p>●特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 ○第4条(維持の措置の範囲) 法第125条第1項ただし書きの規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状に復するとき</p> <p>・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき</p> <p>・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき</p>	<p>○き損等からの原状復旧 ・地面や斜面の洗掘、地割れ、崩落等による土砂の流出、風倒木等からの原状復旧</p> <p>○き損等の拡大を防止する応急措置 ・き損した箇所への対応 (シート養生や土嚢の設置等)</p> <p>○き損部分の除去 ・流出した土砂や倒木等の除去</p>
措置に非常災害のために必要な応急	<p>●文化財保護法 ○第125条第1項ただし書き 同上</p>	<p>○非常災害への対応 ・流出した土砂の撤去 ・枯死木や倒木の処理 ・倒壊した工作物等の撤去</p>
微少な行為で保存に影響を及ぼす	<p>●文化財保護法 ○第125条第1項ただし書き 同上</p>	<p>○指定地周辺における行為のうち、史跡への影響が懸念される行為 ・斜面地法尻の軽微な改変 ・高地における水脈の変更 ・大型車両の通行による振動等</p>
届出(文化庁長官)が必要なもの	<p>●文化財保護法 ○第127条(復旧の届出等) 復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>○復旧届に関する行為 (き損届によるもの以外)</p>
その他		<p>○日常の一般的な管理行為等 ・展示物や園路等の維持、補修 ・樹木の管理 (枝葉の剪定、枝打ち、除草等) ・看板等の塗装、貼替</p>

第7章 活用

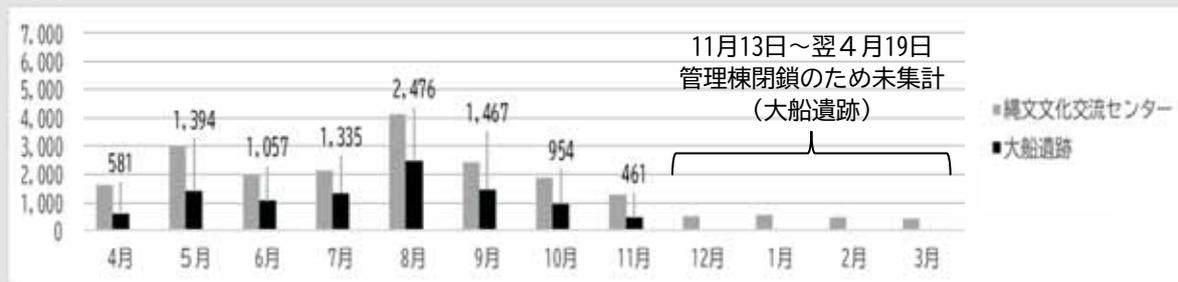
(1) 活用の現状と課題

ア 来訪者

(ア) 現状

- 本史跡は、第一次整備事業の実施前から公開していたが、整備完了後の平成22(2010)年度以降は、年間約10,000人近い来訪者があった。
- 令和3(2021)年7月の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録以降は、コロナ禍であったにもかかわらず、来訪者はさらに増加しており、令和3・4(2021・2022)年度においては、年間来訪者数は25,000人を超えている。
- 令和5(2023)年度の来訪者数は23,000人強であり、前年と比較し減少傾向である。
- 世界遺産登録後は、その効果としてインバウンドの増加がみられる。
- 平日はバスツアーや修学旅行といった団体客が、土日祝祭日は個人客が多い傾向にある。
- 令和2(2020)年度からは、郷土学習推進事業(縄文に触れる学習)として、約1,500人の市立小学校第3学年の児童および教員が毎年訪れている。

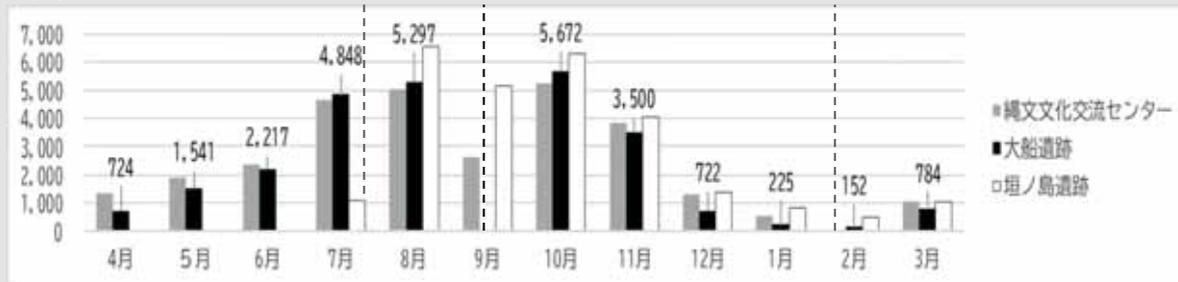
令和元(2019)年度
(人)



令和2(2020)年度
(人)



令和3(2021)年度
(人)



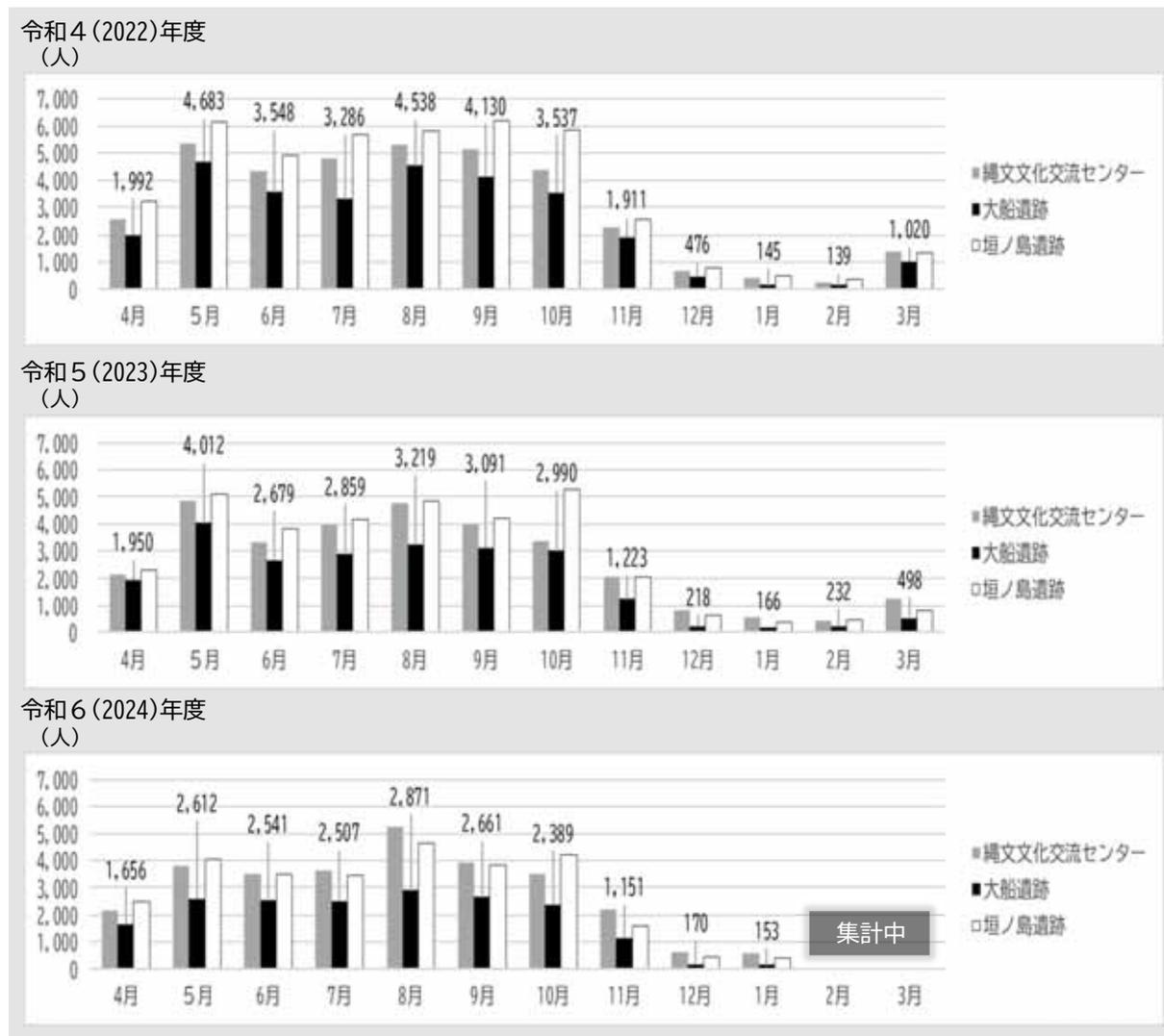


図7-1 縄文関連施設の来訪者数（令和元～6(2019～2024)年）

(イ) 課題

- 本史跡から約5 km離れた白尻町に位置する史跡垣ノ島遺跡および縄文文化交流センターと比較すると、本史跡の来訪者数は約6～7割程度にとどまっている。
- 世界遺産登録効果によるピーク時の来訪者数を維持し、さらには増加させるため、新たな取組が必要である。
- 増加傾向にあるインバウンドへの対応が十分にできていない。

イ 公開エリア**(ア) 現状**

- 現在の公開エリアは、平成22(2010)年度までに整備を実施した、竪穴建物等を復元展示している「縄文のにわ」、縄文時代の植生を想起させる「縄文の森」、送り場を平面的に表現した「盛土遺構」、土器焼き等の体験事業を行うための「体験学習広場」、パネルや映像展示に加え休養便益機能を持つ「管理棟」からなる。
- 史跡は、4～10月は午前9時から午後5時まで、11～3月は午前9時から午後4時まで通年で見学可能であり、また利用料は無料となっている。

- 現在公開している竪穴建物は、あくまで復元した展示物ではあるが、本史跡の本質的価値を伝えるうえで非常に重要な役割を担っている。
- 「縄文の森」内の主だった樹木には樹名プレートを設置し、縄文時代から存在した樹種として紹介することで、当時の植生や自然環境への理解を促している。
- 公開エリアは携帯電話等の電波状況が不良な範囲が多く、またWi-Fi環境は未整備である。

(イ) 課題

- 竪穴建物跡展示の老朽化が顕著で、史跡の本質的価値の伝達に支障をきたしかねない深刻な状況にあり、早急な対応が必要である。
- 主要な見学場所は「縄文のにわ」であり、「縄文の森」を時間をかけて見学する人は少ない。
- 車椅子やベビーカー等の利用者や視覚や聴覚に制約がある来訪者に対し、バリアフリー対応が十分にできていない。
- 樹名プレートに付したQRコードを読み込む方式で詳細説明を行っているが、現地の通信環境が不良であるため、来訪者が必要な情報を得にくい。
- 豊かな自然環境という地の利を活用した、独自性のある事業展開が必要である。



写真7-1 老朽化した骨組



写真7-2 樹名プレート

ウ 解説・体験

(ア) 現状

- 令和3(2021)年から史跡見学者に対し、冬期間を除いて、事前申込不要の定時解説を毎日2回(10時・13時:所要時間約30分)実施している。また、事前予約のあった団体には希望する時間に解説を行っているほか、個人からの急な依頼にもできる限り対応している。
- 登録博物館である縄文文化交流センターの主催事業において、土器の野焼きや自然観察会といった体験学習のフィールドとして利用されている。



写真7-3 スタッフによる解説

(イ) 課題

- 解説するスタッフの高齢化が進み、また新たな人材確保が難しく、将来的な人材不足が懸念される。
- インバウンド対応として、屋外の解説板や管理棟内のパネルに日本語と英語を併記しているが、他の言語には対応していない。また日本語以外の言語を話すことができるスタッフがおらず、多言語対応できていない。



写真7-4 既設解説板(日・英併記)

- 「縄文の森」の活用を促進するため、園路や解説板などの施設整備の充実に加え、モデルコースの設定等、さらなる見所の創出が必要である。

エ 他との連携・周遊

(ア) 現状

- 「縄文の森」では、縄文時代の景観形成に向け、市民参画で植樹活動を実施するなど、地元団体との協働を継続して行っている。
- 世界遺産登録後は、縄文遺跡群世界遺産本部や縄文世界遺産推進室（北海道）、渡島総合振興局等との共同事業を活発に行い、市教委もプロモーション活動に参加しているほか、フォトコンテストや遺跡を巡るスタンプラリーなど、周遊観光のスポットとしての活用も増えている。

(イ) 課題

- JR函館駅のある函館市街地から車で約70分の距離に立地するという地理的な条件もあり、函館山や特別史跡五稜郭跡、西部地区の街並みなど、旧函館市街地にある主要な観光施設との連携が不十分である。
- 市内の史跡垣ノ島遺跡や縄文文化交流センターはもちろんのこと、森町や洞爺湖町、伊達市、千歳市に所在する道内の縄文・世界遺産関係施設との連携を強化し、周遊観光を推進する必要がある。
- 市内部においても、観光部や経済部等の関連部局との連携を密にし、分担を明確にするなど、効果的に取り組んでいく必要がある。



図7-2 道内の縄文・世界遺産関係施設の位置 (S=1/140万)

表7-1 道内の縄文・世界遺産関係施設間の距離

	千歳市 埋蔵文化財センター (千歳市)	北黄金貝塚 情報センター (伊達市)	入江・高砂貝塚館 (洞爺湖町)	森町遺跡 発掘調査事務所 (森町)	大船遺跡 (函館市)
縄文文化交流センター (函館市)	3:50(4:50) 295km(258km)	2:45(3:20) 190km(175km)	2:30(3:50) 165km(155km)	(0:50) (45km)	(0:10) (5km)
大船遺跡 (函館市)	3:35(4:40) 290km(255km)	2:40(3:10) 185km(170km)	2:20(2:40) 165km(150km)	(0:50) (45km)	
森町遺跡 発掘調査事務所 (森町)	2:55(4:00) 250km(215km)	1:55(2:25) 145km(130km)	1:25(2:00) 120km(110km)		
入江・高砂貝塚館 (洞爺湖町)	1:35(2:10) 135km(110km)	(0:30) (25km)			
北黄金貝塚 情報センター (伊達市)	1:20(2:10) 115km(110km)				

高速道路使用 所要時間 / (一般道所要時間)
 高速道路使用 距離 / (一般道距離)

オ 周知広報

(ア) 現状

○雑誌やテレビなどのメディアの取材を積極的に受け入れるとともに、刊行物やホームページ等への画像貸出や、ドローン等による史跡の撮影にも都度対応している。

(イ) 課題

○周遊を促すコンテンツの展開に有効な手法の一つとして、デジタル技術の積極的な導入が考えられるが、Wi-Fi等通信環境の整備を図る必要がある。

○SNS (Instagram, X, YouTube等) を利用した情報発信を積極的に行い、若年層を含めた幅広い層に周知広報する必要がある。

カ 防災

(ア) 現状

○指定地中央を南北に縦断していた市道大船高台1号線は史跡内を廃道としたため、通常時は一般車両の通行ができないが、災害発生時には海岸線に沿って点在する民家から海岸段丘へ上がりバイパスへ繋がる道として、史跡内の管理用通路を通行できることとしている。

(イ) 課題

○災害発生時に管理用通路を通行せずに史跡周辺の低地から高台へ避難する場合は、迂回に時間を要するため被害の拡大が懸念されるが、有事の際の取扱いについて、地域住民に十分に周知されていない可能性がある。

キ その他

(ア) 現状

- 住宅がある海岸沿いにバス路線が設定されているため、路線バスでの来訪者は、史跡から500m以上離れたバス停を利用する必要がある。
- Ⅱ地区北東側の低地に所在する大船小学校は、令和4(2022)年3月に閉校となっている。



写真 7-5 旧大船小学校

(イ) 課題

- 路線バスでの来訪者にとって、動線上に案内表示が少なく、また急峻な坂を徒歩で登ることになり、アクセスが不便である。
- 旧大船小学校はⅡ地区にあることから、史跡と関連した活用を検討したが、恒久的に利用するためには耐震補強等の新たなコストの発生や、津波災害警戒区域に立地することから、積極的な活用は難しい。



図 7-3 バス停からの徒歩ルート (S=1/4,000)

(2) 活用の基本方針

以上の現状と課題に基づき、史跡の活用を図るための基本方針を次のとおり定める。

- 市民遺産として、地域住民が史跡を活用した各種活動を積極的に展開できるよう取り組む。
- 自然と共生し定住しながら精緻で複雑な精神文化を持った縄文時代という歴史認識を共有するとともに、「縄文のこころ」が現代にも受け継がれていることを実感してもらえる取組を行うことにより、地域のアイデンティティの創出に努め、郷土を想う心を育むことを目指す。
- 本地域は縄文時代から広域の文化圏を形成し地域間の交流が盛んであったことを踏まえ、世

界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産等の関係自治体と連携し、縄文文化をテーマとした地域間交流や異文化交流など、様々な交流活動の推進を図る。

- 縄文文化を通して地域の自然環境や一次産業に光を当て、史跡や出土品を活かした魅力ある生涯学習の機会を創出し、広域的な縄文体験ルートの形成を目指すとともに、水産業や観光業など、地域産業の振興に努める。
- リスクマネジメント対応として、有事の際の史跡の役割を明確にするとともに、将来的には世界遺産としての危機管理計画の策定につなげる。

(3) 活用の方法

本史跡の価値を正しく伝え、魅力を向上させるため、計画期間の前期と後期において重点的に取り組む内容を次のとおり設定し、効果的な活用を図る（第11章参照）。

通年

- 学校教育や生涯学習分野に関わる団体との協働により、縄文文化に関する学習を推進するとともに、将来的な遺跡解説の担い手になり得る人材の育成に努める。

前期（2025～2029年度）

- 来訪者の維持・増加や公開エリアにおける課題解決のため、史跡整備事業の実施やアクセスの利便性を高めることなどにより、活用環境の改善や誘客の促進を図る。
- 解説においては、インバウンド対応を強化するため、デジタル技術の活用を図る一方、通信環境に依存しない独立したオーディオガイドの導入など、様々な手法を検討し多言語化を推進するとともに、多言語対応可能なスタッフの育成・確保に努める。
- 史跡垣ノ島遺跡や縄文文化交流センターへの来訪者を本史跡へと誘導するため、南茅部地域の縄文関連施設の周遊を促す仕組みづくりを行う。
- 札幌方面から本史跡へ車で来訪する際に通行する国道278号沿いにある森町や鹿部町の観光スポットなど、縄文以外の要素も含めた広域の観光ルートを創出する。
- 観光やイベント企画に関わる団体や関連部局等と連携し、教育とは異なるアプローチから多角的に史跡の魅力を伝える。
- 史跡周辺の住民を中心とした市民が企画段階から参画するイベントの開催等を通じて、史跡に関わる人を増やし、市民協働型の史跡活用を図る。
- パンフレットやガイドブックなどの紙媒体に加え、ホームページやSNSでの情報発信を強化し、幅広い年齢層に対して史跡の本質的価値を伝え広める。

後期（2030～2034年度）

- 史跡整備に際しては、竪穴建物展示の工事過程や発掘調査現場の公開など、整備事業と連動した動きのある体験型プログラムを創出し、新たな視点での活用を図る。
- 世界遺産関係自治体や北海道縄文のまち連絡会など、縄文遺跡を活用する他市町と、自治体の垣根を越えた縄文ネットワークを形成し、交流事業を推進する。
- 平常時から地域住民が史跡に関わる機会を設け、災害時の利用方法を共同で検討しておくことで、津波等の災害時には、迅速に史跡地内の管理用通路の通行や史跡外駐車場の開放を行うなど、地域住民の生命や生活を守るための活用に供する。

第8章 調査・研究

(1) 調査・研究の現状と課題

ア 発掘調査

(ア) 現状

- 史跡指定に至るまでの発掘調査において、史跡の本質的価値を構成する要素である竪穴建物跡や盛土遺構をはじめとした当該期の集落構成や集落変遷など拠点集落の様相が明らかになっている。
- 当初は町営墓地の造成に伴う緊急発掘調査であったため、比較的広い面積を調査しており、大きな成果を残している。
- 発掘調査は居住域が主で、それ以外は範囲確認調査によるもので限定的である。
- 史跡指定後、まもなく整備事業に着手したことから、その後の発掘調査は整備に係る内容確認調査に限られている。
- 平成18(2006)年度以降、史跡内での発掘調査を実施しておらず、発掘調査による新たな知見は特段得られていない。

(イ) 課題

- 発掘調査の現場を見学したいという来訪者の声が多く、史跡の保存と活用の両立を前提とした発掘調査の計画・実施が求められる。
- 大学や研究機関等と連携・協働し、継続的な調査実習のフィールドとして提供するなど、長期間での取組が求められる。

イ その他の調査・研究

(ア) 現状

- 大学や研究機関等からの出土遺物に関する各種調査や研究、借用等の依頼は年に十数回あり、可能な限り対応している。
- 縄文文化のさらなる解明を目的として、平成24～27(2012～2015)年度は市教委が、平成28(2016)年度以降は指定管理者制度の導入に伴い縄文文化交流センターが、「縄文文化特別研究」を公募し、実施している。また研究成果は、縄文文化交流センターのホームページ(<http://www.hjcc.jp/>)で公表している。

(イ) 課題

- 近年に他遺跡での発掘調査で得られた最新情報を踏まえ、改めて比較検討を行うなど、これまでの調査研究成果を更新していく必要がある。
- 大学や研究機関等と連携し、これまでの発掘調査で得られた出土遺物や検出遺構を対象とした理化学分析などの専門的な調査研究を積極的かつ継続して実施していく必要がある。
- 資料調査や研究依頼に円滑かつ効率的に対応するため、遺物の収蔵環境や保管状況を改善する必要がある。

○世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として、史跡の内容をより詳しく明らかにするためには、これまで以上に、専門的かつ多岐にわたる分野の調査・研究が必要となる。

表8-1 「縄文文化特別研究」の実績

年度	テーマ	研究者（代表者）・所属	
平成 24 (2012)	函館市内の縄文遺跡から出土するアスファルトの原産地推定	氏家 良博	弘前大学
	函館市所蔵アスファルトの考古学的観察	上條 信彦	弘前大学
平成 25 (2013)	「国宝土偶」（中空土偶）の漆塗装と縄文の赤漆に関する実験考古学的研究	猪風来	猪風来美術館
平成 26 (2014)	儀礼の場としての竪穴 －函館市垣ノ島遺跡・八木B遺跡・白尻小学校遺跡の土器供献の位置づけ－	中村 耕作	國學院大學栃木短期大学
平成 27 (2015)	北海道南部円筒土器文化圏の生業・環境を明らかにするための基礎的研究 －函館市サイベ沢遺跡を中心に－	新美 倫子	名古屋大学博物館
平成 28 (2016)	応募なし		
平成 29 (2017)	函館市南茅部地域の遺跡から出土する玉類の分析と原産地の検討	岡村 聡	北海道教育大学札幌校
平成 30 (2018)	縄文時代の遺跡から検出されるいわゆる「焼土」の起源	紀藤 典夫	北海道教育大学函館校
令和元 (2019)	北海道南部・中央部における縄文時代から擦文時代までの地域別人口変動の推定	中村 大	立命館大学立命館 グローバル・イノベーション 研究機構
令和 2 (2020)	北海道南茅部地域における縄文時代中期土器胎土の脂質分析	宮田 佳樹	東京大学総合研究博物館
令和 3 (2021)	函館市南茅部地域周辺における縄文時代の食変遷	福井 淳一	北海道埋蔵文化財センター
令和 4 (2022)	函館市南茅部地域周辺における縄文時代の食変遷 2	柳瀬 由佳	北海道埋蔵文化財センター
令和 5 (2023)	函館市南茅部地域周辺における縄文時代の食変遷 3	渡辺 幸奈	京都大学
令和 6 (2024)	道南部および北東北における緑色岩製磨製石斧の製作技術と流通について －函館市垣ノ島遺跡・大船遺跡を中心に－	赤星 純平	秋田県埋蔵文化財センター

(2) 調査・研究の基本方針

- 史跡の価値や魅力の向上・深化のため、調査・研究を継続的に実施する。
- 史跡の本質的価値の拡充等の有効な手段として、発掘調査の実施を検討する。
- 調査・研究体制として、本市が直接実施することに加え、大学や研究機関等の外部団体との連携や市民との協働を図る。
- 地形や植生、生態系といった自然科学をはじめとした関連分野においても、調査・研究を推進し、総合的な史跡の詳細把握および価値の向上を目指す。
- 調査・研究により得られた成果は、その後の整備や保存管理に反映させるとともに、積極的に広く公開・活用を図る。

(3) 調査・研究の方法

- 今後の整備事業の中で想定される保存目的の発掘調査においても、定期的に発掘調査現場を公開したり、研究フィールドとして提供するなど、“見せる”発掘調査の実施を積極的に図る。
- 過去に出土した土器や石器、自然遺物等の再整理や理化学的分析について、新たな手法の導入も視野に入れ、発掘調査に比べて多額の費用をかけずにできる取組を進めるほか、大学や研究機関等の外部団体との連携を積極的に図ることで、史跡の本質的価値を高める効果が得られるよう努める。
- 調査・研究成果については、ホームページへの掲載のほか成果報告会を開催するなど、様々な方法で広く公開する。

第9章 整備

(1) 整備の現状と課題

ア 第一次整備事業

(ア) 現状

- 史跡指定地内は、平成18～21(2006～2009)年度に保存整備事業を実施している。竪穴建物等の立体・平面表示をした「縄文のにわ」や往時の植生を復元するための「縄文の森」を整備しており、それらの見学に供するための園路や説明板を設置している。
- 主に竪穴建物の立体・平面表示などを整備したことで、史跡の本質的価値である竪穴建物に係る集落構造や住居形態の変遷などについて、来訪者の理解が深まった。
- 「縄文のにわ」や「縄文の森」における特定の地点からは、現代構造物は視認できず、良好な景観となっている。
- 園路や柵等の管理施設が整備されたことで、来訪者の利便性や安全性が向上した。
- 現在公開している竪穴建物や盛土遺構などの既存施設は、完成・公開から15年以上経過しており、特に「縄文のにわ」の竪穴建物跡の複製展示、立体表示（骨組）、完全復元において、経年劣化が進行し老朽化が顕著である。
- 史跡内の説明板および管理棟内の解説パネルには英訳文を併記している。
- 「縄文のにわ」と比べて、「縄文の森」は積極的に活用されていない。
- 樹林地は公有化されたことで開発の対象とならず、保存されている。

(イ) 課題

- 「縄文のにわ」の竪穴建物跡の複製展示、立体表示（骨組）、完全復元において、老朽化が顕著であり、骨組や床面、壁面等に欠損、剥落、亀裂の発生等重大な損傷が多数みられるなど、史跡の本質的価値の伝達に支障をきたす深刻な状態である。
- 囲い柵や園路等の安全管理に係る施設の修繕はできる限り実施してきているが、今後は多くの施設の大規模改修や建替えの必要性が見込まれる。
- インバウンド対応のため、説明板等の多言語化が必要である。
- 竪穴建物（完全復元）の茅葺きのメンテナンスを行うことができる職人が近隣にいないため、補修対応が困難である。

表9-1 第一次整備事業の経過

年度	内 容
平成13 (2001)	・国の史跡に指定(平成13年8月13日付)
平成15 (2003)	・史跡指定地の公有化 ・史跡境界測量および境界杭の設置
平成17 (2005)	・「史跡大船遺復元整備検討委員会」の設置、第1回整備検討委員会の開催 ・「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」の策定
平成18 (2006)	・保存整備事業の実施(～平成21年度) ・第2・3回整備検討委員会の開催 ・「史跡大船遺跡復元整備基本計画」の策定 ・実施設計(竪穴住居跡(立体表示、複製展示)、盛土遺構復元展示)

年度	内 容
平成19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回整備検討委員会の開催 ・ 基盤整備工事(敷地造成・支障木伐採等) ・ 竪穴住居跡立体表示, 複製展示整備工事 ・ 盛土遺構復元展示, 平面表示整備工事 ・ 実施設計(遺構平面表示, 園路・広場整備, 学習案内施設)
平成20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5・6回整備検討委員会の開催 ・ 園路・広場整備工事 ・ 実施設計(竪穴住居跡完全復元展示, 休養便益施設, 学習案内施設, 安全管理施設)
平成21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7～9回整備検討委員会の開催 ・ 竪穴住居跡完全復元展示工事, 体験学習広場・学習案内施設・休養便益施設・安全管理施設整備工事 ・ 保存整備事業報告書の作成 ・ 保存整備事業の完了

第一次整備事業では、平成17(2005)年度に市単独事業として、史跡大船遺跡復元整備検討委員会を設置し、開催した。翌年度以降は国庫補助事業(国宝重要文化財等整備費補助金)として北海道の随伴補助(地域づくり総合交付金:地域づくり推進事業)も受けながら、委員会の開催や遺構整備、施設整備等を実施した。

表9-2 整備事業費(財源内訳)

<市単独事業>

(円)

年度	国庫補助金	道補助金	一般財源	合 計
平成 17 (2005)	—	—	1,691,980	1,691,980

<史跡等保存整備事業>

(円)

年度	国庫補助金	道補助金	一般財源	合 計
平成 18 (2006)	3,300,000	—	3,300,000	6,600,000
平成 19 (2007)	17,500,000	8,700,000	8,800,000	35,000,000
平成 20 (2008)	10,500,000	5,200,000	5,300,000	21,000,000
平成 21 (2009)	19,000,000	9,500,000	9,500,000	38,000,000
合 計	50,300,000	23,400,000	26,900,000	100,600,000

表9-3 整備事業費（支出区分別）

（円）

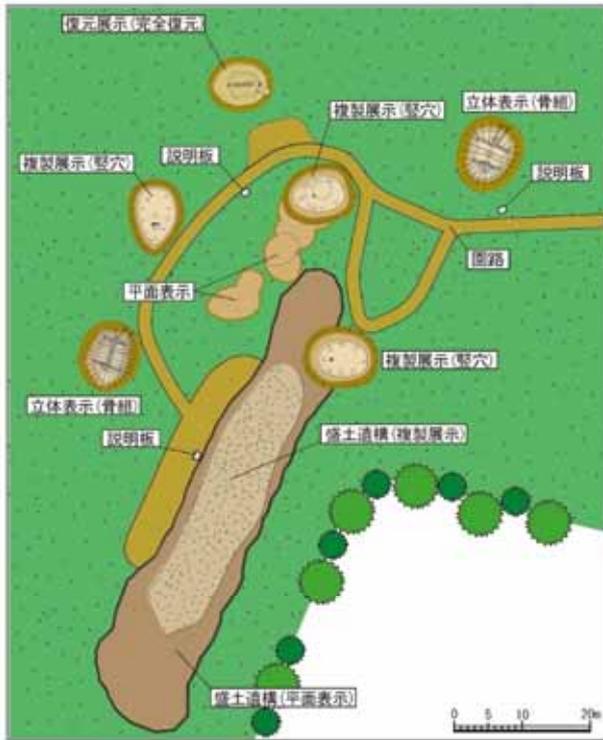
区分	項目	数量	年 度					合 計
			平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	
工事費								
	▶基盤整備工(敷地造成・立木伐採等)	1式			10,080,000	1,703,500		11,783,500
	▶遺構整備工							
	竪穴住居跡復元展示整備	1棟					17,739,700	17,739,700
	竪穴住居跡立体表示整備	2棟			10,552,400			10,552,400
	竪穴住居跡複製展示整備	3基			6,910,500			6,910,500
	竪穴住居跡平面表示整備	6基					4,835,300	4,835,300
	盛土遺構複製展示・平面表示整備	1式			2,067,100			2,067,100
	▶学習案内施設工							
	案内板	1基					547,800	547,800
	解説板	3基					3,148,700	3,148,700
	▶園路・広場工							
	縄文の森・にわ	1式				15,422,000		15,422,000
	体験学習広場	1式					2,404,500	2,404,500
	▶休養便益施設工							
	ベンチ・スツール	1式					562,800	562,800
	▶安全管理施設工							
	転落防止植栽	1式					762,300	762,300
	車両用防護柵	1式					1,834,900	1,834,900
	小 計		0	0	29,610,000	17,125,500	31,836,000	78,571,500
	発掘調査費			790,038				790,038
	委託費							
	基本計画書作成		1,349,250					1,349,250
	現況地形測量図及び復元地形図作成			3,045,000				3,045,000
	遺物実測及び遺構図作成			630,000				630,000
	炭化種子同定			18,742				18,742
	実施設計			1,102,500	3,832,500	2,100,000		7,035,000
	工事施工管理				1,050,000	735,000	1,806,000	3,591,000
	整備事業報告書作成						2,169,300	2,169,300
	整備事業報告書印刷・製本						1,110,900	1,110,900
	小 計		1,349,250	4,796,242	4,882,500	2,835,000	5,086,200	18,949,192
	■事務費(委員会開催等)		342,730	1,013,720	507,500	1,039,500	1,077,800	3,981,250
	合 計		1,691,980	6,600,000	35,000,000	21,000,000	38,000,000	102,291,980

表9-4 第一次整備事業での整備内容と整備後の経過および対応

整備内容		整備後の経過・対応	
遺構整備	竪穴建物跡展示	複製	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の塗装の一部が剥落し、内部のウレタン材が露出している。 ・床面の真砂土舗装の剥落が顕著で、雑草や蘚苔類の除去に支障をきたしている。 ・人止め柵(ロープ柵)が劣化したため、更新した。
		立体表示(骨組)	<ul style="list-style-type: none"> ・骨組の劣化が顕著で、構造材(特にエツリ：クリ材)の破損、欠損が数多くみられる。 ・骨組の固定部に施した麻縄の腐食により、ボルト接合部分が露出している。 ・壁面や床面の劣化、剥落が顕著である。 ・人止め柵(ロープ柵)が劣化したため、更新した。
		完全復元	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根材の茅が痩せて抜け落ちてきているが、差し茅等の補修対応ができていない。 ・屋根があるため、上記の立体表示に比べ緩やかではあるが、骨組の劣化がみられる。 ・壁面が孕み、内側に押されることで、土留めの壁材(ヤナギ小枝)および支柱(クリ材)の一部が破損している。 ・床面および住居内土坑周辺の土舗装の剥落、亀裂がみられる。
		平面表示	<ul style="list-style-type: none"> ・建物跡の輪郭を示す丸太杭の内側の土が痩せ、また草木の繁茂により、重複状態を示すコンセプトが認識しにくくなっている。
	盛土遺構復元展示	<ul style="list-style-type: none"> ・平面的な範囲を示す縁木が失われており、遺構の全体規模が不明瞭になっている。 ・遺物表現では大型の礫が目立ち、また夏季は草本が繁茂することで特に土器片(模造品)が視認しにくい状態である。 	
学習案内施設	案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産登録や史跡外の駐車場整備等の情勢変化に伴い、板面を貼り替えしている。 ・世界遺産登録後、隣接地に共通サインを設置した。 	
	解説板	<ul style="list-style-type: none"> ・板面の劣化は少なく、判読には支障ない状態を保っている。 ・一時期、史跡周辺を徘徊していた野生のウマが体を擦り付けたことにより、ステンレス製支柱の塗装の一部が剥がれている。 	

整備内容		整備後の経過・対応
園路・広場	園路	<ul style="list-style-type: none"> ・ウッドチップ舗装園路において、舗装が剥がれ路盤材が露出している箇所が一部あるが、全体的には園路の劣化は少ない。 ・「縄文の森」内の軽石舗装は、現状では視認できず、ほぼ利用されていない。
	縄文の森	<ul style="list-style-type: none"> ・下草刈りや剪定など植生管理を定期的に行っており、良好な状態を保っている。 ・史跡外駐車場からアクセスする園路を整備し、案内板を2基設置した。 ・獣害対策として電気柵および安全柵を設置し、来訪者の安全確保が図られたが、柵の設置により沢地周辺に直接的に立ち入ることができなくなった。 ・QRコード付の樹名プレートを設置した。 ・市民団体の寄附により、クリやオオヤマザクラの植樹を実施した。
	体験学習広場	<ul style="list-style-type: none"> ・草木が繁茂するが、利用には特段支障はない。 ・年1回程度、市民団体による土器の野焼きに利用されている。
休養便益施設	ベンチ・スツール	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ、スツールとも劣化が進んでおり、亀裂がみられる。 ・市民団体の寄附により、「縄文の森」内にベンチ、スツールを追加設置した。
安全管理施設	転落防止植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ハマナスの生育が良好で、機能を果たしている。 ・定期的に剪定し、大きくなりすぎないように管理している。
	車両用防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化は見られず、機能を果たしている。 ・市道廃道後も管理用車両が通行するため、引き続き設置している。
管理棟		<ul style="list-style-type: none"> ・展示パネルを大船遺跡に特化した内容に更新し、合わせてインバウンド対応として英訳文を併記した。 ・トイレを洋式化した。 ・雨漏りの発生原因を調査し、緊急修繕を行った。

※管理棟は、第一次整備事業の対象ではないが、史跡内の施設として同列に扱うため、上表とは区分して記載した。



整備後の「縄文のにわ」



図9-1 整備平面図（第一次整備事業）

イ 第一次整備事業後の整備

(ア) 現状

- 世界遺産登録に伴い来訪者数が増加するとともに、外国人観光客も増加している。
- 国道278号尾札部道路（バイパス）に隣接する駐車場を整備することで、近隣住民の生活道路となっている市道大船高台1号線を通らずに史跡を訪れることができるようになった。
- 自家用車での来訪が主であるため、史跡へ至る誘導サイン設置に向けて道路管理者と協議している。
- 来訪者の増加に対応するため、通年でスタッフが常駐するようになり、来訪者への解説が常時可能となった。
- 「縄文の森」では行政だけではなく民間団体による植樹も行われ、縄文時代の森を彷彿とさせる景観に更新されてきている。
- 史跡周辺でクマが目撃されていたが、令和5(2023)年度に「縄文の森」西側園路と沢の間に電気柵を設置した後は、史跡内においてクマの痕跡は見られなくなった。

(イ) 課題

- 多様な来訪者に対応するため、バリアフリー化や多言語化を進める必要がある。
- 史跡への動線の変更に伴う、エントランスの整備やガイダンス機能の配置、園路の見直し等が必要である。
- スタッフが常駐する管理棟と史跡への導入口となる駐車場が離れているため、来訪者の動向が把握しにくく、来訪者への初動対応が十分に行き届かない。
- 「縄文の森」においては、現在は植生管理が主となっているが、史跡の本質的価値に含まれる沢などの自然地形や生態系を活用した整備を実施することが望ましい。

(2) 整備の基本方針

本項以下では、今後の整備における基本方針および方法について、記述する。

これは現在計画している本史跡の第二次整備事業に繋がるものであり、「整備基本構想」にあたるものである。

今後実施する史跡整備における基本的方針を次のとおり定める。

- 国道278号尾札部道路（バイパス）開通および駐車場整備による来訪者の動線変更を踏まえ、受入体制の充実および史跡の価値や魅力を伝えるための良好な見学環境を整備する。
- 近年増加しているインバウンドを含む見学者の多様なニーズに対応することで、来訪者の満足度向上を図る。
- 新規の来訪者を呼び込み、リピーターを増やしていくため、現状の整備との融合を考慮しつつ、さらに本質的価値を顕在化するなど、新たな見所を創出する。
- 象徴的な竪穴建物の遺構表示を含む既存施設の経年劣化に対応するため、昨今の情勢に即した施設の更新を行う。加えて、将来起こり得る経年劣化の影響を最小限にするため、あらかじめ、定期的な保守について想定したシステムを構築する。
- “縄文人と同じ景色を見ることができる”という魅力ある景観を維持するとともに、縄文か

ら続く豊かな自然環境を活かした縄文体験・環境学習の場を創出するなど、景観の保全や向上、改善に取り組む。

- 植生環境の向上や獣害対策の実施など、自然環境の変化に適切に対応する。
- 史跡地内にある現代的かつ人工的な要素については、適正な時期を見極めながら移転および撤去を進める。
- 地域住民にとって気軽に訪れ、親しみをもち、利活用できる、地域のシンボルとなるような整備を図る。
- 世界遺産登録に際して行われた学術調査など近年の新たな知見を反映し、常に最新の情報を提供できる場とする。

(3) 整備の方法

上記の課題への対応を踏まえて設定した基本方針を具体化すべく、第二次整備事業に向けて、現状で想定している整備内容について次に示す。

なお、本史跡の本質的価値を構成する地下遺構については、平成18～21(2006～2009)年度に実施した第一次整備事業において確実に保存されているため、第二次整備事業においては“活用のための整備”に重きを置くこととする。

- 受入環境・体制の拡充
 - 安全かつ円滑な動線を確認するとともに、それに伴い必要な園路、柵、案内標識、説明板等の設置を行う。
- 新規施設の設置
 - 史跡見学の導入部となる駐車場付近に、史跡解説等の情報を提供する案内窓口を設置する。また新たに縄文文化体験を行える場を設置する。
- 既存施設の更新
 - 老朽化が顕著な既存の竪穴建物跡（複製展示、骨組、完全復元）、園路、柵等について、個々の役割を再検証したうえで、更新、新設、撤去等を行う。
- デジタル技術の導入
 - 現地での解説を補完するため、多言語解説や音声ガイドを取り入れるなど、最新のデジタル技術を用いた可変性に富む手法による整備を行う。加えてWi-Fiや関連機器など付随する環境整備も行う。
- 自然環境の維持および改善
 - 現状の豊かな自然環境を活かし、落葉広葉樹の保全・植樹や針葉樹の伐採などの植生管理や樹名プレートの設置など展示の充実に努めるほか、「縄文の森」に新たに生態系を活用したビオトープの創出を行うなど、景観保全・修景と活用の両立を図る。

(4) 整備の構想

第二次整備事業では、史跡指定地およびその周辺地の一部を整備対象範囲と位置付ける。その中で、保存活用の目的に応じて6つのゾーンに区分し、それぞれについて整備方針を定める。

○「縄文のにわ」ゾーン

これまでの発掘調査で特に遺構が集中して確認されたエリアである。第一次整備事業において「縄文のにわ」として整備しており、第二次整備事業においても「縄文のにわ」の名称は踏襲することとする。

第一次整備事業で整備した竪穴建物跡（複製展示、骨組、完全復元、平面表示）や盛土遺構の表現について、整備手法や価値伝達に果たす役割等を整備委員会に諮り、現代の視点で再検証したうえで整備内容を決定し、更新、新設等を行う。

加えて、説明板を必要に応じて新設し、本史跡の本質的価値がより伝わるよう整備する。

○「縄文の森」ゾーン

これまでの発掘調査で落とし穴や道具類が確認された自然豊かなエリアである。第一次整備事業において「縄文の森」として整備しており、第二次整備事業においても「縄文の森」の名称は踏襲することとする。

縄文時代の植生を復元するため、縄文の景観にそぐわない針葉樹の伐採や、当時から利用されていた樹種の成長を促すことで、自然の再生力を活かした森林形成に努めている既存のコンセプトを継承する。

さらに現状の地形を活かし、沢地や湿地の利用を図り、生息する動物を説明板で紹介するなど、ビオトープとして整備し、植物のみならず多様な生態系を総合的に感じることができ自然観察の場としての活用を推進する。

加えて、狩猟の場であったことを示す落とし穴を復元し、採集していた食料や、建材・道具の材料となっていた植物を説明板で紹介するなど、当時の生業の内容を伝える整備を行う。

○体験ゾーン

第一次整備事業で整備した体験学習広場を拡張し、本史跡の本質的価値である竪穴建物跡や、多量に出土している加工具や食料資源などを活かした、独自性のある体験メニューを提供する場として整備する。

大型竪穴建物跡の実寸大模型を整備して竪穴建物の建築体験などを実施するほか、史跡内での採集作業と組み合わせた材料加工の体験など、新たな体験の場を創出する。

加えて、視点場としても有効なエリアであることから、史跡名を記した標柱を設置し、景観に配慮した展望スペースを設けるなど、縄文と現代が融合した良好な景観を体感できる場として位置付ける。

○エントランスゾーン

国道278号尾札部道路（バイパス）の一部供用開始および史跡外駐車場の整備による動線の変更に伴い、本史跡の新たな導入部であり見学の起点となるエリア（指定地外）に案内窓口施設を整備するとともに、トイレや休憩所、スタッフの待機場所や日々の維持管理業務に必要な物品を収納するスペースを設けることで、円滑かつ適切な史跡の管理を図る。

加えて、身障者用の駐車スペースを確保し、イベントや緊急時の一時避難にも利用可能な

多目的スペースとして活用する。

○公開活用・管理便益ゾーン

「縄文のにわ」、「縄文の森」の主な見学エリアへ誘導する道標や園路を整備し、園路はバリアフリー仕様も併設する。現管理棟は休養便益施設としての用途を継続し、また雨天時でも団体が利用できる四阿を整備するなど、多様なニーズに対応できる見学環境を創出する。

○樹林地ゾーン

本史跡の外縁部にあたり、主に針葉樹が繁茂するエリアである。史跡周辺の緑化に寄与しているため、現状の維持管理を継続することを基本とする。

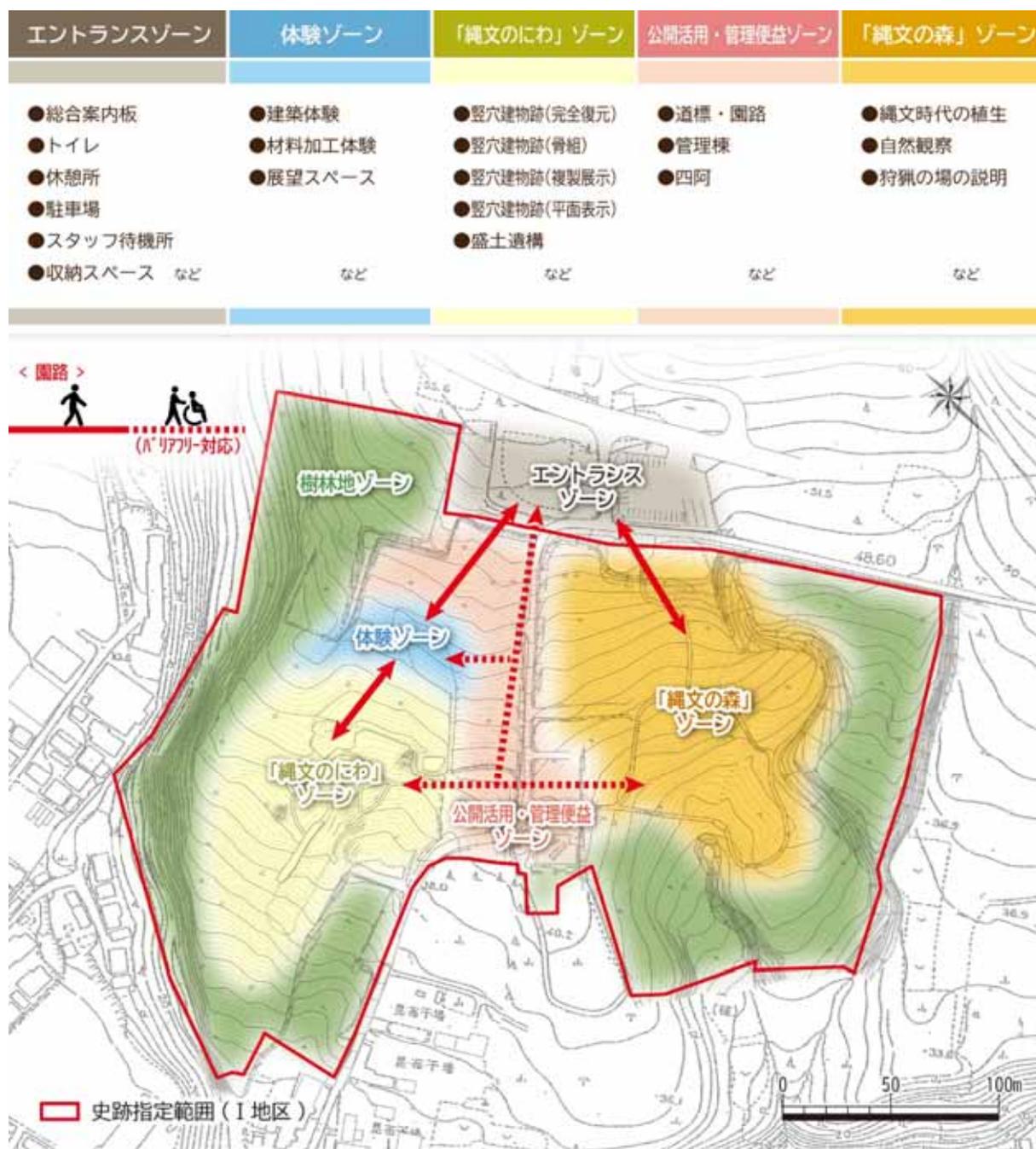


図9-2 整備計画図（ゾーニング図 S=1/3,000）

第10章 運営・体制

(1) 運営・体制の現状と課題

ア 保存管理，活用

(ア) 現状

- 平成23(2011)年度までは市教委が直営で史跡の管理運営を行っていたが，平成24(2012)年度以降は管理運営業務の大半を委託化している。
- 令和3(2021)年度以降は，遺跡や建物管理業務（清掃，監視・保安，除草・除雪，冬季保全など），運営業務（案内，解説，来訪者対応など）に加え，その他業務（温湿度や来訪者数の記録など）を含む史跡の管理運営業務全般について，史跡垣ノ島遺跡と合わせて，一般財団法人道南歴史文化振興財団に委託している。
- 令和7(2025)年度から，現在の管理運営業務委託（単年度ごと）から，縄文文化交流センターと史跡垣ノ島遺跡を含む3施設を指定管理者制度（指定期間：3年間）に移行する。
- 縄文文化交流センターの開館（平成23(2011)年10月1日）に伴い，出土遺物を集約化し，ガイダンス機能を移転したため，函館市埋蔵文化財展示館条例を廃止（平成28(2016)年4月1日付）した後，建物を管理棟として転用し，史跡の管理および休養便益施設として利用している。
- 史跡のガイドには，いわゆるボランティアは従事しておらず，業務として受託者が実施している。
- 市教委は受託者に対し，史跡を適切に維持管理するとともに，適正な管理運営を行うために必要な指導・監督を行っている。
- 史跡として必要な保存管理（現状変更，埋蔵文化財保護，柵等の安全管理施設の設置など）および世界遺産の構成資産として必要な保存管理（経過観察，遺産影響評価，景観対策など）については，市教委が実施している。
- 令和元(2019)年より，史跡垣ノ島遺跡および史跡大船遺跡の保存・活用を推進するため，観光振興，地域振興，教育活動のほか，縄文遺跡群の保存活用等に関する有識者で組織する「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」を設置し，縄文遺跡群の保存・活用や周辺の保全等について協議している。

(イ) 課題

- 史跡のガイドは，受託者が業務として実施しており，一定以上の質が求められるため，常に最新の情報を反映させることや利用者のニーズに応じたガイディングが必要である。
- 本史跡と縄文文化交流センター（国宝の中空土偶を常設展示する登録博物館かつ世界遺産のガイダンス施設）および史跡垣ノ島遺跡（世界遺産の構成資



写真10-1 縄文文化交流センター



写真10-2 史跡垣ノ島遺跡
(管理棟)

産)を同一団体が指定管理者として管理運営全般を担うことにより、管理運営の効率化を図るとともに、博物館の展示や講座と連動した事業をより充実させ、また中長期的なビジョンを持った計画的な運営が可能となることから、地域の縄文関係施設が一体となった活用を推進する必要がある。

- 「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」における意見等を実際の施策に反映するなど、地域が主体となる保存活用体制を確立する必要がある。

イ 調査・研究

(ア) 現状

- 平成24(2012)年より継続して実施している「縄文文化特別研究」は、現在は縄文文化交流センターの指定管理者において公募し、研究成果は縄文文化交流センターのホームページで公表している。

(イ) 課題

- 市教委と指定管理者の連携に加え、大学や研究機関等との協働など制度の構築や受入体制のさらなる強化が求められる。
- 平成元(1989)年から継続して実施されてきた史跡周辺の開発行為等に伴う南茅部地域での発掘調査は、令和5(2023)年度で終了しており、経験者の高齢化などから、今後発掘調査を実施する際の人材確保や体制づくりに困難をきたすことが想定される。

ウ 整備

(ア) 現状

- 整備に係る業務は、市教委(生涯学習部文化財課)が主体となり、文化庁(文化資源活用課)および道教委(生涯学習推進局文化財・博物館課)の指導・助言を受けながら実施している。

(イ) 課題

- 市教委内において、埋蔵文化財の専門職員の数が少なくかつ高年齢化が進んでいることから、新規採用や学芸員有資格者の育成など、中長期的な体制確保・維持が喫緊の課題となっている。

(2) 運営・体制の基本方針

- I地区の保存管理は、所有者・管理者である市教委が実施する。
- 通常の維持管理や案内・解説等の来訪者対応を含む管理運営業務全般は、市教委の指導・監督のもとに、令和7(2025)年度以降は指定管理者が実施する。
- 指定管理者制度を有効に活用し、民間事業者のノウハウを活かして利用者のニーズに応える。
- II地区の保存管理は、市教委と庁内関連部局が中心となり、土地所有者や土地利用者と連携し調整を図りながら実施する。
- 必要に応じて、専門的知見を持つ有識者による指導を受ける。

(3) 運営・体制の方法

- 主となる組織の人員や勤務体制，施設環境等が業務内容に対して適当か，社会情勢と照合しながら検討し，適正な環境を整備することで，管理運営体制の充実を図る。
- 庁内関係部局と連携し，円滑に情報共有ができる体制を構築・強化する。
- 現地パトロールの実施等を通じて地域住民と良好な関係を構築することで，現地情報の迅速な入手のほか，保護意識の醸成や開発行為等の抑制を図る。
- 史跡でのイベントや講演会等の活動を通じ，縄文遺跡の応援団や周知広報の担い手を養成するなど，地域における市民や活動団体との協働を促進し，恒久的に機能する体制を構築する。

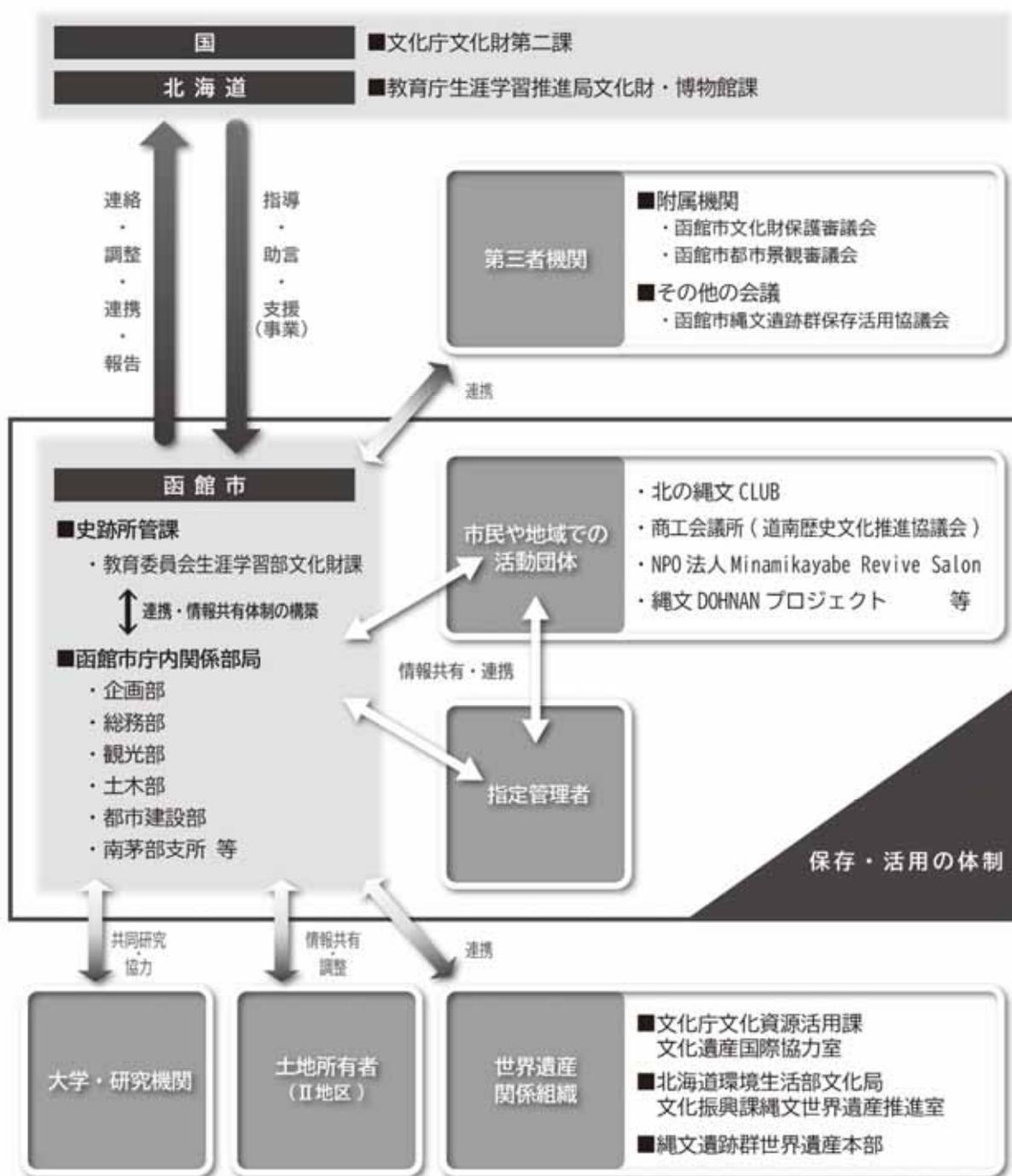


図10-1 令和7(2025)年度以降の運営・体制

第11章 実施計画

第6章から第10章において定めた方針や方法を具体化するため、実施すべき施策の内容を整理し、それぞれの実施期間を示した。

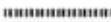
計画期間は、第1章(6)において、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10か年としており、それを前期と後期とに区分し、それぞれ5か年の期間を設定し、計画付けた。

このうち前期の5か年では、これまでの取組を継続しながら、第二次整備事業に着手する。その後の後期の5か年では、整備後の公開と連動して、各施策をさらに推進することとする。

なお実施状況を鑑み、また環境や前提条件等の変化が生じた場合には、必要に応じて都度修正・改訂することで、適正かつ柔軟に対応していくこととする。

表11-1 施策の実実施計画総括表

区分・施策		2024年度	前期：5か年 (2025～2029年度)				後期：5か年 (2030～2034年度)			
計画	保存活用計画	策定								見直し
	整備基本計画		策定							
保存管理	巡回による現状確認									
	日常的な維持管理									
	現状変更案件の確実な執行									
	墓地の移転・撤去の取り進め									
	復元展示等の保全とその対応									
活用	縄文文化学習の推進									
	誘客の促進、インバウンド対応の強化									
	周遊・観光ルートの創出									
	体験型プログラムの創出									
	交流事業の推進、交流人口の増大									
	他業種および市民等との連携									
	紙媒体やSNSによる情報発信の強化									
	地域における防災施設としての活用									
調査・研究	発掘調査の計画立案、実施の検討									
	大学や研究機関等との連携									
	過去の出土資料の再整理や分析									
	調査・研究成果の公開									
整備	受入環境・体制の拡充									
	新規施設の設置									
	既存施設の更新									
	デジタル技術の導入									
	自然環境の維持および改善									
運営・体制	管理運営体制の充実									
	庁内関係部局との連携体制の強化									
	地域住民と連携、保護意識の醸成									
	市民や活動団体との協働、体制の継続									

 重点的に実施
 継続して実施

実施にあたっては、昨今の厳しい財政状況や社会情勢を踏まえ、限られた予算と人員を有効に活用するという視点のもと、次のような課題に対応していくことが必要である。

○必要な予算の確保

本史跡の保存活用、とりわけ整備を計画的かつ円滑に進めるためには、国や北海道との緊密な連携のもとに、必要な財源の確保に努める必要がある。そのため、事業の必要性や目的、効果等を明確に示す事業計画を作成し、事業費の確保を図る。また、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。

○優先順位の設定と効率的な事業実施

本史跡の保存活用に関わる施策・事業は多岐にわたるため、各々の目的や効果等を確実に把握したうえで優先順位を設定したスケジュールを作成し、それに沿って着実に取り進めていく必要がある。

○計画の進行管理

計画を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行状況を常に確認し管理していく必要がある。そのため、定期的な経過観察や事業の節目、毎年度末等において、事業の進捗・達成状況、効果、課題の把握・評価を行い、必要に応じ都度修正を加えることで、社会情勢の変化により費用面や物品調達などに負の影響が生じた場合にも、柔軟かつ迅速な対応が可能となる。

第12章 経過観察

(1) 経過観察の方向性

史跡の保存管理，活用，整備は，将来にわたり継続的に取り組む必要がある。そのため本計画の進捗状況を定期的に経過観察し，その達成度や情勢等の変化への対応について分析・検証を行い，その結果を本計画に反映させることで，より効果的な史跡の保存活用を図る。

(2) 経過観察の方法

経過観察は，本史跡の所有者・管理者であり，保存管理事務全般を所掌する市教委（生涯学習部文化財課）において実施する。

次に掲げる表は，平成27(2015)年3月に文化庁文化財部記念物課（当時）が発行した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」において示されている自己点検表を参考に作成したものである。本史跡における保存管理，活用，調査・研究，整備，運営・体制の実施状況についての点検は，本表を用いて実施する。

なお，内容および結果については，年1回を目安に検証するほか，必要に応じ専門的知見を持つ有識者に意見を求めるとともに指導を受けることで，多角的に検証することが望ましい。さらに既存計画と照合したうえで，その後の史跡の保存活用に不具合が生じる場合には，その都度現状に即した内容への改訂を検討し，本計画に反映していくこととする。

表12-1 史跡大船遺跡 保存活用点検表

項目	実施例	取組状況			
		未取組	取組中	取組済	備考
1 基本情報	(1) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	(2) 境界杭の設置, 現地での史跡範囲の把握はできているか	1	2	3	
	(3) 説明板は設置されているか	1	2	3	
2 計画策定等	(1) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	(2) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	(3) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
3 保存管理	(1) 指定時における本質的価値について, 十分に把握できているか	1	2	3	
	(2) 調査等により, 史跡の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	(3) 専門技術者の参加や連携は図られているか	1	2	3	
	(4) 史跡の構成要素の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	(5) 地下遺構の保存は適切に行われているか	1	2	3	
	(6) 史跡指定地および周辺地域の地形に変化が起きていないか	1	2	3	
	(7) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	(8) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	(9) 特別な技術等が必要な部分(完全復元竪穴建物の茅葺き等)の管理はされているか	1	2	3	
	(10) 史跡周辺の環境保全のために, 地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	(11) 条例, 規則, 指針等, 環境保全の措置を定め, 実行しているか	1	2	3	
	(12) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
4 活用	(1) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	(2) 史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	(3) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	(4) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	(5) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	(6) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	(7) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	(8) インバウンド対応はなされているか	1	2	3	
	(9) ガイダンス等の施設(管理棟)は十分に活用されているか	1	2	3	
5 整備	(1) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	(2) 史跡の表現は, 学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	(3) 地下遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	(4) 修復において, 伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	(5) 整備後に, 修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	(6) 復元展示において, 当時の技法, 意匠, 工法, 材料について十分検討したか	1	2	3	
	(7) 竪穴建物跡や盛土遺構の展示は, 史跡の価値の理解促進に十分寄与しているか	1	2	3	
	(8) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	(9) 多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	(10) 整備において目指すべき環境等の姿(「縄文の森」の復元等)を実施できたか	1	2	3	
	(11) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	(12) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
6 運営・体制	(1) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	(2) 体制については十分であるか	1	2	3	
	(3) 他部局との連携については十分であるか	1	2	3	
	(4) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
7 予算	(1) 予算確保のための取組は行われているか	1	2	3	

附章 世界文化遺産に係る取扱い

(1) 世界文化遺産としての大船遺跡の価値

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要

大船遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北海道、青森県、岩手県、秋田県に所在する17の縄文遺跡で構成されており、令和3(2021)年7月27日の第44回ユネスコ世界遺産委員会拡大大会において以下の「顕著な普遍的価値 (OUV: Outstanding Universal Value)」が認められ、資産名「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」として世界遺産一覧表に記載された。

顕著な普遍的価値 (OUV) とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって、現代だけでなく将来世代に共通した重要性を持つ、いわゆる世界遺産としての価値である。「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集、漁労、狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程および精神文化の発展をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として、顕著で普遍的な価値を持つ。

(ア) 顕著な普遍的価値の骨子 (総合的所見)

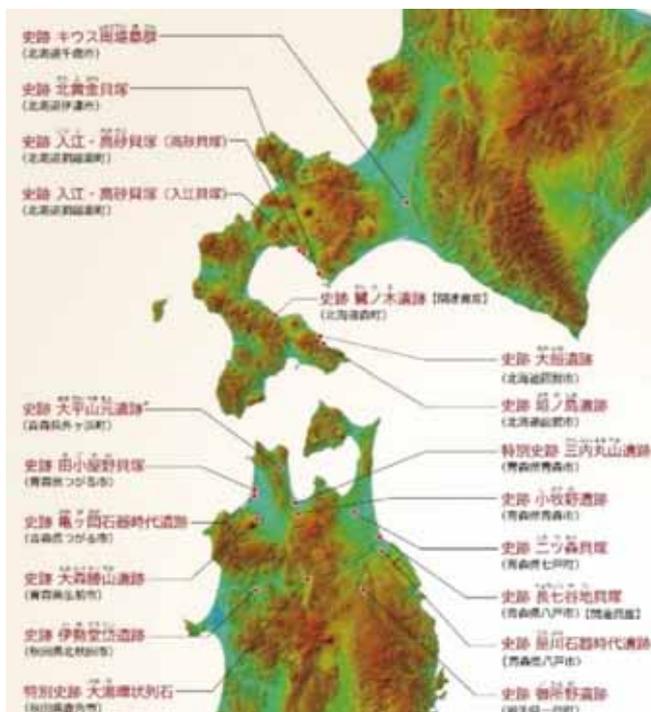
本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。冷温帯落葉広葉樹の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差し豊かな漁場が生まれ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上する、恵まれた環境にあった。

人々は、この環境のもとで食料を安定して確保するとともに、約1万5千年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活を継続した。

また、定住開始のごく初期から精緻かつ複雑な精神文化を構築した。墓地を作り、祭祀・儀礼の場である捨て場や盛土、環状列石などを構築し、祖先崇拝や自然崇拝とともに、自然の豊穡への祈念や互いの紐帯の確認などが世代を越えて行われていた。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕文化以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

(『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録推薦書』2020年 日本国より)



図附-1 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産および関連資産とその位置

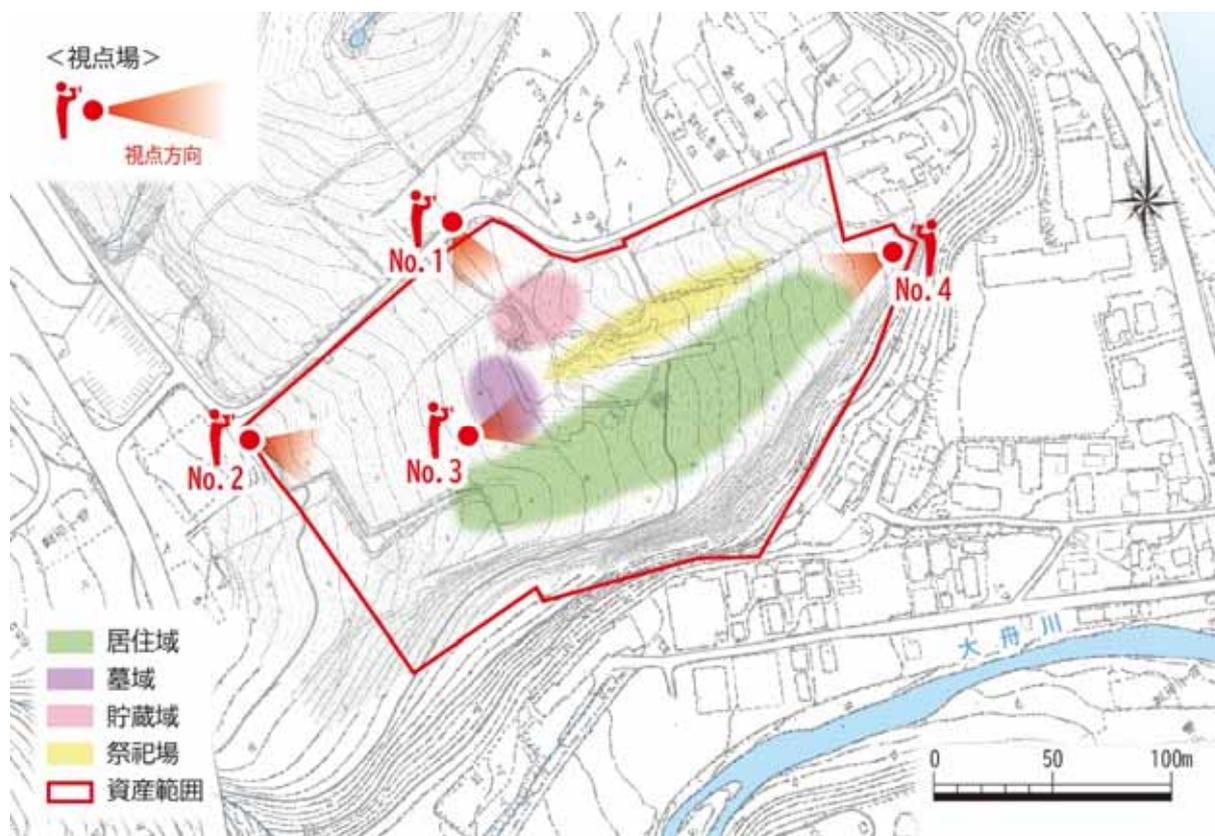
イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての大船遺跡の価値

17の構成資産は、各遺跡の構造の変遷や立地環境により、定住の開始、発展、成熟の過程を示す6つのステージ（3つのメインステージとそれぞれ2つのサブステージ）に分類される。

大船遺跡は17の構成資産の7番目として「ステージⅡ 定住の発展」における「Ⅱb：拠点集落の出現」に分類され、住居や貯蔵穴、墓などが分離して配置されていることに加え、盛土などの祭祀場が確立し多様な施設で構成された、外洋の沿岸に立地する拠点集落として位置付けられている。



図附-2 集落展開および精神文化に関する6つのステージ



図附-3 遺構概念図および視点場の設定箇所 (S=1/3, 200)

大船遺跡の顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構(竪穴建物跡, 貯蔵穴, 盛土, 土坑墓)
- 立地(外洋の沿岸の海岸段丘)
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品
土器, 狩猟具(石鏃), 加工具(磨石, 石皿), 漁労具, 動植物遺存体(クジラ, オットセイ, マグロ, タラ, サケ, クリ, クルミ等), 土偶, 石棒, 青竜刀形石器など

(7) 資産の説明

大規模な盛土といった祭祀場が顕著に発達した拠点集落

本構成資産は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、大舟川左岸の標高約30～50mの海岸段丘上に立地する。水産資源豊富な太平洋に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住発展期後半（ステージⅡb）に位置づけられ、川に沿った段丘南側に竪穴建物、貯蔵施設、盛土、墓などの施設が分離して配置され、多様な施設が見られる拠点集落である。竪穴建物跡は重複が激しく概して大型のものが多く、深さ2mを超えるものも存在する。

祭祀場である大規模な盛土が形成され、大量の土器・石器などが累積し祭祀・儀礼が継続して行われており、高い精神性を示している。

また、発掘調査により、クジラ・オットセイなどの海獣骨やマグロ・サケなどの魚骨、マガキ類・タマキビなどの貝類のほか、クリ・オニグルミなどの堅果類、ヤマブドウ、ウルシ、キハダなどが出土しており、海岸部や河川における漁労とともに森林資源の利用も活発に行われた。

本構成資産（BCE2,500年～BCE2,000年頃）は、定住の発展期後半の祭祀場である大規模な盛土を伴う拠点集落であり、沿岸地域における生業と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。

（『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録推薦書』2020年 日本国より）

(2) 資産および緩衝地帯の設定

世界遺産においては、世界遺産に登録された範囲である「資産」(プロパティ)と、資産の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため周囲に必要不可欠な範囲として「緩衝地帯」(バッファゾーン)が設定され、適切な保存管理のためにこれらの一体的な保全が必要とされている。

大船遺跡においては、顕著な普遍的価値を示す遺構や遺物が検出された範囲を資産としており、史跡指定範囲の約2分の1を占める。



図附-4 資産および緩衝地帯の範囲 (S=1/1万)

大船遺跡の構成
資産としての
基本情報

- 位置：N41° 51' 27" E140° 55' 30"
- 資産面積：3.5ha
- 緩衝地帯面積：18.3ha

資産の範囲全体が保護盛土によって被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。なお、資産の範囲は第6章(4)現状変更等の取扱基準において設定したI a地区：遺構集中分布エリアと一致する。

緩衝地帯は、資産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲として設定されるものであり、大船遺跡においては構成資産から視認できる範囲として、北・東側は段丘を形成している地形を、南側は尾根の山腹を、西側は沢および小河川を境界線としている。

さらに、緩衝地帯は景観法に基づく「函館市景観計画」において、縄文遺跡群都市景観形成地域に定められている。同計画において、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、遺跡と調和した景観形成が図られているほか、遺跡の内外に設けられた4か所の視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している（第6章(3)参照）。

(3) 保存管理体制

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」

本計画は、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りながら、世界遺産への推薦にあたって必要とされる資産全体の保存・管理および整備・活用に関する方針と具体的内容を示したものである。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、北海道、青森県、岩手県および秋田県ならびに構成資産を所管する地方公共団体で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部により、学識経験者によって構成される縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会および文化庁の指導・助言のもと、協議を経て令和元(2019)年12月に本計画が策定された。世界遺産登録後は、景観保全等の具体の取組を踏まえて改訂を行い、縄文遺跡群の包括的な保存管理体制として設置した縄文遺跡群世界遺産本部における協議を経て、令和4(2022)年5月に本計画の改訂版が策定された。現在、今後の縄文遺跡群の保存・活用の取組方針等を反映した計画の改訂が進められている。

イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画」

本計画は、包括的保存管理計画に基づいて、縄文遺跡群の価値の保全と両立した公開・活用を実現するための基本的な理念や方針を共有し、合わせてその実現のために必要な施策の方向性、具体的な取組内容を示すものである。現在は、令和元(2019)年から令和5(2023)年までの設定としていた現行計画を延長し、包括的保存管理計画の改訂や縄文遺跡群を取り巻く情勢の変化等を踏まえて、見直しを行うものとされている。

ウ 遺産影響評価（HIA）

遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）は、世界遺産に登録された資産の範囲、緩衝地帯およびその周辺において計画された開発事業等が世界遺産の価値に与える影響を事前に評価することである。

縄文遺跡群を持続的に保存・保全するための遺産影響評価の方針や手順等を示した「北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針」が令和4（2022）年3月に策定され、関係地方公共団体ではこの指針に基づき、開発事業の計画段階に事業者と協議・調整等を行い、縄文遺跡群の価値に負の影響を及ぼさないよう、または影響を最小限にするための方法を導き出し、資産の保全と事業実施に向けた合意形成を図ることとしている。

エ 経過観察

顕著な普遍的価値の確実な保持、維持・管理、防災、危機管理に関する体制の充実や技術の向上を目的として、資産および緩衝地帯に影響を与える諸条件に対する適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）を実施している。

北海道、青森県、岩手県、秋田県および構成資産を所管する地方公共団体は、年度ごとの経過観察結果について年次報告書を作成し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の公式ホームページ（<https://jomon-japan.jp/>）で公開している。さらに、資産およびその周辺の保全状況については、縄文遺跡群世界遺産本部が6年に一度評価を実施し、保存管理状況報告書としてまとめ、文化庁を通じてユネスコの世界遺産委員会へ提出し、審査を受けることとなっている。



No. 1：西側の旧市道沿いから貯蔵域の範囲を望む



No. 2：南西隅から資産全体の範囲を望む



No. 3：南西側の体験学習広場から墓域，居住域の範囲を望む



No. 4：北東隅から居住域，祭祀場の範囲を望む

写真附-1 視点場からの眺望

関係法令

文化財保護に係る法令等

- ・文化財保護法
- ・文化財保護法施行令
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

史跡の計画対象範囲に係る法令等

- ・景観法
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・森林法
- ・河川法
- ・砂利採取法
- ・道路法
- ・北海道自然環境等保全条例

函館市における法令等

- ・史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱
- ・函館市文化財保護条例
- ・函館市都市景観条例
- ・函館市都市景観に関する規則
- ・函館市普通河川管理条例
- ・函館市墓地条例

文化財保護に係る法令等

文化財保護法 抜粋

(昭和二十五年法律第二百四号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成して

いる伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三條第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九條、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五十三條第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。

ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をするこ

とができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又

は一部について、その期間を延長することができる。
ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教

育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項ま

での規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその

発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時

からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会

は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受

けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第

三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が
行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の
規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除さ
れた場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝
天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管
理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当
たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理
のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に
規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を
専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責
めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項
第三号において「管理責任者」という。）に選任するこ
とができる。この場合には、第三十一条第三項の規定
を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三
十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十
五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理
責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管
理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、
所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十
六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第
三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三
十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規
定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記
念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるお
それがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、
所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存
施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は
勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の
規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念
物がき損し、又は衰亡している場合において、その保

存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所
有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告を
することができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史
跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合
において、その保存のため必要があると認めるときは、
管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な
勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項
の規定を準用する。

**(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧
等の施行)**

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに
該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物に
つき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは
盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定
による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡
している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは
盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、
所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若
しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない
と認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九
条から第四十一条までの規定を準用する。

**(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納
付金)**

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しく
は盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条
で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交
付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条
第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第
三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の
規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物につい
ては、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を
変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようと

するときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために
行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然
記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関す
る事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請が
あつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活
用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると
認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当
該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するもの
であると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであ
ること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活
用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文
化財保存活用地域計画が定められているときは、これ
らに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規
定する事項が記載されている場合には、その内容が史
跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす
行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省
令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞な
く、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければ
ならない。

**(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の
変更)**

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名
勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受
けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科
学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする
ときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定につ
いて準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定す

る事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画
が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。
以下この章及び第五十三條第二項第二十五号におい
て同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記
念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記
載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五
條第一項の許可を受けなければならないときは、同
項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響
を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で
定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出る
ことをもつて足りる。

**(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況
に関する報告の徴収)**

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二
第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体
又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記
念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後
のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認
定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施
の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然
記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号の
いずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認
定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消し
たときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた
者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会
は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求め
に応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び
認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実
な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又
は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用
計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画
の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をす
るように努めなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

文化財保護法施行令 抜粋

（昭和五十年政令第二百六十七号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて

歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定によ

る届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市

等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百

号) 第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務

を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然 記念物の現状変更等の許可申請等に関する 規則

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必

要とする理由

- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない

ない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百

六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定に

よる届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当す

る場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 抜粋

（平成12年4月28日文部大臣裁定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。

以下同じ。)又は認定市町村(法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1)現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2)次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3)都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4)都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村

である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

(1)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(2)次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3)新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合

には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

(2) 「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構

造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除

く。)

7 令第5条第4項第1号ト関係

(1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3)木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡の計画対象範囲に係る法令等

景観法 抜粋（平成十六年法律第十号）

第二節 行為の規制等

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出が

あつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内に行ななければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（1）から（7）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準

が定められているものに限る。)を受けて行う行為

八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律 抜粋 (平成十二年法律第五十七号)

第四章 土砂災害特別警戒区域 (特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設(政令で定めるものに限る。)以外の用途でないものをいう。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 法律 抜粋(昭和四十四年法律第五十七号)

第二章 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等 (行為の制限)

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の滑下又は地引による搬出
- 六 土石の採取又は集積
- 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

- 2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。
- 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際当該急傾斜地崩壊危険区域内においてすでに第一項各号に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行なう行為及び同項ただし書に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為（以下「制限行為」という。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

森林法 抜粋

（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第二章 森林計画等

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合

において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

（略）

第二章の二 営林の助長及び監督等

第一節 市町村等による森林の整備の推進

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、

伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
 - 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
 - 三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合
 - 四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
 - 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
 - 六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
 - 七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
 - 八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
 - 九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
 - 十 除伐する場合
 - 十一 その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところに

より、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

河川法 抜粋

（昭和三十九年法律第百六十七号）

第二章 河川の管理

第二節 河川工事等

（河川管理者以外の者の施行する工事等）

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

（略）

第三節 河川の使用及び河川に関する規制

第一款 通則

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省

令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

(土地の掘削等の許可)

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

砂利採取法 抜粋

(昭和四十三年法律第七十四号)

第三章 採取計画の認可等

(採取計画の認可)

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章（第二十八条第二項を除く。）及び第四十三条において同じ。）

二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限

を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）

道路法 抜粋(昭和二十七年法律第百八十号)

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(略)

第三節 道路の占用

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用人」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

北海道自然環境等保全条例 抜粋

制定：昭和48年12月11日条例第64号

第5章 特定の開発行為の規制

(特定の開発行為の許可)

第30条 次に掲げる行為で規則で定めるもの(以下「特定の開発行為」という。)は、知事の許可を受けなければならない。

(1) スキー場の建設

(2) キャンプ場、乗馬場その他の規則で定める施設の建設

(3) 前2号に掲げる施設を2以上有する施設の建設

(4) 資材置場又は工場用地の造成

(5) 土石の採取

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 特定の開発行為の種類

(2) 特定の開発行為をする土地の位置、区域及び規模

(3) 特定の開発行為に係る施設設備の種類及び規模

(4) 特定の開発行為に関する設計

(5) 工事施行者(特定の開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)

(6) 特定の開発行為の着手及び完了の時期

(7) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る特定の開発行為が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

(1) 特定の開発行為をする土地の区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保存されるように措置されていること。

(2) 特定の開発行為をする土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。

(3) 特定の開発行為をする土地の区域及びその周辺の地域の道路、河川、水路その他の公共施設等が、環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。

(4) 申請者に当該特定の開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

(5) 工事施行者に当該特定の開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

4 前項各号に掲げる基準を適用するについて必要な技術的細目は、規則で定める。

5 知事は、第1項の許可の申請があったときは、速やかに、許可又は不許可の処分をしなければならない。

6 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

7 知事は、第5項の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。この場合において、当該処分に係る特定の開発行為が規則で定めるものであるときは、併せて、北海道特定開発行為審査会の意見をきかなければならない。

8 第1項の許可には、国土の無秩序な開発を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

函館市における法令等

史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会設置

要綱 施行：令和6年4月1日

(設置)

第1条 史跡大船遺跡の保存活用計画の策定にあたり、その内容について多角的に協議・検討を行い、適正に事業を推進するため、史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討する。

(1) 史跡大船遺跡の保存活用計画の策定に関する事項

(2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 考古学、文化財科学、文化遺産研究、植物学等の学識経験者

(2) 普及活用に係る有識者

(3) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合に

おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議において議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

函館市文化財保護条例

昭和37年3月27日 条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法および北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号。以下「道条例」という。)の規定による指定を受けた文化財を除き、市内に存する文化財のうち、市にとって重要なものについて、その保存および活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財および記念物をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 函館市教育委員会(以下「委員会」という。)

は、この条例の施行に当つては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 委員会は、市内に存する文化財のうち、重要なものを函館市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 無形文化財の指定に当たつては、当該無形文化財の保持者または保持団体(当該無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者および権原に基づく占有者の同意を得なければならない。

4 第1項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ第17条に規定する函館市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

(公表および通知)

第5条 委員会は、前条の規定による指定をしたときは、その旨公表し、所有者、権原に基づく占有者、保持者または保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知しなければならない。

(解除)

第6条 委員会は、指定文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 委員会は、指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な事由があるときは、保持者または保持団体の認定を解除することができる。

3 指定文化財について、法または道条例の規定による指定があつたときは、第4条第1項の指定は解除されたものとする。

4 前3項の規定による指定または認定の解除には、前条の規定を準用する。

(管理義務)

第7条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、この条例及びこれに基づく委員会規則に従い、指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第8条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、特別の事由があるときは、自己に代り、当該指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

2 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(届出)

第9条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、当該指定文化財を譲渡したときは、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者または管理責任者が、その氏名もしくは名称または住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

第10条 指定文化財(無形文化財を除く。)の全部又は一部が滅失、き損又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者(管理責任者がある場合は、管理責任者)は、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

第11条 指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者が氏名もしくは住所を変更し、または死亡したときは、当該保持者またはその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地もしくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、または解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(権利義務の承継)

第12条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、この条例に基づく旧所有者の権利義務を承継する。

(現状変更等の承認)

第13条 指定文化財(無形文化財を除く。)に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置

または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(公開)

第 14 条 委員会は、指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者または管理責任者に対し、委員会の行う公開の用に供するため、当該指定文化財を出品することを勧告することができる。

2 委員会は、指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者または保持団体に対し、当該指定文化財の公開を勧告することができる。

(管理または修理の補助)

第 15 条 指定文化財(無形文化財を除く。)の管理または修理について、委員会において必要と認める場合には、当該所有者または管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(保存)

第 16 条 委員会は、指定文化財(無形文化財および無形の民俗文化財に限る。)の保存のため必要があると認めるときは、当該指定文化財について記録の作成、伝承者の養成その他保存のための適当な措置を講じ、市は、当該指定文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(文化財保護審議会の設置)

第 17 条 委員会に、函館市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 18 条 審議会は、委員会の諮問に応じ、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議する。
2 審議会は、前項に規定する事項について委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 19 条 審議会は、委員 14 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員および任期)

第 20 条 委員および臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第 21 条 審議会に会長および副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(規則への委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

函館市都市景観条例 抜粋

平成 7 年 3 月 22 日 条例第 14 号

(事前協議)

第 16 条の 2 都市景観形成地域(史跡その他の重要な遺跡が所在する地域であつて、市長が指定するもの)に限り、景観形成街路沿道区域を除く。)において第 13 条第 1 項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 第 10 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項に規定する都市景観形成地域の指定および変更について準用する。

3 景観形成街路沿道区域において第 13 条第 1 項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、事前協議を行わな

ればならない。

4 第1項および前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。

5 市長は、前項の規定による申出があったときは、都市景観誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。

6 市長は、事前協議を行う場合において必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

函館市都市景観に関する規則 抜粋

平成7年12月18日 規則第51号

(条例第2条第2項第2号の規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁，護岸その他これらに類するもの
- (2) 垣，柵その他これらに類するもの
- (3) 日よけ(その支持物を含む。)
- (4) 高架水槽，冷却塔その他これらに類するもの
- (5) 煙突，排気塔その他これらに類するもの
- (6) アンテナ
- (7) 装飾塔，記念塔，物見塔，電波塔，記念碑，彫像その他これらに類するもの
- (8) 立体駐車場
- (9) アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシュプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油，ガス，穀物，飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) メリーゴーラウンド，観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (12) 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)
- (13) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの
- (14) 街路灯，照明灯その他これらに類するもの
- (15) 自動販売機
- (16) 風力発電設備，太陽光発電設備その他これらに

類するもの

(17) 前各号に掲げるもの以外のもの

第2章 都市景観形成地域

(行為の届出等)

第3条 条例第13条第1項に規定する行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の届書によりしなければならない。

2 前項の届出は、当該届出に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める行為前にしなければならない。この場合において、別表第1の地域または区域の欄に掲げる地域または区域にあつては、同欄に掲げる地域または区域の区分に応じ、同表の建築物等の欄に掲げる建築物または工作物に係る行為の届出は、当該届出に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める行為をしようとする日の45日前までにしなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により確認の申請書の提出を必要とする行為(次号に掲げる行為を除く。)当該確認の申請書の提出
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項または第2項の許可を必要とする行為 当該許可に係る申請書の提出
- (3) 都市計画法第32条第1項または第2項の規定による協議を必要とする行為 当該協議
- (4) その他の行為 当該行為

3 第1項の届書により届け出た事項に係る法第16条第2項の規定による変更の届出は、別記第1号様式の2の届書によりしなければならない。

4 第2項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

5 第1項の届書により届け出た行為を完了し、または中止したときは、速やかにその旨を別記第2号様式の届書により市長に届け出なければならない。

(条例第13条第2項の規則で定める図書)

第3条の2 条例第13条第2項の規則で定める図書は、別表第2の行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の図書の欄に定める図書とする。

(条例第13条第3項の規則で定める行為)

第4条 条例第13条第3項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物(塀および門を除く。以下この号および次号において同じ。)の新築、増築、改築または移転で、その行為に係る建築物または建築物の部分の最高の高さが10メートル以下であり、かつ、その床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 建築物の除却で、その除却に係る建築物または建築物の部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

ア 高さが1.5メートル以下の塀

イ 高さが1.5メートル以下の門

(4) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

ア 第2条第1号から第3号まで、第6号および第8号から第11号までの工作物で高さが1.5メートル以下のもの

イ 第2条第4号の工作物で高さが8メートル以下のもの

ウ 第2条第5号の工作物で高さが6メートル以下のもの

エ 第2条第7号および第14号の工作物で高さが4メートル以下(記念碑、彫像その他これらに類する工作物で、景観形成街路沿道区域内に存するものにあつては、高さが1メートル以下、幅が1メートル以下および水平投影面積が0.5平方メートル以下)のもの

オ 第2条第12号および第13号の工作物で高さが13メートル以下のもの

カ 第2条第15号および第16号の工作物(景観形成街路沿道区域内に存するものを除く。)

キ 第2条第17号の工作物

(5) 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、その行為に係る外観の部分の面積の合計が外観全体の面積の2分の1以下のもの

(6) 仮設の建築物等の新築(工作物にあつては、新設。第11条第1号および別表第2において同じ。)、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

(7) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土または盛土を伴わないもの

(8) 次のいずれかに該当する木竹の伐採

ア 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

イ 樹高が10メートル未満で、かつ、地上1.5メートルの高さにおける幹周が1メートル以下の木竹の伐採

(9) 土石類の採取で、その採取による地形の変更が第7号に掲げる土地の形質の変更と同程度のもの

(10) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て

(11) 次のいずれかに該当する物件の堆積

ア 堆積期間が90日以内の物件の堆積

イ 面積が50平方メートル以下で、かつ、高さが1.5メートル以下の物件の堆積

(12) 都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為

(13) 条例第26条第1項の保存計画に定められた条例第25条の保存地区の保存のため必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関して行う行為

(14) 北海道公安委員会が行う道路標識等の設置または管理に係る行為

(景観形成基準等の適合通知)

第4条の2 条例第14条の2(条例第20条の2および第23条の2において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記第2号様式の2の通知書によりするものとする。

(事前協議の申出書等)

第4条の3 条例第16条の2第4項(条例第16条の4第2項において準用する場合を含む。)の書面は、別記第2号様式の3の申出書によらなければならない。

2 市長は、条例第16条の2第4項の規定による事前協議または条例第16条の4第2項において準用する条例第16条の2第4項の規定による変更協議の申出があつたときは、遅滞なく当該事前協議または変更協議の日時を決定し、当該申出をした者に通知するもの

とする。

3 条例第 16 条の 3 第 1 項第 2 号の規定による事前協議の終了の申出または条例第 16 条の 4 第 2 項において準用する条例第 16 条の 3 第 1 項第 2 号の規定による変更協議の終了の申出は、別記第 2 号様式の 4 の申出書によりしなければならない。

(事前協議等の結果通知書)

第 4 条の 4 条例第 16 条の 3 第 2 項(条例第 16 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)の書面は、別記第 2 号様式の 5 の通知書によるものとする。

(事前協議等を必要とする建築物等)

第 4 条の 5 条例第 16 条の 3 第 3 項(条例第 16 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)の規則で定める建築物等は、次の各号のいずれかに該当する建築物等とする。

- (1) 床面積の合計が 500 平方メートルを超える建築物(一戸建ての住宅を除く。次号において同じ。)
- (2) 高さが 10 メートルを超える建築物
- (3) 第 2 条第 1 号の工作物で高さが 2 メートルを超えるもの
- (4) 第 2 条第 9 号または第 10 号の工作物で、床面積の合計が 500 平方メートルを超えるものまたは高さが 10 メートルを超えるもの
- (5) 第 2 条第 11 号の工作物

(事前協議等が終了した旨の標識)

第 4 条の 6 条例第 16 条の 3 第 3 項(条例第 16 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事前協議または変更協議に係る行為の概要
- (2) 第 4 条の 4 の通知書に記載された通知の年月日

函館市普通河川管理条例 抜粋

平成 12 年 3 月 28 日 条例第 33 号

(許可を要する行為)

第 10 条 普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、普通河川管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 普通河川の流水を占有すること。
- (2) 河川区域内の土地(普通河川管理者以外の者がそ

の権原に基づき管理する土地を除く。次号において同じ。)を占有すること。

(3) 河川区域内の土地において土石その他の産出物を採取すること。

(4) 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除却すること。

(5) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更をすること。ただし、普通河川管理者が別に定める行為を除く。

(6) 河川区域内の土地において草木の栽植または伐採をすること。ただし、普通河川管理者が別に定める行為を除く。

(7) 前各号に掲げるもののほか、普通河川の流水の方向、清潔、流量、幅員、深淺等について、普通河川の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

函館市墓地条例 抜粋

昭和 24 年 4 月 1 日 条例第 16 号

第 8 条 使用者は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 墓標、墓碑、敷石、石垣、囲い等を設けること。
- (2) 樹木の植栽をすること。
- (3) 墓地の地形を変更すること。
- (4) 承認を受けて設けた墓標等または植栽した樹木を撤去し、または移転すること。

2 市長の承認を受けずに前項各号に掲げる行為をした者は、市長がその必要がないと認める場合を除き、その場所を原状に回復しなければならない。

参考文献・関係図書

大船遺跡 発掘調査関係

- ・『南茅部町史』上・下巻 南茅部町 1987
- ・『大船C遺跡 -平成8年度 発掘調査報告書- 1996』南茅部町教育委員会 1998
- ・『大船C遺跡 -平成9年度 詳細分布調査-』南茅部町教育委員会 1998
- ・『大船C遺跡 -平成10年度 詳細分布調査-』南茅部町教育委員会 1999
- ・『大船C遺跡 -平成11年度 発掘調査報告書-』南茅部町教育委員会 2000
- ・『大船C遺跡 ハマナス野遺跡 vol. XVII -国庫補助事業による町内遺跡発掘調査事業報告書-』南茅部町教育委員会 2002
- ・『史跡大船遺跡 -平成17年度国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書-』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡 -平成18年度国庫補助事業による史跡整備事業報告書-』函館市教育委員会 2007

大船遺跡 理化学的分析関係

- ・中野 益男, 中野 寛子, 長田 正宏「大船C遺跡から出土した遺構に残存する脂肪の分析」
『大船C遺跡 -平成8年度 発掘調査報告書- 1996』南茅部町教育委員会 1998 (註1)
- ・松村 博文「南茅部町大船C遺跡出土の縄文時代人骨」
『大船C遺跡 -平成8年度 発掘調査報告書- 1996』南茅部町教育委員会 1998 (註2)
- ・三野 紀雄「南茅部町大船C遺跡出土の炭化木質遺物の樹種同定」
『大船C遺跡 -平成8年度 発掘調査報告書- 1996』南茅部町教育委員会 1998 (註3)
- ・吉崎 昌一, 椿坂 恭代「北海道大船C遺跡から出土した炭化種子」
『大船C遺跡 -平成8年度 発掘調査報告書- 1996』南茅部町教育委員会 1998 (註4)
- ・並木 正男, 林 政彦「有孔垂玉の分析報告書」
『大船C遺跡 -平成8年度 発掘調査報告書- 1996』南茅部町教育委員会 1998 (註5)
- ・杉山 真二「南茅部町大船C遺跡から出土した灰化物の給源植物」
『大船C遺跡 -平成11年度 発掘調査報告書-』南茅部町教育委員会 2000 (註6)
- ・吉川 純子「大船C遺跡盛土遺構および住居跡より出土した大型植物化石」
『大船C遺跡 -平成11年度 発掘調査報告書-』南茅部町教育委員会 2000 (註8)
- ・志賀 健司「南茅部町大船C遺跡から出土した珪藻土」
『大船C遺跡 -平成11年度 発掘調査報告書-』南茅部町教育委員会 2000 (註9)
- ・株式会社古環境研究所「南茅部町、大船C遺跡から出土した灰化物の給源植物」
『大船C遺跡 ハマナス野遺跡 vol. XVII -国庫補助事業による町内遺跡発掘調査事業報告書-』南茅部町教育委員会 2002 (註7)
- ・吉川 純子「史跡大船遺跡XY層より出土した炭化種実」
『史跡大船遺跡 -平成18年度国庫補助事業による史跡整備事業報告書-』函館市教育委員会 2007 (註10)

大船遺跡 史跡指定・整備関係

- ・『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』南茅部町教育委員会 2000
- ・『史跡の指定 大船遺跡』『月刊文化財』454号 文化庁文化財部監修 第一法規出版 2001
- ・『国史跡 大船遺跡整備・活用基本計画』南茅部町教育委員会 2002
- ・『史跡大船遺跡復元整備基本計画』函館市教育委員会 2006
- ・『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想 未来をひらく縄文文化交流の道』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡保存整備事業報告書』函館市教育委員会 2010

大船遺跡 保存管理計画関係

- ・『史跡大船遺跡保存管理計画書』函館市教育委員会 2012
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議 2015
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会実施報告書』
北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会 2015
- ・『史跡大船遺跡保存管理計画（平成27年度改訂版）』函館市教育委員会 2016

垣ノ島遺跡関係

- ・『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画書』函館市教育委員会 2012
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画』函館市教育委員会 2016
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画（平成27年度改訂版）』函館市教育委員会 2016
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本設計』函館市教育委員会 2017
- ・『史跡垣ノ島遺跡 -平成25～28年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書-』函館市教育委員会 2017
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備事業報告書』函館市教育委員会 2021

植生関係

- ・鈴木 三男「垣ノ島遺跡の植生環境」
『史跡垣ノ島遺跡 -平成25～28年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書-』函館市教育委員会 2017（註11）
- ・吉田 明弘「北海道南部万畳敷湿原の花粉分析からみた完新世の植生変遷」
『植生史研究』第28巻 第1号 日本植生史学会 2019（註12）

保存活用計画（策定）関係

- ・『史跡等整備のてびき -保存と活用のために-』文化庁文化財部記念物課 監修 2005
- ・『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』文化庁文化財部記念物課 2015
- ・『史跡等の保存活用計画 -歴史の重層性と価値の多様性- 平成30年度 遺跡整備・活用研究集会報告書』独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 2020
- ・『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針』文化庁 2023 最終変更

- ・『史跡等の保存と活用のまとめ』令和5年度 文化財担当者研修 史跡等保存活用計画策定課程（演習資料）独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡整備研究室 2024
- ・『計画策定演習資料 I～VI』令和5年度 文化財担当者研修 史跡等保存活用計画策定課程 資料 独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡整備研究室 2024

保存活用計画（他遺跡）関係

- ・『史跡キウス周堤墓群保存活用計画』千歳市教育委員会 2020
- ・『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画書』つがる市教育委員会 2021
- ・『史跡毛利氏城跡（郡山城跡）保存活用計画』安芸高田市教育委員会 2021
- ・『特別史跡大湯環状列石保存活用計画』鹿角市教育委員会 2024

世界遺産関係

- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画』縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会 2019
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群』（推薦書）文化庁・縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局 2020
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針』縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』縄文遺跡群世界遺産本部 2022
- ・『世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」北海道のガイド教本』北海道環境生活部 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群 Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan』縄文遺跡群世界遺産本部 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画 概要版』縄文遺跡群世界遺産本部 2023
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録記念誌』縄文遺跡群世界遺産本部 2023

その他

- ・『函館市縄文文化交流センター Hakodate Jomon Culture Center』函館市教育委員会 監修 一般財団法人道南歴史文化振興財団 2018 改訂

史跡大船遺跡保存活用計画

令和7(2025)年3月31日 発行

発行 函館市教育委員会

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号

TEL : 0138-21-3472 / FAX : 0138-27-7217
